

2022
年度版

つくばみらい市 くらしのガイド

つくばみらい市役所

TEL 0297-58-2111 (代表) FAX 0297-58-5611

つくばみらい市

×
株式会社 わが街
サイネックス 事典

☆園児の発達に合わせた特別指導☆
音楽・体操・英会話

のびのび
すくすく
なかよく



- 保育時間 7:00 ~ 19:00
- 完全給食制度

豊かな人間性を育てます。

つくば国際はるかぜ保育園



つくば国際大学キャンパス
(産業社会学部) 社会福祉学科
(医療保健学部) 診療放射線学科・臨床検査学科
医療技術学科(H28年4月開設)



つくば国際大学第2キャンパス
(医療保健学部) 理学療法学科・看護学科
保健栄養学科



つくば国際短期大学(保育科)



つくば国際大学高等学校



つくば国際大学東風高等学校



つくば国際大学東風小学校



つくば国際短期大学附属幼稚園



つくば国際保育園



つくば国際百合ヶ丘保育園



つくば国際松並保育園



つくば国際白梅保育園

◆◆ 学校法人 霞ヶ浦学園 ◆◆

つくば国際大学 <https://www.ktt.ac.jp/tiu/> E-mail info@tius.ac.jp

つくば国際大学	土浦市真鍋6丁目20番1号	TEL 029-826-6000
つくば国際短期大学	土浦市真鍋6丁目20番1号	TEL 029-826-6000
つくば国際大学高等学校	土浦市真鍋1丁目3番5号	TEL 029-821-0670
つくば国際大学東風高等学校	かすみがうら市上土田690-1	TEL 0299-59-7516
つくば国際大学東風小学校	守谷市百合ヶ丘1丁目4808-15	TEL 0297-44-6771
つくば国際短期大学附属幼稚園	土浦市真鍋6丁目6番9号	TEL 029-826-5146
つくば国際保育園	土浦市真鍋新町8-16	TEL 029-823-7404
つくば国際百合ヶ丘保育園	守谷市百合ヶ丘1丁目2455番	TEL 0297-21-5355
つくば国際松並保育園	守谷市松並1724番地1	TEL 0297-44-5022
つくば国際白梅保育園	つくば市面野井55-1	TEL 029-886-3300
つくば国際はるかぜ保育園	つくばみらい市小張2786-1	TEL 0297-38-6657

ごあいさつ

つくばみらい市長



おだ がわ ひろし
小田川 浩

つくばみらい市は、秋葉原からつくばエクスプレスでおよそ40分という地理的好条件と、緑と水の豊かな自然に恵まれた環境にあり、首都近郊都市として急速に発展変貌しています。

令和3年8月には、新たな行政サービスの拠点となる「みらい平市民センター」をオープンし、2階には妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を実施する「おやこ・まるまるサポートセンター」を開設しました。また、令和5年度の開通を目指して、スマートインターチェンジを整備しています。これにより、交通や物流の利便性が向上し、市の新たな魅力の創出に繋がるものと期待しています。

昨日よりもっと進んだ新しい今日へ、そして新しい明日へ。それが新しいみらい、「もっとみらいへ」に繋がっていく。そんなつくばみらい市を目指して、まちづくりを進めていきます。

さて、このたび官民協働事業として株式会社サイネックスと発行する「くらしのガイド」は、皆さまの暮らしに役立つ情報誌として、各種行政サービスや医療機関などの情報を掲載しています。

発行にあたり、多大なるご協力をいただいた関係機関・事業者の皆さまに深く感謝申し上げますとともに、この「くらしのガイド」が、皆さまの暮らしの中でご活用いただけることを期待しています。

市の花

なのはな



早春のおだやかな日差しを浴びて、小貝川沿い一面を黄色に染める様は、人に元気を与え、明るく未来に伸びるつくばみらい市にふさわしい花です。

市の木

さくら



身近な樹木で、特に福岡堰の桜並木は、「茨城百景」にも選ばれており、美しく咲く風景は人の心を和ませる力があり、自然豊かなつくばみらい市にふさわしい木です。

市の鳥

ひばり



天高く元気にさえずる姿は、のどかな中にも明日への夢と希望をふくらませる力強さがあり、発展・躍進するつくばみらい市にふさわしい鳥です。



イバライガイ公式スポンサー

正義の宿った建物に
リノキーにしてみませんか



「足場・塗装・雨漏り調査」その他リフォーム

SUN・STEP

株式会社サン・ステップ リフォーム部

TEL0297-57-7770

<http://sun-step.com>

なないろレディースクリニック



NANAIRO

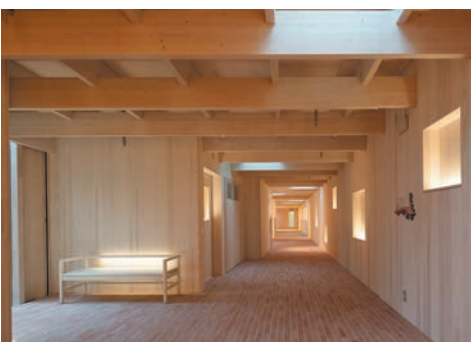
外来棟



小児科 [なないろキッズクリニック] 併設
自然分娩・産後ケア [なないろもあパースクリニック] 併設
皮膚科・美容皮膚科 [なないろスキンクリニック] 併設
一時預かり託児施設 [なないろのおうち] 併設

患者様のパースプランに従いオーダーメイドケアいたします
分娩（立会出産可）、不妊相談、更年期相談、ピル相談
漢方相談、各種婦人科検査、避妊指導
母体保護法指定医

診療科目 産婦人科
診療時間 9:00～12:00, 15:00～18:00
休診日 水曜日午後、土曜日午後、日曜日、祝日
電話 029-860-7716 [要予約]
住所 つくば市西大沼 636-10
<https://www.nanairo.or.jp>



入院棟





つくばみらい市
くらしのガイド

Contents

Tsukubamirai City

〈広告〉

初沢電気工事店
代表 初沢 政美

おまかせ下さい

電灯・動力・内線工事
建設工事・土木工事

照明器具・ルームエアコン・
業務用エアコン・衛星放送・
電話工事など

太陽光発電・コンセントから
新築工事まで…

《本店》つくばみらい市小絹171-13
☎(0297) 52-2567
FAX(0297) 52-0451

《十和営業所》つくばみらい市下長沼137
☎(0297) 52-7367

- 1 ごあいさつ
- 6 ライフインデックス

つくばみらい市ガイド

- 8 つくばみらい市の概要
- 10 市の情報ツール

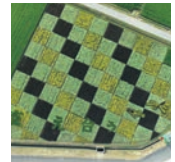
12 I LIVE IN TSUKUBA MIRAI.

100年間、愛される地元をつくろう

特集

青空 広がる緑のまち

- 14 自然満喫スポット
- 16 歴史・文化
- 18 自慢の特産品
- 20 歳時記



90 余年の信頼と実績 24時間365日対応・霊安室完備 事前相談受付中



みらいホールつちど ☎0297-20-7766

つくばみらい市板橋 2218-14 板橋不動尊そば みらい平駅5分 **みらいホールつちど** 検索

有限会社土戸商店 つくばみらい市福岡 1626-3 TEL.0297-52-5040



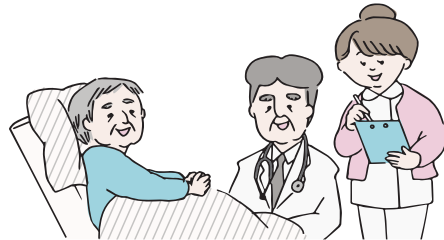
行政ガイド

- 24 防災・救急
- 31 公共施設一覧
- 33 庁舎案内
- 37 子育て・教育
- 46 福祉・健康
- 53 介護保険
- 58 医療・年金
- 65 生活・環境
- 72 届出・証明
- 78 税金
- 81 生涯学習
- 83 スポーツ
- 85 行政・議会・相談



生活ガイド

- 90 医療機関マップ 北西部エリア
- 92 医療機関マップ 南東部エリア
- 93 つくばみらい市医師会挨拶・リスト
- 94 つくばみらい市歯科医師会挨拶・リスト
- 95 つくば薬剤師会挨拶・リスト
- 96 つくばみらい市商工会
- 98 リフォームの基礎知識
- 102 葬儀の豆知識
- 103 エンディングノートを準備しませんか？



**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

〈 広告 〉

外壁屋根塗装・屋根工事専門店

みらいペイント 身体と心とお家を綺麗に

みらいペイント

ISO9001 品質管理マネジメントシステム 認定店
雨漏り・ドローン調査見積り無料

子ども達の
未来のために
環境に優しい塗料を
扱っています

つくばみらい市小絹164-1
☎0120-303-361

みらいペイント 検索



岩手県遠野の角閃石

つくばみらい市の岩盤浴

健美館みらい

営業時間 9:00~21:00(最終受付20:00) 定休日 不定休

つくばみらい市小絹164-1
tel.0297-34-0361

健美館みらい 検索



足場を通して関わる全ての人に笑顔を

株式会社 イーストカンパニー

つくばみらい市高岡583-1
tel.0297-21-6971

イーストカンパニー 検索





三方よしの
屋根点検
被災地支援プロジェクト

ドローンで
調査!





自然災害に備えて両親や大切な人に

屋根点検 をプレゼントしませんか？



株式会社 美波

茨城県知事許可(般-31)第36977号

TEL:090-6927-7434

事務所:0297-21-2811

つくばみらい市小張 3133-34

美波 つくばみらい市 | 検索





Life index ライフインデックス



- ★妊婦健康診査 ←37
- ★出生届 ←73

誕生 たんじょう



- 1 赤ちゃんが
生まれたら
出生届 ←73
生まれた日から
14日以内に届出

1~7の場合は、
市役所へ
届け出てください

- 2 引越してきたら
転入届 ←73
住み始めた日から
14日以内に届出



老後 ろうご

- ★高齢者福祉 ←46
- ★介護保険 ←53
- ★後期高齢者医療制度 ←60
- ★国民年金 ←62



〈広告〉

内科・消化器内科・糖尿病内科・小児科（1歳以上）
在宅医療も対応

つくばみらいファミリークリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00-12:00	○	○	○	○	○	○	—
15:00-18:30*	○	○	○	—	○	—	—

※受付18時15分 【休診日】日曜・祝日

つくばみらい市富士見ヶ丘 1-8-1
TEL.0297-21-8025

つくばみらいファミリークリニック

古本無料出張買取

読まなくなった・観なくなった・使わなくなった

本 CD/DVD ゲーム プラモデルおもちゃ ピアノ楽器

ポイント
本棚に並んだままでもOK!
運び出しもお手伝いいたします

ありませんか?

- ✓ 20点以上からOK
- ✓ 高価買取
- ✓ 現金でのお支払い
- ✓ 即日対応
- ✓ 100点以上の大口買取も可
- ✓ 出張交通費は完全無料でお伺い

0297-38-5511

いはデン . com 地域密着型古本出張買取専門店
つくばみらい市小絹171-11-101
受付時間: 8:00 ~ 19:00 / 年中無休
茨城県公安委員会許可 第401240000906号 出張エリア: 茨城県南部全域

塗装・防水・足場工事業

東洋レジジン工業株式会社

茨城県つくばみらい市谷井田1414-11
TEL&FAX:0297-58-3669

東洋レジジン工業株式会社





緊急時

きんきゅうじ

- ★防災 -24
- ★避難所 -29

- ★乳幼児健康診査 -37
- ★保育施設 -38
- ★予防接種 -38
- ★幼稚園 -44



育児 いくじ

- ★小学校 -44
- ★中学校 -44
- ★放課後児童クラブ -45
- ★就学援助制度など -45
- ★教育相談 -86



教育 きょういく

3 市外へ引越していくとき 転出届 -73

転出する時、または市外へ住所を移した日から14日以内

4 市内で住まいが変わったら 転居届 -73

市内で住所を移した日から14日以内に届出

5 結婚したら 婚姻届 -73

届け出た日から効力

6 必要な方 印鑑登録 -74

7 家族が亡くなったら 死亡届 -73

死亡の事実を知った日から7日以内に届出

生活 せいかつ

- ★施設 -31
- ★各種健診 -51
- ★国民健康保険 -58
- ★国民年金 -62
- ★ごみ -65
- ★上水道 -67
- ★下水道 -69
- ★コミュニティバス・デマンド乗合タクシー・病院バス -71
- ★税金 -78

結婚 けっこん

- ★住民登録 -73
- ★婚姻届 -73



〈 広告 〉

超精密金型 / オイルシール金型 / 超精密金属加工

技



株式会社西郡製作所

つくばみらい市福岡 2461-2
TEL:0297-52-4800

西郡製作所 検索



相続手続きは 全てをプロにお任せを!!

ご自身は印鑑証明だけ取れば OK !!

- 戸籍の収集、様々な手続き
- 相続人とのやり取り、書類の作成
- 全て私達が代行します



まずはお気軽にご相談ください

株式会社 東京リーガルオフィス

GLOBAL PARTNERS

つくばみらい市山王新田 290-6
TEL 0297-21-3006

安心して仕事と子育てを両立できるように

ひなた保育園つくばみらい

板橋1813-1

TEL:0297-21-3451



ひなた保育園やわら

筒戸3561-1

TEL:0297-21-3081



ひなた保育園みらい平

陽光台4丁目3-4

TEL:0297-21-8113



市内に個性あふれる3つの保育園

株式会社アンフィニ つくばみらい市板橋1812-16 TEL:0297-20-7573

☆詳細はこちら☆



Overview of Tsukubamirai City

つくばみらい市の概要

市の基本情報



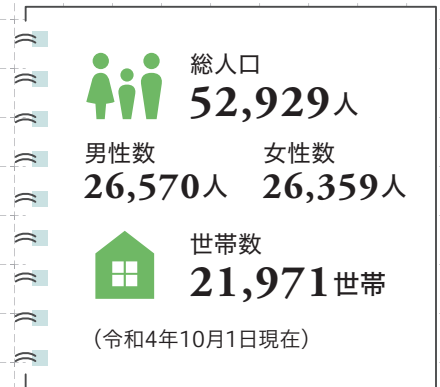
平成18年3月27日に旧伊奈町、旧谷和原村が合併し、人口約4万2千人、面積79.16km²の「つくばみらい市」が誕生しました。

本市は茨城県の南西部、東京都心から40km圏に位置し、2つの主要河川が流れています。低地部は肥沃な水田地帯が広がり、台地部は畑地や住宅、4つのゴルフ場などで形成されています。

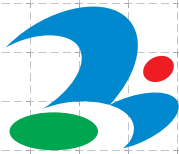
道路網は、北部に国道354号、西部に国道294号、中央部を常磐自動車道が走り、国道294号に交差して谷和原ICがあり、交通の利便がはかられています。

さらに鉄道網では、国道294号と平行し関東鉄道常総線が走るほか、平成17年8月24日には東京秋葉原とつくば市を結ぶ首都圏新都市鉄道(株)が運行する「つくばエクスプレス」が開業し、みらい平駅から秋葉原駅まで最速で40分、つくば駅までは12分で結ばれました。

そして福岡地区には、雇用の促進や市の活力を支える新たな産業拠点として、福岡工業団地を整備しています。また、令和5年度にはスマートインターチェンジの開通が予定され、交通や物流の更なる利便性の向上が期待されます。



市章 (平成18年3月27日制定)



つくばみらい市の頭文字「つ」と「み」をモチーフに、青と緑は空と清流に育まれた歴史と文化の田園都市を、赤は情熱と輝きと協力をイメージした太陽を表現しています。全体ではばたく鳥のイメージを描き、「つくばみらい市」の発展と飛躍を象徴しています。

つくばみらい市民憲章 (平成18年11月1日制定)

わたくしたちは、豊かな自然環境に恵まれた郷土を愛し、ふるさとの誇れる歴史と伝統文化を受け継ぎ、世界に羽ばたく住みよいつくばみらい市をみんなでつくるために、この憲章を定めます。

- 自然を愛し、人にやさしい、緑ゆたかな美しいまちをつくりましょう
- 教養を深め、歴史と文化のかおり高いまちをつくりましょう
- 豊かな心を育て、体をきたえ、健康で明るいまちをつくりましょう
- 若い力をはぐくみ、働く喜びをもち、活力に満ちたまちをつくりましょう
- 地域活動に参加し、心のかよいあう、生きがいのあるまちをつくりましょう

(広告)



(施工実績)つくばみらい市立陽光台小学校校舎建設工事(JV)

確かな技術と誠実さで 社会に奉仕する

茨城県知事許可(特-03)第1241号
一級建築士事務所 茨城県知事登録A3383号

YWR 谷原建設株式会社

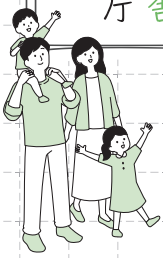
〒300-2454 茨城県つくばみらい市下長沼118-1

TEL 0297-52-2298 FAX 0297-52-4867 <https://www.ywr.co.jp/>

谷原建設

検索

庁舎案内



つくばみらい市役所
伊奈庁舎

〒300-2395
つくばみらい市福田195

〈広告〉

つくばみらい市役所
谷和原庁舎

〒300-2492
つくばみらい市
加藤237



みらい平市民センター

〒300-2358
つくばみらい市
陽光台
3丁目9-1



物流で地域と地域をつなぐ

永和運輸株式会社

〈一般貨物運送業〉

本社 つくばみらい市谷井田 2754
TEL0297-58-2727/0297-58-2240
FAX0297-58-8748

埼玉県
伊奈町

友好都市

千葉県
香取市

伊奈町と本市は、古くは代官頭伊奈忠次と、その二男である関東郡代伊奈忠治ゆかりの地です。つくばみらい市においてはつくばエクスプレス、伊奈町においては埼玉新都市交通伊奈線ニューシャトルの沿線に位置し、それぞれ沿線鉄道整備の発展のまちづくりを進め、地域発展を遂げてきた経緯があります。

平成25年1月17日、両市民・町民の交流を通して友好親善を図り、更なる友情と信頼のなか、相互の発展が末永く持続することを真に願い、「友好都市協定」を締結しました。



バラで有名な町制施行記念公園

香取市と本市は、我が国初の実測日本地図作成に関わった伊能忠敬と間宮林蔵のゆかりの地です。間宮林蔵は、幕府より派遣された地で、全国測量の途上であった伊能忠敬と出会い、忠敬より測量技術について学んだ後、北海道の北側の測量を行い、「大日本沿海輿地全図」の完成に大きく貢献しました。このような歴史的つながりから、両偉人が築き上げた友好関係を今後の交流へ映し出し、更なる発展と互いの理解と連携を深めることを目的として、平成30年1月19日「友好都市協定」を締結しました。



江戸時代の建物が残る情緒ある町並み

制御盤配電盤キュービクル製造
受変電設備リニューアル

株式会社 ヨシダ

つくばみらい市下平柳553-3
TEL 0297-20-7603 FAX 0297-20-7604

畳 襖 障子 内装工事

おかげさまで149年。
五代目・六代目で力を合わせ頑張っています。

よしや畳店
創業
治承
元年

つくばみらい市谷井田913
☎ (0297) 58-0899

よしや畳店 検索

URL/http://yoshiyatatami.com/

常磐興業株式会社

〒300-2435
茨城県つくばみらい市筒戸 3178
TEL 0297-52-2203
FAX 0297-52-3724



磨いた技術と積み重ねた経験で、地域に貢献する常磐興業
上下水道・土木工事・舗装工事・給排水工事及び修理を主として
頑張っています。仕事の大小かわからず、お気軽にご連絡下さい。

Information Tools

市の情報ツール

紙媒体だけでなく、ホームページやSNS、アプリからも最新の情報を発信しています。皆さんの暮らしに役立つ情報が満載です。

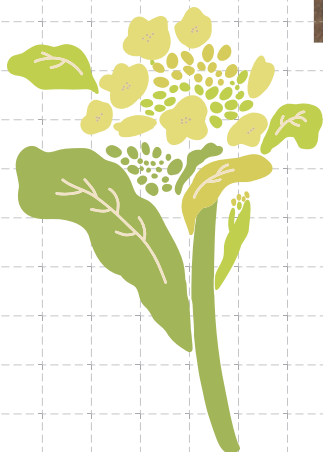
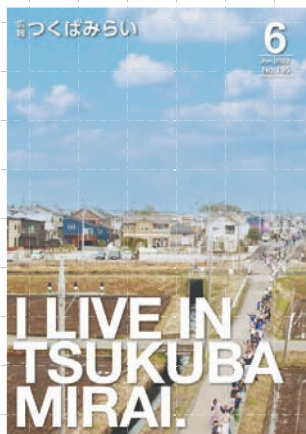
つくばみらい市ホームページ

市の公式サイトです。各種手続きの方法や、施設案内、イベント情報、災害時の緊急情報などを配信しています。



広報つくばみらい

市からのお知らせやイベント・講座情報などを掲載し、毎月各世帯へ配布しています。市ホームページではバックナンバーも閲覧可能です。



SNS



市公式
Twitter
(@tsukubamirai_c)



市公式
Facebook
(@tsukubamiraishi)



市公式 YouTube



つくばみらい市観光協会公式アカウント

Facebook
(@miraikankou)



Instagram
(@mirai_kankou)



アプリ



つくばみらい市防災

平常時・災害時を問わず無料で利用できる防災アプリです。防災無線の放送内容をいつでも確認できるほか、避難所マップ・ハザードマップの確認や、イベントや健康、子育てといった情報も受け取ることができます。



iOS



Android



SumaMachi

実証実験として「SumaMachi」を活用することにより、市民の皆さんとのスムーズな双方向コミュニケーションを実現し、「日本一住みやすい街」を目指しています。



スマホひとつで、街づくり中。

ふらっと!294

「つくばみらい市」、「常総市」、「取手市」を中心とした、茨城県常総地方の観光周遊ガイドアプリです。観光施設、店舗、鉄道など、数百のスポットを、個性豊かな3市のキャラクターとともに巡りましょう!



公式 Twitter



iOS



Android

〈広告〉

配電機器ゴム製品 自動車部品 工業用ゴム製品製作



「欲しい」をカタチにする。

AG 株式会社 **アキタ**

ゴム加工で40年以上の実績。アキタのゴムはあらゆる場所、場面で使用されています。

茨城県つくばみらい市野堀87

TEL: 0297-58-3111

<https://www.kkakita.co.jp/>



任せて安心、任せられて安心 信頼できる施工を行います

いなほ工業株式会社

当社は創業46年、茨城県県南地区を拠点に地域に根ざした建設会社として、地域社会の信頼と安全かつ確実な施工を第一に事業を行っております。

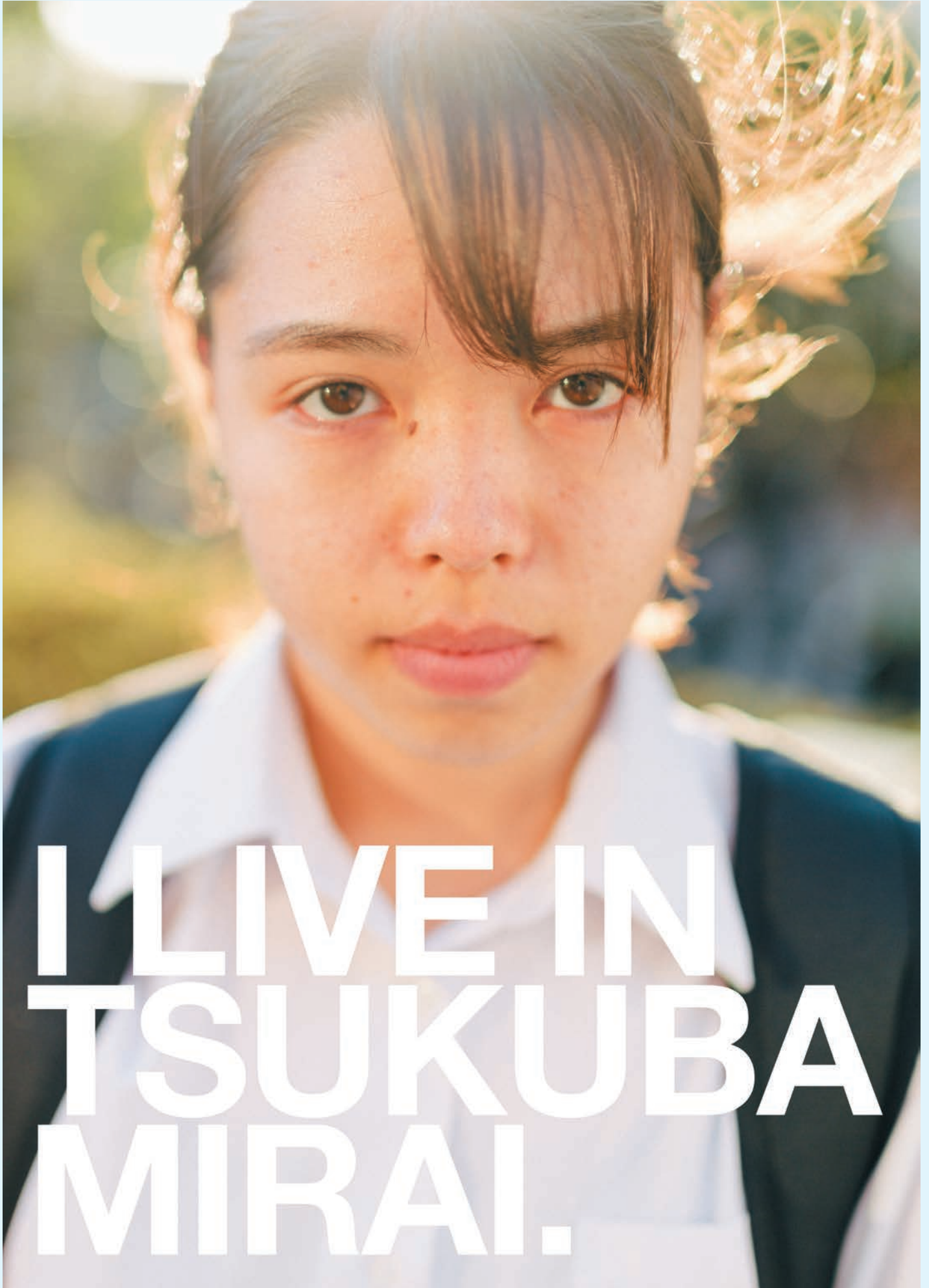
事業内容 **管** 工事業 **土** 木工事業

本社 茨城県つくばみらい市上島848
TEL.0297-58-0382
FAX.0297-58-7179
つくば支店 茨城県つくば市谷田部3031-2
取手支店 茨城県取手市藤代2005-2

JBS 株式会社
常南部品商会

つくばみらい市伊丹 136
TEL 0297-58-1325
FAX 0297-58-4690





100人の市民によるポスター

I LIVE IN TSUKUBA MIRAI.

つくばみらい市シティプロモーション
「I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.」

人生100年時代。
ここに住む人々が、ここで働く人々が、これから生まれてくる子どもたちが、100年間地元を愛し、豊かな未来で笑顔あふれる暮らしとなるように。誇れる街となるように。

さあ、100年間、愛される地元をつくろう。
そして、胸を張って、この言葉を語ろう。

I LIVE IN TSUKUBAMIRAI.



〈広告〉

(株)斉藤商店本社



灯油・軽油の配達いたします。
平日 9:00～17:00
つくばみらい市豊体 1058
TEL0297-58-0054

セイフル伊奈



街の中核給油所
平日 7:00～20:00
日曜 8:00～19:00
祝日 8:00～19:00
つくばみらい市豊体 617-5
TEL0297-58-9130

トマトハウス



リフォームの専門店
住まいのことでお困りなら、
まずはご相談ください。
平日 9:00～18:00
つくばみらい市谷井田 2220-1
TEL0297-58-8829

戸建て住宅、マンション・ビル、アパート、工場、倉庫など、お家や建物に関する事なら何でもご相談ください。リフォーム、防水、塗装、解体、足場仮設など、様々な工事に対応しております。



お家の事は、
海老原工業に。

求む即戦力！未経験入社も可能



株式会社 海老原工業

TEL.0297-57-1422

つくばみらい市板橋 2836-6

海老原工業 つくばみらい市

青空 広がる 緑の まち

YAWARA 福岡堰さくら公園

県内有数の桜の名所として有名な公園で、敷地面積は約2.7ha。公園内は芝生が植えられているので、レジャーシートを広げてくつろぐことができます。またジャブジャブ池などの水遊びエリアと大型複合遊具があるので、親子連れでのお出かけにもおすすめです。

所 北山2633-7



水のモニュメントからは
数分ごとに水が噴き出します!



絹の台桜公園

その名の通り桜が多数植えられ、絹の台地区では最も大きい公園です。多目的広場や野外ステージ、ローラー滑り台などもあり、子どもたちの絶好の遊び場として利用されています。

所 絹の台3-2

←手で押して進むようなゆるやかな
スピードで進むので、小さな子ども
も安心してチャレンジできるかも。



小貝川サイクリングロード

茨城県道502号取手常総自転車道線(取手市宮和田～常総市新井木)を主とした、小貝川沿いに延びる全長約30kmのサイクリングロードです。平成27年度に「新日本歩道紀行100選水辺の道」にも認定されていて、自転車だけでなく、歩いても楽しめます。

自然満喫スポット

緑豊かな場所が数多くあるのが、つくばみらい市の魅力の一つ。
家族や友達と一緒に、自然と触れ合いに出かけてみましょう。



〈広告〉

グリーン工業株式会社

造園・土木・設計・施工・管理
茨城県知事許可(般-02)第26249号

つくばみらい市小絹1251-1

☎(0297)52-0987 回線QR
FAX(0297)52-0988
http://www.green-kg.co.jp

食肉卸・小売
惣菜製造販売

肉の菊屋

営業時間：午前9：30～午後7：00
定休日：日曜日・祝日

つくばみらい市小絹732

☎ 0297-52-3059

男子プロレギュラーツアー
【ゴルフパートナーPRO-AMトーナメント】
開催コース
2023年春も開催!

TKG

取手国際ゴルフ倶楽部
つくばみらい市板橋2994
TEL：0297-58-2211



きらくやまふれあいの丘

子どもからお年寄りまで楽しく、ゆったりとした時間を味わえる総合福祉施設です。ここには大浴場のある「すこやか福祉館」と多目的ホールのある「世代ふれあいの館」の2館をメインに、テニスコート、屋外ステージ、自然散策の森などがあります。

屋外には旧満州(中国東北部)を運行していた「蒸気機関車PL2号」が展示されています。

所 神生530



総合運動公園

体育館、野球場、テニスコート、ゲートボール場、多目的広場、青少年研修場などさまざまな体育施設を備えた運動公園です。室内競技にも屋外競技にも対応でき、多くの方がスポーツに汗を流しています。

所 小張1770

蒸気機関車
PL2号

みらい平地区の公園

みらい平地区には、大小合わせて14カ所の公園があり、陽光台エリア、富士見ヶ丘エリア、紫峰ヶ丘エリアの3つに分かれています。それぞれのエリアには中心となる公園を配置し、新しい街並みにふさわしい公園をつくっています。



みらい平
さくら公園

陽光台エリア



みらいの森
公園

富士見ヶ丘エリア



みらい平
どんぐり公園

紫峰ヶ丘エリア

公園名	所在地
1 なかよし公園	陽光台2丁目11-6
2 石の公園	陽光台3丁目20
3 みらい平さくら公園	陽光台3丁目45
4 すこやか公園	陽光台4丁目8-1
5 みらいの森公園	富士見ヶ丘1丁目25-1 外
6 てんとうむし公園	富士見ヶ丘1丁目10-1
7 くわがた公園	富士見ヶ丘2丁目10-1
8 かえる公園	富士見ヶ丘3丁目14
9 ほたる公園	富士見ヶ丘4丁目26-21
10 きょうりゅう公園	紫峰ヶ丘1丁目16-1
11 とんぼ公園	紫峰ヶ丘2丁目10
12 かたつむり公園	紫峰ヶ丘3丁目16-6
13 みらい平どんぐり公園	紫峰ヶ丘4丁目5-1
14 ちょうちょう公園	紫峰ヶ丘5丁目32-16

〈 広告 〉

IBARAKI GOLF CLUB
茨城ゴルフ倶楽部

つくばみらい市小島新田 <https://ibarakigc.jp>
TEL: 0297(58)1216(代) FAX: 0297(58)1961

筑波カントリークラブ

つくばみらい市高岡830-2 TEL.0297-58-1515
URL. <http://www.tsukuba-cc.jp>

建設業県知事許可番号(般)第965号
一級建築士事務所県知事登録番号(A)3713号

「木」の良さを生かした家づくりと、これからの「住まい」を考え、快適な「住環境」を提案します。

丸斉建設 有限会社

つくばみらい市真木 106

TEL 0297-52-2627

E-mail info_marusai@hotmail.co.jp

歴史・文化

探検家・測量家であり間宮海峡の発見者である間宮林蔵は本市の出身です。

市内には顕彰事業として建てられた間宮林蔵記念館があります。

その他、関東三大不動のひとつである不動院や、江戸時代の生活文化を伝える

結城三百石記念館など歴史スポットが数多くあります。

間宮林蔵

間宮林蔵は、1780(安永9)年に筑波郡上平柳村(現つくばみらい市上平柳)に生まれました。名は倫宗といい、林蔵は通称です。

小貝川の堰止め工事にあたり、効果的な方法を幕府役人に教え、そこで認められて江戸に出ることになりました。1799(寛政11)年に測量術の師村上島之允しまのじょうに従い、初めて蝦夷地に渡ってから北辺で20年近く活躍し、蝦夷・千島・カラフトにおいて「間宮海峡」の発見をはじめとする数々の業績を残しています。



年表

1780 (安永9)年	常陸国筑波郡上平柳村(現つくばみらい市上平柳)に生まれる
1795 (寛政7)年	小貝川の堰止め工事にあたり、幕府役人に才能が認められ江戸に出る
1800 (寛政12)年	函館において、伊能忠敬と師弟の約を結ぶ
1808~1809 (文化5)年	間宮海峡(樺太とユーラシア大陸の間)を発見
1821 (文政4)年	伊能忠敬の大日本沿海輿地全図完成(北海道部分は間宮林蔵が測量)
1832 (天保3)年	シーボルト著「日本」の中で間宮海峡を世界に紹介
1844 (天保15)年	江戸の自宅で病死

世界地図に名を残す、ただ一人の日本人。

間宮林蔵記念館



間宮林蔵生家
県指定史跡

林蔵の偉業を紹介する記念館。「蝦夷図」とうだち ほうまき づ「東鯤地方紀行」など全国から収集した貴重な資料や、つくばみらい市・東京の間宮家に伝わる遺品、林蔵にまつわる歴史などをテーマごとに分かりやすく展示しています。

敷地内には茅葺き屋根の林蔵生家が保存・公開されています。

所 上平柳64-6

Column

結城三百石記念館で江戸時代の暮らしを学ぶ



所 谷井田1647

結城家は、「結城三百石」と称され、江戸時代初期の新田開発から始まり、その後も地域の中心的役割を担ってきました。5,000点以上の史料が保管され、その一部が展示公開されています。



〈広告〉

浄土宗 金龍山 光堂院
セン ショウ ジ
専稱寺

間宮林蔵墓

文化五(一八〇八)年、幕府より樺太探検を命ぜられる間宮林蔵が、死を覚悟して、出発する前年に、菩提寺である当寺に、自ら建立したものである。

電話 0297-58-7281
つくばみらい市上平柳5

真言宗豊山派
神護山東福寺

つくばみらい市東楯戸879
☎ 0297-52-3205

調査 測量 設計

(有)木村測量設計事務所

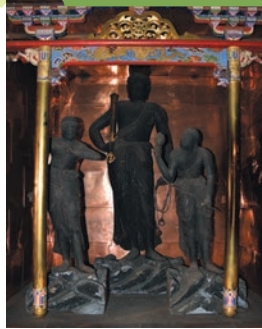
つくばみらい市奉社36
TEL. 0297-58-8958
FAX. 0297-58-9355



国指定文化財

本堂

国指定重要文化財



「木造不動明王及二童子立像」

不動院

不動院は、「板橋のお不動さん」として古くから関東一円のたくさんの皆さんから信仰されてきました。弘法大師が一刀三礼の故事に倣って彫られたと伝わるご本尊の不動明王と二童子立像は国の重要文化財指定を受けており、ご本尊の御開帳は、1月28日(初不動)、2月(節分)、11月28日(大祭)の年3回です。

重厚な本堂は文禄年間(1592~5)密教形式の代表的建造物です。また、本堂、三重塔、楼門は県指定文化財に指定されています。

大同年間開創から1200年以上にわたる歴史を持つ不動院は、毎日香煙絶えない関東の名刹にふさわしいたたずまいです。

所 板橋2370

Column

まちに残る民族行事
西丸山祈禱ばやし

県指定無形民俗文化財

当市域では江戸時代から『西丸山祈禱ばやし』という大杉信仰に基づく疫病払いが続いています。そろいの半纏を着て行列をつくり、大太鼓や笛などでお囃子を演奏しながら、大杉神社のお札を西丸山地区の各戸に配って歩きます。また西丸山地区の入り口にはワラ人形を据え付けて、疫病が入り込むのを防ぎ無病息災を祈願します。

所 西丸山

1月第2日曜日



善空寺

浄土宗の寺で、本誓上人によって1471(文明3)年に開基されました。高さ約80cmの阿弥陀如来立像が本尊です。

所 小張2623



県指定文化財

木造阿弥陀如来立像



大楽寺

境内には源頼朝の墓と伝えられる五輪塔が残り、また平安時代の古瓦も採集されている寺院です。

所 福岡12



県指定文化財

木造阿弥陀如来及脇侍像

〈広告〉

株式会社 谷原商運

MIRAI から未来へ、谷原力。
運輸と倉庫のスペシャリスト

茨城県つくばみらい市成瀬 704-2
TEL 0297-52-3546
FAX 0297-52-3841
http://yawara-shoun.com/

永代供養塔 限定5名様
30万円で承ります。

浄土宗 善空寺
つくばみらい市小張2623
お気軽にお問い合わせください
TEL.0297-58-8054

業務内容

- 公共測量全般
- 土地・家屋・測量・調査・登記
- 3次元起工測量一式
- 宅地造成設計監理
- 官公署各種許可申請代理

株式会社 **中央測量設計**

つくばみらい市福原205
TEL.0297-58-7939
FAX.0297-57-1532
E-mail chuusoku@amber.plala.or.jp

青空 広がる緑のまち



お米

つくばみらい市には鬼怒川や小貝川などの大きな河川が流れ、小貝川沿いの低地部には広大な水田地帯が広がっています。6月の豊富な降水量や7・8月の晴天率の高さなど、栽培に適した自然豊かな気候で、おいしいお米が育てられています。



やわら三万石(日本酒)

『谷』原三万石』とも呼ばれる、つくばみらい市の水田で育ったお米「五百万石」を使用した純米酒。酵母は、茨城県工業技術センターが培養した「新ひたち酵母」を使用しています。香り高く、切れのいい味わいが特徴です。

自慢の特産品

地元の方から愛される美味しい特産品をピックアップ！
安全・安心、そして新鮮なつくばみらいの自慢の味をお楽しみください。

トマト

小 貝川沿いの肥沃な土壌を中心に、多くのトマトが生産されています。大玉・中玉・ミニなど生産者の栽培のこだわりと熱い想いが詰まったトマトは味が濃くてとてもおいしいと評判です。



巨峰

実 はつくばみらい市は隠れた巨峰の名産地で、40年以上の栽培の歴史を持ちます。粒が大きく、食べると甘くてジューシーな食感が口いっぱいに広がります。種をとって果肉をちぎり、サラダやスパゲッティに入れて食べるのもおすすめです。



特産品を購入できる、2つの推しイベント!

1 推し あさのいち

毎月第1土曜日にみらい平どんぐり公園で開催されている朝市で、来場者は多いときには約600人を超えます。前日や当日に収穫された新鮮な野菜を農家から直接買うことができ、野菜の調理方法などを教えてもらえるのも、「あさのいち」ならではの、雑貨の販売やフリーマーケットも同時開催されています。

所 紫峰ヶ丘4-5-1



2 推し 米コンテスト

市内産米のPRやお米の消費拡大などを目的に2021年に始まったコンテスト。最優秀賞に選ばれたお米は、市ふるさと納税の返礼品に選ばれます。お米の食べ比べや市内産米の販売のほか、トラクターの試乗なども体験できます。



〈広告〉



草もち
揚もち
各種祝餅
赤飯
ぼためし 他

有 大久保利通商店

つくばみらい市の特産品の草もちは、地元の天然よもぎの豊かな香りと新米を自家製粉してつuitたお餅のもちもち感、あんこ、きなこのハーモニーが絶妙の天下逸品。

つくばみらい市市野深 605-3 (伊奈中となり)

TEL 0297-58-0202
<http://www.moti-net.co.jp/>

生産者直売所

今川家で丹精込めて作った野菜を販売しています

今川農園

つくばみらい市寺畑 343

TEL・FAX 0297-52-4612
携帯 090-8801-3400

守谷SA(上り)でも今川農園の新鮮野菜販売しております。

青空 広がる 緑の まち

福岡堰さくらまつり

○ 3月下旬～4月上旬

毎年、桜の開花時期に合わせて開催。約450本のソメイヨシノが1.8km続く桜のトンネルは見ごたえたっぷり、一日およそ5,000人の花見客が訪れます。期間中の土日にはグルメブースの出展があり、お花見と一緒に地元グルメをテイクアウトで楽しめます。

所 福岡堰



グルメブース

歳時記

400年以上続く伝統行事や地域性を活かしたお祭りなど、この町にはさまざまなお祭り・イベントがあります。

○ 8月



みらいフェスタ

市商工会青年部が主催する夏祭りです。会場では、各種団体による出店や露天が軒を連ねお祭りを盛り上げます。特設ステージでは、毎回多くの出演者が催し物を披露します。青空の下、熱いステージにも注目です。

所 つくばみらい市総合運動公園

つなび 綱火

○ 8月下旬

国指定重要無形民族文化財に指定されている綱火は、戦国時代末期から地域の方や有志などにより受け継がれている伝統行事です。空中に綱を張り巡らし、その綱を使って人形や船などを操り、浦島太郎や桃太郎などの人形芝居を演じます。太鼓や笛のお囃子に合わせて、からくり人形が動きながら綱を伝い、仕掛け花火が数々の演出を添えます。

本市には二流派あり、小張松下流は毎年8月24日、高岡流は毎年8月下旬に行われます。

所 小張松下流 ▶ 小張愛宕神社
高岡流 ▶ 高岡愛宕神社

高岡流綱火



小張松下流綱火

< 広告 >

建設業

株式会社 寺田興業

つくばみらい市南927-2
TEL 0297-52-5809

寺田興業

検索



記念日やお祝いに感謝を込めて



全国へお花をお届け出来ます

暮らしに花を。

Flower Shop あさの

OPEN 9:00-19:00

つくばみらい市谷井田1379-5

tel.0297-58-4113

fax.0297-58-4186



天台宗 廣嚴山

光明院

つくばみらい市西楢戸767

電話 0297-52-2192

本代供養樹本尊
つくばさくら廟



9月
田んぼアート

広大な田んぼに「紫稲」「黄稲」などを使って文字やイラストを描きます。秋にはつくばエクスプレスの車窓から田んぼアートをご覧になれます。

所 下小目2546-1



11月
商工感謝祭

日頃のご愛顧に感謝して市商工会が主催する、市民の皆さんに還元するイベントです。特設ステージでの催しものや新米コシヒカリが当たる抽選会、市内のお店が集まる模擬店エリアなど盛りだくさん。

所 伊奈庁舎駐車場



11月
文化祭

市内で活動するさまざまな分野の団体・個人が、演技や作品を披露。ダンスや舞踊の発表のほか書道や手工芸品などが展示され、芸術と文化の秋を肌で感じる事ができるイベントです。

所 ぎらくやまふれあいの丘 他



1月
初詣（不動院）

1月1日～7日に行われる「初詣護摩祈祷」には厄除・家内安全・商売繁盛などを願い、多くの参拝客が訪れます。

所 不動院



2月
節分（不動院）

邪気を払い、無病息災を願う節分祭。大勢の人が集まり、かみしもを身に着けた氏子総代が、神殿前の壇上から豆や福銭、福袋をまきます。

所 不動院

※開催時期などが変更・中止になる可能性があります。くわしくは市ホームページなどでご確認ください。

〈広告〉

直売所にて、秋の味覚 焼いてます。 12月より干し芋を販売する予定です

庄
庄七農園
つくばみらい市寺畑36 070-4001-6184

住まいのお困りごと

お気軽にご相談ください!!

外装工事

外壁塗装 	屋根塗装 	外壁張替・カバー工事 	雨樋補修
		軒天・破風補修 	屋根葺替補修
外部工事 (門扉・塀・スロープ・階段 他)			

水廻り工事

トイレ取替工事 	ユニットバス取替工事
--------------------	-----------------------

外構工事

カーポート・ガレージ 	フェンス・門扉
ウッドデッキ 	草刈り
ブロック・スロープ階段 	

内装工事

クロス工事 	フロア暖房
全面リフォーム 	フローリング張替工事
畳張替・障子貼替 	室内除菌・抗菌ハウスクリーニング工事
和室から洋室へ 	

洗面化粧台取替工事 	キッチン取替工事
----------------------	---------------------

蛇口取替工事 	室内配水管洗浄
-------------------	--------------------

エコ工事

省エネ・断熱窓 	エコキュート取付け 	断熱工事 	シャッター・玄関
--------------------	----------------------	-----------------	---------------------

各設備修理 	ガス風呂釜取替工事
------------------	----------------------

介護工事

転倒・転落事故を未然に防ぐためにも大切な工事です

トイレ 	浴室 	廊下
階段 	玄関前 	玄関

手すり工事
段差解消工事

ビルトインコンロ取替工事

みらい美装



0120-983-206

すぐに
みらい美装へ
営業時間問わず
ご連絡ください。

お電話いただければ、できる限り早急に対応させていただきます。工事状況により、すぐにお伺いできない場合もございます。あらかじめご了承ください。

行政ガイドインデックス

Administrative guide Index

24 防災・救急

屋内の備え・点検箇所/屋外の備え・点検箇所/地震発生時の行動ポイント/風水害時の行動ポイント/避難時の心得/日頃の自宅での備え/災害情報の入手先/マイ・タイムラインを作ろう/災害用伝言ダイヤル(171)について/火災・救急/緊急指定避難場所・指定避難所一覧

31 公共施設一覧

33 庁舎案内

庁舎案内図/各課一覧

37 子育て・教育

妊娠・出産/子どもの予防接種/保育施設/子育て支援室/赤ちゃんの駅~みらいっ子ステーション~/ファミリーサポートセンター/発達支援教室/子育て短期支援事業/養育支援訪問事業(産前産後家事代行等サポート事業)/妊産婦タクシー利用料助成事業/児童手当/母子・父子福祉/養育費等支援事業(弁護士によるオンライン相談)/母子家庭等高等職業訓練/幼稚園/小中学校の入学/小中学校の転入/小中学校の転出/就学援助制度/放課後児童クラブ

46 福祉・健康

高齢者福祉/社会福祉/障がい者福祉/福祉施設/相談・健診など/成人の予防接種/健康増進室(保健福祉センター内トレーニング室)

53 介護保険

介護保険

58 医療・年金

国民健康保険制度/国民健康保険税/人間ドックなどの助成/医療福祉費支給制度(マル福)/未熟児養育医療制度/後期高齢者医療制度/国民年金制度/国民年金保険料/付加保険料/国民年金保険料の免除制度/国民年金基金/国民年金の給付

65 生活・環境

ごみ/犬・猫などのペット/上水道/汚水の処理/公共下水道/農業集落排水/コミュニティ・プラント/浄化槽設置補助制度/市営住宅/公共交通

72 届出・証明

窓口/届出/戸籍に関する届出/住民登録に関する届出/おくやみ窓口/印鑑登録/個人番号カードの申請・交付/休日の窓口業務/各種証明書などの発行手数料/コンビニ交付サービス/パスポートの申請・交付(受領)

78 税金

市税/市税の納付方法/口座振替の申し込み方法

81 生涯学習

生涯学習事業/間宮林蔵記念館/結城三百石記念館

83 スポーツ

スポーツ/スポーツ施設

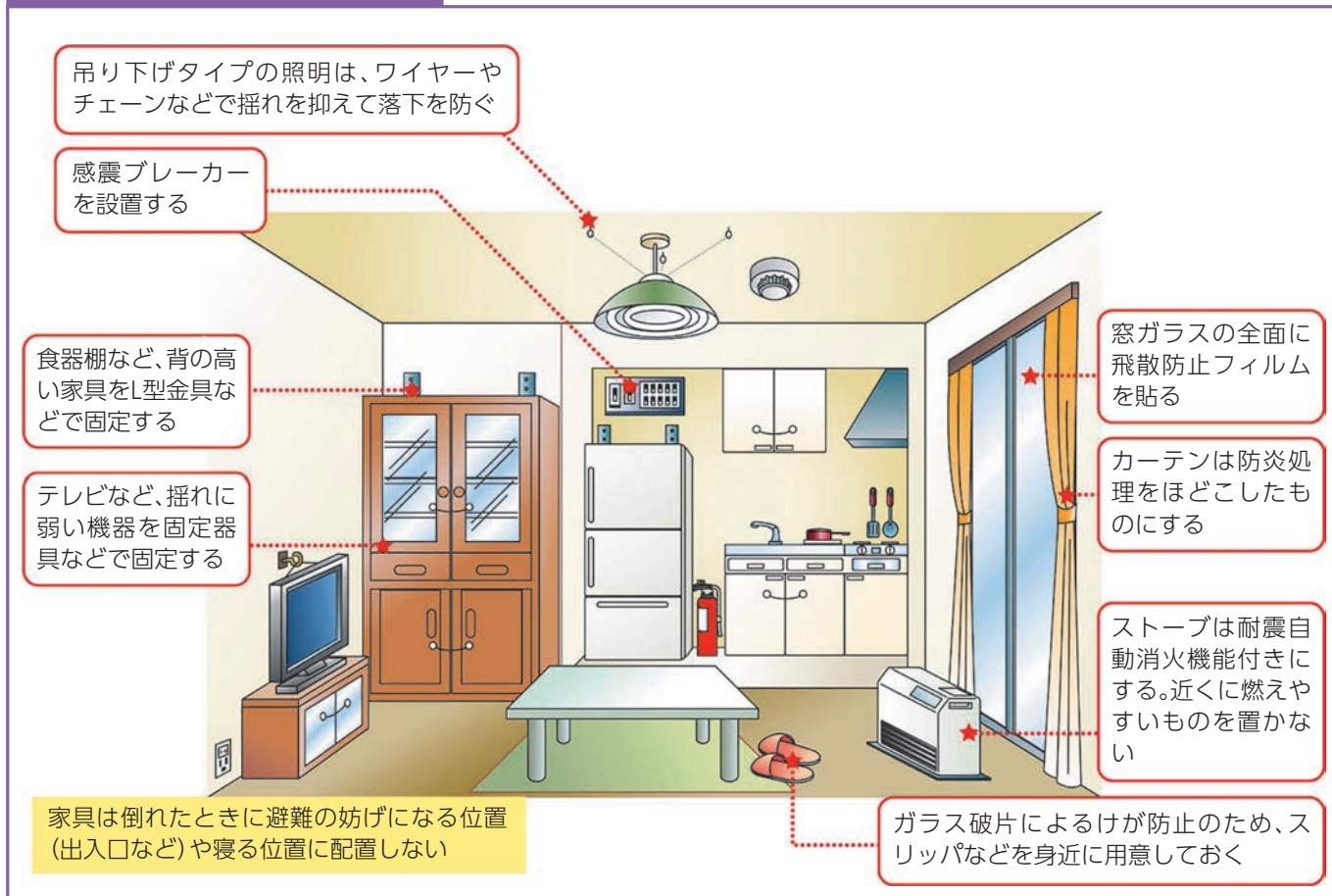
85 行政・議会・相談

ふるさとづくり寄附金/広報紙配布・回覧・消費生活相談/各種相談/情報公開制度/個人情報保護制度/議会

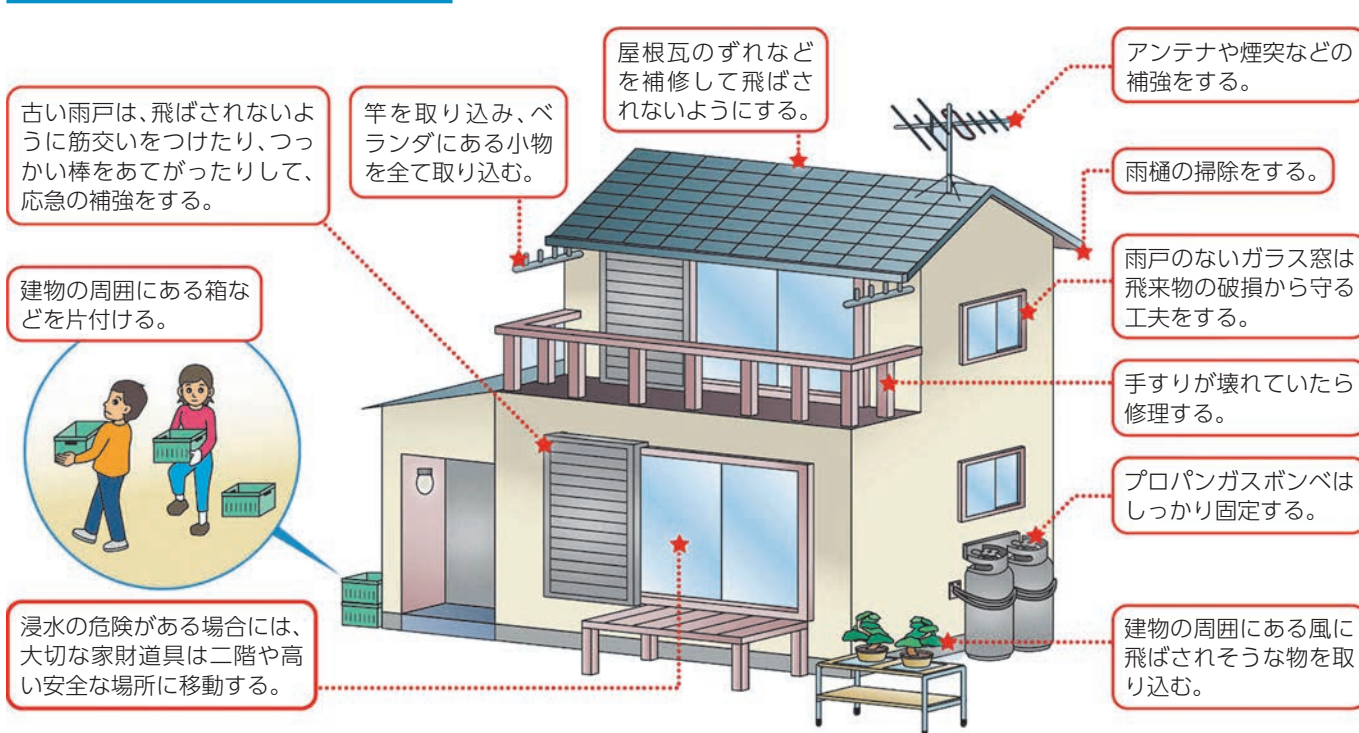


防災・救急

屋内の備え・点検箇所



屋外の備え・点検箇所



災害発生！そのときどうする？



大きな災害が発生したら、冷静に判断するのは難しいものです。
しかし、一瞬の判断が生死を分けることもあります。
災害時でも「あわてず、落ち着いて」行動するために、以下の行動ポイントを確認しましょう。

地震発生時の行動ポイント

地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 机の下などにもぐり、自分の身の安全を確保する。 <input type="checkbox"/> ドアや窓を開けて、出口を確保する。 	
1~2分	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 火元を確認し、出火していたら初期消火をする。 <input type="checkbox"/> 家族の安全を確認する。 	
3分	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 協力して応急救護を行う。お年寄り、体の不自由な人、けが人などに声をかけて、助け合しましょう。 	
5分	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ラジオなどで正確な情報を確認する。 <input type="checkbox"/> 家屋倒壊などの恐れがあれば避難する。 	
5~10分	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保育所(園)・幼稚園や小・中学校に子どもを迎えに行くために自宅を離れる場合は、行き先を書いた連絡メモを目立つ場所に残す。 	

風水害時の行動ポイント

▶ 避難の目安となる情報

警戒レベル5	緊急安全確保	すでに安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守る行動をとってください。
警戒レベル4	避難指示	川の水が増水し、災害が起こる可能性が高まっています。速やかに避難場所へ避難を開始しましょう。
警戒レベル3	高齢者等避難	お年寄りなど避難行動に時間がかかる方は、早めに避難場所への避難を開始しましょう。一般の方は、家族との連絡、非常用持ち出し品の準備、避難行動の準備を始め、テレビやラジオなどの気象情報を確認しましょう。



〈 広告 〉

地域の安全が私たちの願いです。

【営業品目】
消防設備、設計・施工・保守点検

消火器・自動火災報知設備・避難設備
消火設備・住宅用火災警報器
消防ポンプ整備・防災に関する相談

つくば防災株式会社
つくばみらい市伊丹148
TEL/FAX 0297-58-1272

・防災設備・設計・施工
・保守管理・消火器販売

SAKAGUCHI
(有) サカグチ

つくばみらい市弥柳 351-7
TEL 0297-58-6798
FAX 0297-58-4531

ビル・マンションのオーナー・管理会社様へ

防犯カメラの
 ことなら
 おまかせください。

営業品目

- 防犯機器の販売及び施工
- 音響機器・音響設備の販売
- 各種照明器具・照明設備の販売

株式会社アイエスエフ
 つくばみらい市谷井田 1661-1 1階
TEL0297-38-6719

避難時の心得

日頃から避難経路や避難場所を確認しておきましょう。



正しい情報の収集と自主的な避難を

ラジオ・テレビで最新の災害情報に注意をしましょう。山間部や沿岸部の近くに住んでいる人は早めに避難しましょう。



危険な場所には近づかない

増水した川の様子を見に行くのは大変危険です。絶対にやめましょう。



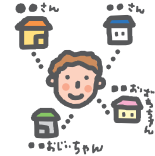
事前に避難経路の確認を

避難場所までの経路は、事前に確認しておきましょう。避難場所へ向かう道は、狭い路地や壁ぎわ、川べりなどは避けましょう。



避難する前には

避難する前に、電気・ガスなどの火元を確認しましょう。また、避難先や安否情報を書いたメモを残しておきましょう。



避難の呼びかけがあれば速やかに避難を

人的被害が迫った場合には、市役所や消防団から避難の呼びかけをする場合があります。呼びかけがあった場合には、すぐに避難してください。



車での避難は控えて

地震時の避難は徒歩で避難してください。車での避難は緊急車両の通行を妨げる原因となりますので、やめましょう。

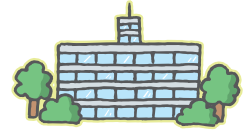


子どもやお年寄りなどの避難に協力を

子どもやお年寄り、体の不自由な人などは、避難に時間がかかります。近所のお年寄りなどの避難に協力をしましょう。また、日本語が不自由な外国人の避難にも協力をしましょう。

避難に遅れた場合には

もし避難に遅れ、危険が迫ってきた場合は、近くの丈夫な建物のなるべく高い階に逃げましょう。



日頃の自宅での備え

非常用持出品(リュックサックなどに入れて、避難する際に持ち出すもの)

すぐに避難できるように最低限必要なものを非常持ち出し品として準備しておきましょう。非常持ち出し袋は、両手の空くリュックサックがお勧めです。

- 飲料水 非常食(食べやすく、保存期間が長く、調理せずに食べられるもの)
- 貴重品(現金・通帳・印鑑・保険証の写しなど) 救急用品・医療品(高齢者や持病のあるかたは、常備薬やお薬手帳も)
- 厚手の手袋(軍手) 携帯用カイロ ビニール袋 衛生用品(消毒液・マスク) タオル・ハンカチ 生理用品
- ヘルメット・防災頭巾 雨具・防寒具 携帯ラジオ ティッシュペーパー 洗顔用具 衣類(上着・下着)
- 懐中電灯・LEDランタン モバイルバッテリー ウェットティッシュ 歯磨きセット

<家族構成に応じて必要なもの>

- ・乳幼児: 離乳食、粉ミルク・液体ミルク、おむつ、おしりふき など
- ・妊婦: 母子健康手帳、脱脂綿、ガーゼ、新生児用品 など
- ・高齢者: 入れ歯、入れ歯洗浄剤、介護食、大人用紙おむつ など
- ・疾患のある方: 主治医連絡先、持病薬、お薬手帳 など
- ・ペット: リード、ケージ、排せつ用品、ペットフード など
- ・その他: メガネ、コンタクトレンズ、補聴器 など



非常用備蓄品(最低3日分、できれば1週間)

避難所の備蓄品には限りがあります。また、ライフライン停止は長期に及ぶことも考えられます。自分や家族の生活必需品を日頃から準備しておく安心です。

保存性のよい食料や水を買置きし、消費したら買い足す「ローリングストック方式」が大変便利です。

- 飲料水: 1人当たり1日3リットル
- 食料品: アルファ米、インスタント・レトルト食品、缶詰、お菓子、調味料など
- トイレ用品: 簡易トイレ、汚物保存用容器、トイレ処理袋、トイレトーパー
- 燃料: カセットコンロ、カセットボンベ、固形燃料
- 簡易食器: わりばし、紙皿、食品用ラップ
- 寝具: 毛布、寝袋
- 照明: 懐中電灯、LEDランタン

●ローリングストック方式



災害情報の入手先

信頼できる情報入手し、噂やデマに惑わされず、落ち着いて行動しましょう。

▶ アプリつくばみらい市防災



防災行政無線が聞き取りづらい時でも安心!

▶ 防災情報提供センター

防災情報提供センター
<https://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

▶ 川の水位情報

国土交通省 川の防災情報
<https://www.river.go.jp>

▶ 気象情報

気象庁ホームページ
<https://www.jma.go.jp>
天気・気象情報サイト(日本気象協会)
<http://tenki.jp>

マイ・タイムラインを作ろう

マイ・タイムライン(あなたと家族のための防災行動計画)とは、大雨や台風接近などにより、水害の危険性が高まっているときに、自分自身や家族がとる行動を時間の流れに沿って整理したものです。

水害時に落ち着いて避難行動をとることができるよう、あらかじめ作成しておきましょう。

詳しくは市のホームページをご覧ください。

つくばみらい市 マイ・タイムラインについて

<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page003125.html>



災害用伝言ダイヤル(171)について

大災害に際し、被災地との通話が困難になった場合、災害用伝言ダイヤルが使用できます。



171 をダイヤルした後、ガイダンスに従ってください。

災害用伝言板サービス

災害発生時などに、携帯電話を利用して安否情報を登録でき、携帯電話やパソコンから確認することができます。



NTTドコモ	(日本語版) http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi (英語版) http://dengon.docomo.ne.jp/Etop.cgi
KDDI:au	http://dengon.ezweb.ne.jp/
ソフトバンク・Y! mobile	http://dengon.softbank.ne.jp/J
楽天モバイル	https://www.web171.jp/web171app/top

119番通報のかけ方

おちついて、火災やケガ・病人などの状況をできるだけくわしく伝えてください。

- ① 火災か救急の種別をはっきりと
- ② 場所をはっきりと(できれば目標物も伝えてください)
- ③ 何が(だれが)どうしたのかを正確に
- ④ 通報者の名前と電話番号

携帯電話からの119番通報

- ① 必ず場所(住所・目標物など)を確認してから通報してください。
- ② 自動車の運転中は、通報しないでください(安全な場所に停車してから通報してください)。
- ③ 消防から問合せをする場合がありますので、通報後電源を切らないでください。

テレホンサービス(自動音声)

火災や救助の場所が知りたい時は、自動音声のテレホンサービスをご利用ください。

☎0297-22-0119

※119番での問合せは、ほかの緊急通報に支障をきたしますので、絶対にしないでください。また、災害のときは、消防本部、消防署の一般加入電話が大変混雑し、応答しきれない場合がありますのでご了承ください。

こんなときに#7119!・#8000!

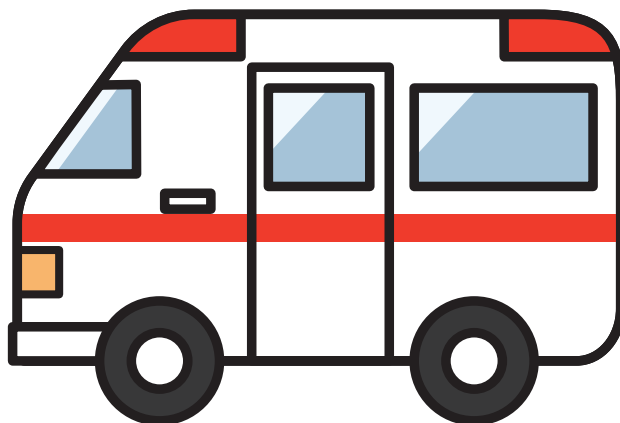
「すぐに病院に行った方がよいか」や「救急車を呼ぶべきか」、悩んだりためらわれた時は、おとな救急電話相談(#7119)または子ども救急電話相談(#8000)に電話してください!

電話口で医師や看護師等の専門家が救急相談に応じます。

病院へ行く? 救急車を呼ぶ?
迷ったら...

おとな #7119 または(☎)050-5445-2856
子ども #8000 または(☎)050-5445-2856

緊急だと思ったら、ためらわずに119番通報を!!



緊急指定避難場所・指定避難所一覧

○…対象施設 —…非対象施設 ×…洪水時には浸水想定区域のため使用できません

No.	施設名称	指定緊急避難場所			指定避難所		福祉避難所		所在地
		洪水	土砂災害・地震	その他	洪水	地震	洪水	地震	
1	小張小学校	○	○	○	○	○	—	—	小張1661
2	伊奈小学校	×	○	○	×	○	—	—	谷井田2047
3	豊小学校	×	○	○	×	○	—	—	豊体1692
4	わかくさ幼稚園	×	○	○	×	○	—	—	下島422
5	伊奈東小学校	○	○	○	○	○	—	—	板橋2379
6	すみれ幼稚園	○	○	○	○	○	—	—	足高1313
7	谷原小学校	×	○	○	×	○	—	—	加藤241
8	十和小学校	×	○	○	×	○	—	—	上長沼1250
9	福岡小学校	○	○	○	○	○	—	—	福岡971
10	小絹小学校	○	○	○	○	○	—	—	小絹858
11	陽光台小学校	○	○	○	○	○	—	—	陽光台3-1
12	富士見ヶ丘小学校	○	○	○	○	○	—	—	富士見ヶ丘2-18-1
13	伊奈中学校	×	○	○	×	○	—	—	市野深600
14	伊奈東中学校	○	○	○	○	○	—	—	南太田254
15	谷和原中学校	×	○	○	×	○	—	—	古川950
16	小絹中学校	○	○	○	○	○	—	—	絹の台1-14-2
17	茨城県立伊奈高等学校	×	○	○	×	○	—	—	福田711
18	茨城県立伊奈特別支援学校	×	○	○	×	○	—	○	青古新田300
19	谷和原幼稚園	×	○	○	×	○	—	—	上小目600
20	伊奈第1保育所	×	○	○	×	○	—	—	山王新田1253
21	伊奈第2保育所	○	○	○	○	○	—	—	小張4705
22	谷和原第1保育所	×	○	○	×	○	—	—	仁左衛門新田641
23	谷和原第2保育所	×	○	○	×	○	—	—	上小目600
24	谷井田コミュニティセンター	×	○	○	×	○	—	—	谷井田1960
25	板橋コミュニティセンター	○	○	○	○	○	—	—	板橋2675-1
26	小絹コミュニティセンター	○	○	○	○	○	—	—	小絹848
27	みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設	○	○	○	○	○	—	—	紫峰ヶ丘4-4-1
28	総合運動公園 体育館	○	○	○	○	○	—	—	小張1770
29	総合運動公園 研修道場	○	○	○	○	○	—	—	

—〈広告〉—

稲葉運送株式会社

運送・産廃についてはこちらまでご連絡下さい
つくばみらい市小絹 150-1
TEL0297-52-2361

生コンクリートの製造販売
つくばみらい市小絹 151
稲葉建材有限公司
TEL0297-52-3221

株式会社 **稲葉通商** 建築・土木資材の販売
つくばみらい市小絹93-2

おまかせ下さい
暮らしのお手伝い!!

株式会社 オフコ

家具・家電配送設置
引越し配送
産業廃棄物収集運搬

つくばみらい市細代217-1
TEL 0297-21-2287
FAX 0297-21-2290

No.	施設名称	指定緊急避難場所			指定避難所		福祉避難所		所在地
		洪水	土砂災害・地震	その他	洪水	地震	洪水	地震	
30	総合福祉施設 きらくやまふれあいの丘 すこやか福祉館	○	○	○	○	○	○	○	神生530
31	総合福祉施設 きらくやまふれあいの丘 世代ふれあいの館	○	○	○	○	○	-	-	神生530
32	開智望小学校・ 開智望中等教育学校	×	×	×	×	○	-	-	筒戸3400
33	保健福祉センター	-	-	-	-	-	-	○	古川1015-1
34	谷和原公民館	-	-	-	-	-	-	○	古川1025
35	小絹児童館	-	-	-	-	-	○	○	絹の台3-1-4
36	勸兵衛新田児童公園	○	○	○	-	-	-	-	伊奈東33-100外
37	YAWARA 福岡堰さくら公園	○	○	○	-	-	-	-	北山2633-7外
38	鈴の丘公園	○	○	○	-	-	-	-	絹の台1-13
39	絹の台桜公園	×	○	○	-	-	-	-	絹の台3-2外
40	笛の丘公園	○	○	○	-	-	-	-	絹の台3-28
41	鐘の丘公園	○	○	○	-	-	-	-	絹の台5-14
42	なかよし公園	○	○	○	-	-	-	-	陽光台2-11-6
43	石の公園	○	○	○	-	-	-	-	陽光台3-20
44	みらい平さくら公園	○	○	○	-	-	-	-	陽光台3-45
45	すこやか公園	○	○	○	-	-	-	-	陽光台4-8-1
46	きょうりゅう公園	○	○	○	-	-	-	-	紫峰ヶ丘1-16-1
47	とんぼ公園	○	○	○	-	-	-	-	紫峰ヶ丘2-10
48	かたつむり公園	○	○	○	-	-	-	-	紫峰ヶ丘3-16-6
49	みらい平どんぐり公園	○	○	○	-	-	-	-	紫峰ヶ丘4-5-1
50	ちょうちょう公園	○	○	○	-	-	-	-	紫峰ヶ丘5-32-16
51	てんとうむし公園	○	○	○	-	-	-	-	富士見ヶ丘1-10-1
52	みらいの森公園	×	○	○	-	-	-	-	富士見ヶ丘1-25-1外
53	くわがた公園	○	○	○	-	-	-	-	富士見ヶ丘2-10-1
54	かえる公園	○	○	○	-	-	-	-	富士見ヶ丘3-14
55	ほたる公園	○	○	○	-	-	-	-	富士見ヶ丘4-26-21
56	いばらき広域農業共済組合 旧茨城南支所	×	○	○	-	-	-	-	中平柳336-1





公共施設一覧

市役所

名称	住所	電話番号
つくばみらい市役所伊奈庁舎	福田195	☎0297-58-2111
つくばみらい市役所教育委員会庁舎	福田195	☎0297-58-2111
つくばみらい市役所谷和原庁舎	加藤237	☎0297-58-2111
つくばみらい市役所みらい平市民センター	陽光台3-9-1	☎0297-58-2111

福祉・健康

名称	住所	電話番号
つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(すこやか福祉館)	神生530	☎0297-57-0123
つくばみらい市総合福祉施設きらくやまふれあいの丘(世代ふれあいの館)	神生530	☎0297-57-1770
つくばみらい市保健福祉センター	古川1015-1	☎0297-25-2100
つくばみらい市小絹児童館	絹の台3-1-4	☎0297-25-2151
つくばみらい市みらい平児童館	紫峰ヶ丘4-4-1	☎0297-38-7240
つくばみらい市おやこ・まるまるサポートセンター	陽光台3-9-1	☎0297-44-8822

保育所

名称	住所	電話番号
つくばみらい市立伊奈第1保育所	山王新田1253	☎0297-58-2422
つくばみらい市立伊奈第2保育所	小張4705	☎0297-58-1025
つくばみらい市立谷和原第1保育所	仁左衛門新田641	☎0297-52-2100
つくばみらい市立谷和原第2保育所	上小目600	☎0297-52-4217

幼稚園

名称	住所	電話番号
つくばみらい市立わかかさ幼稚園	下島422	☎0297-58-0014
つくばみらい市立すみれ幼稚園	足高1313	☎0297-58-3425
つくばみらい市立谷和原幼稚園	上小目600	☎0297-52-2330

学校施設

名称	住所	電話番号
つくばみらい市立小張小学校	小張1661	☎0297-58-0003
つくばみらい市立豊小学校	豊体1692	☎0297-58-1008
つくばみらい市立伊奈小学校	谷井田2047	☎0297-58-1143
つくばみらい市立伊奈東小学校	板橋2379	☎0297-58-0002
つくばみらい市立谷和原小学校	加藤241	☎0297-52-2009
つくばみらい市立十和小学校	上長沼1250	☎0297-52-4332
つくばみらい市立福岡小学校	福岡971	☎0297-52-5004
つくばみらい市立小絹小学校	小絹858	☎0297-52-3008
つくばみらい市立陽光台小学校	陽光台3-1	☎0297-44-5817
つくばみらい市立富士見ヶ丘小学校	富士見ヶ丘2-18-1	☎0297-34-1223
つくばみらい市立伊奈中学校	市野深600	☎0297-58-0201
つくばみらい市立伊奈東中学校	南太田254	☎0297-58-4631
つくばみらい市立谷和原中学校	古川950	☎0297-52-2038
つくばみらい市立小絹中学校	絹の台1-14-2	☎0297-52-0505
つくばみらい市立学校給食センター	中原11	☎0297-52-2338
つくばみらい市教育支援センター	福田195	☎0297-57-0983

※令和5年4月に谷和原小学校と十和小学校が統合し、「谷和原小学校」となります。
 なお、「谷和原小学校」の住所および電話番号は、現在の「谷和原小学校」です。

公民館・コミュニティセンター

名称	住所	電話番号
つくばみらい市立伊奈公民館	福田195	☎0297-58-5081
つくばみらい市立谷和原公民館	古川1025	☎0297-52-2141
つくばみらい市立谷和原公民館谷原分館	東榎戸西榎戸入会地	☎0297-52-2141
つくばみらい市立谷和原公民館十和分館	上長沼1240	☎0297-52-2141
つくばみらい市立谷和原公民館福岡分館	福岡1433	☎0297-52-2141
つくばみらい市立谷井田コミュニティセンター	谷井田1960	☎0297-57-8551
つくばみらい市立板橋コミュニティセンター	板橋2675-1	☎0297-58-9797
つくばみらい市立小絹コミュニティセンター	小絹848	☎0297-52-0789
つくばみらい市立みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設	紫峰ヶ丘4-4-1	☎0297-38-7240
つくばみらい市高齢者センター	小絹907-1	☎0297-58-2111

教育・文化・観光施設

名称	住所	電話番号
みらい図書館 supported by 成島建設 (つくばみらい市立図書館・本館)	福田623	☎0297-58-3710
つくばみらい市立図書館小絹分館(小絹コミュニティセンター内)	小絹848	☎0297-34-1818
つくばみらい市立図書館みらい平分館 (みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設内)	紫峰ヶ丘4-4-1	☎0297-38-6108
つくばみらい市立間宮林蔵記念館	上平柳64-6	☎0297-58-7701
つくばみらい市立結城三石記念館	谷井田1647	☎0297-58-8822
つくばみらい市立歴史公園	南太田1176	
つくばみらい市都市農村交流施設「古民家 松本邸」	筒戸2560-1	

スポーツ施設

名称	住所	電話番号
つくばみらい市総合運動公園	小張1770	☎0297-58-4005
つくばみらい市城山運動公園	田村66-1	☎0297-58-4005
つくばみらい市古川テニスコート	古川1027	☎0297-58-4005
つくばみらい市谷和原武道館	古川953-1	☎0297-58-4005
つくばみらい市絹の台桜公園テニスコート	絹の台3-2外	☎0297-52-0789
つくばみらい市きらくやまふれあいの丘	神生530	☎0297-57-0123

都市公園

名称	住所
みらいの森公園	富士見ヶ丘1-25-1外
絹の台桜公園	絹の台3-2外
YAWARA 福岡堰さくら公園	北山2633-7外
みらい平さくら公園	陽光台3-45
みらい平どんぐり公園	紫峰ヶ丘4-5-1
鈴の丘公園	絹の台1-13
鐘の丘公園	絹の台5-14
笛の丘公園	絹の台3-28
勘兵衛新田児童公園	伊奈東33-100外
石の公園	陽光台3-20
すこやか公園	陽光台4-8-1
なかよし公園	陽光台2-11-6
くわがた公園	富士見ヶ丘2-10-1
かえる公園	富士見ヶ丘3-14
ほたる公園	富士見ヶ丘4-26-21
てんとうむし公園	富士見ヶ丘1-10-1
かたつむり公園	紫峰ヶ丘3-16-6
とんぼ公園	紫峰ヶ丘2-10
ちょうちょう公園	紫峰ヶ丘5-32-16
きょうりゅう公園	紫峰ヶ丘1-16-1

庁舎案内

庁舎案内図

伊奈庁舎

場所	部名など	課名など	主な業務内容
3階	市長公室	秘書広報課	秘書事務、褒章および表彰、国際交流、要望・陳情など、広報紙の編集・発行、シティプロモーション、ふるさと納税、フィルムコミッション
		企画政策課	政策調整、広域行政、総合計画、行財政改革、地方創生・地域振興事業の総合調整、企業誘致総合調整、統計調査
		地域推進課	地域・地区課題調整、市民対話、行政区、婚活支援、市民協働、NPO法人等支援、地域コミュニティ団体、市民参加、男女共同参画
	総務部	防災課	防災および消防、交通安全対策、防犯対策、放射能対策
2階	総務部	総務課	議会の招集、情報公開、個人情報保護、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、職員の内任、服務および研修、給与、福利厚生
		デジタル推進室	情報化政策の推進、情報セキュリティ
		財政課	予算編成、地方債、公有財産の管理、行政バス運行、工事などの入札・契約・検査
		税務課	税務関係証明事務、市・県民税、たばこ税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税（種別割）などの賦課、原動機付自転車・小型特殊自動車の標識交付
		収納課	市税の収納管理、滞納整理、滞納処分
1階	保健福祉部	社会福祉課 (福祉事務所)	民生委員・児童委員、障がい者(児)および難病患者福祉、生活保護、生活困窮者の自立支援、行旅病人・行旅死亡人、人権啓発
		こども課 (福祉事務所)	児童手当、児童扶養手当、子ども・子育て支援施策、児童館、保育所・認定こども園および地域型保育施設の入退所・給付・保育料など
		介護福祉課 (福祉事務所)	介護保険料の賦課・徴収、介護保険給付、介護認定申請、介護認定審査、介護予防事業、高齢者福祉
		地域包括支援センター	高齢者の健康や生活に関する相談・支援
	市民経済部	国保年金課	国民健康保険料の賦課・徴収、国民健康保険の資格・給付・保健事業、国民年金、医療福祉(マル福)、後期高齢者医療
		市民窓口課	戸籍、住民登録、印鑑登録、個人番号カード、戸籍・住民票などおよびその他各種証明事務、埋火葬許可、特別永住者証事務、パスポートの申請・交付、自動車の臨時運行許可
	会計課	収入・支出の審査、財産の記録管理、有価証券の出納および保管、現金の出納および保管	


庁舎案内

〈 広告 〉

内装仕上げ工事業

 株式会社 **関東LGS**

軽量鉄骨下地ボード仕上げ工事一式
茨城県知事許可 第31209号

 **日本耐震天井施工協同組合**

従業員募集中!

つくばみらい市豊体568-16

TEL 0297-57-7650
FAX 0297-57-7651

つくばみらい市測量業協会

測量のことならどんなことでもお気軽にご相談ください



株式会社つくほ	谷井田2654-1	TEL 0297-58-3020
有限会社片見測量設計	福岡1342-1	TEL 0297-52-6939
有限会社木村測量設計事務所	奉社36	TEL 0297-58-8958
株式会社共栄測地	伊奈東34-488	TEL 0297-58-5445
クリエイティブ設計株式会社	古川1404-3	TEL 0297-52-4407
三正測量設計株式会社	上島37	TEL 0297-58-0724
株式会社中央測量設計	福原205	TEL 0297-58-7939

谷和原庁舎

庁舎案内

場所	部名など	課名など	主な業務内容
3階	議会事務局		本会議・委員会などの議事運営、会議録の調製、請願・陳情、議会の傍聴、広報紙の編集・発行
2階	都市建設部	上下水道課	上下水道料金の賦課・徴収、上下水道施設などの整備・維持管理、下水道など（公共下水道事業、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業）の受益者負担金、合併浄化槽の補助
		水道料金 お客様センター	上下水道料金に関する業務、上下水道の使用開始・中止に関する業務、量水器検針業務、給排水工事申請受付業務
		プロジェクト 推進課	福岡2期地区整備、スマートIC整備、スマートIC周辺開発整備、企業など誘致の事業推進、地域開発の企画・調整
1階	市民経済部	産業経済課	農林水産振興対策、土地改良事業、湛水防除事業、畜産振興、園芸振興、市民農園、商工業振興、中小企業金融、特産物、観光、消費者行政
		消費生活センター	消費者相談
		生活環境課	環境対策、地球温暖化防止対策、防疫、狂犬病予防
		廃棄物対策室	一般廃棄物に関する業務、不法投棄など対策、土地の埋立てなどの規制に関する業務
	市民窓口課	戸籍、住民登録、印鑑登録、個人番号カード、戸籍・住民票などおよびその他各種証明事務、埋火葬許可、自動車の臨時運行許可、市税・保育料・負担金使用料および手数料などの収納	
	都市建設部	都市計画課	都市計画の企画調整、景観形成、土地区画整理事業、屋外広告物、公共交通、つくばエクスプレス調整業務、公園の整備・管理
		開発指導課	開発行為、区域指定、地区計画、建築確認、市営住宅、市営分譲住宅
空家対策室		空家対策事業、空家利活用	
		建設課	道路・橋梁・道路排水施設・安全施設などの整備・管理、道路の認定・廃止・占用および使用、道路用地買収、駅前広場管理、地籍調査の企画・地籍測量
	農業委員会事務局		農業委員会の会議、農地などの利用の最適化の推進、農地の権利移動・転用、農業者年金

〈 広告 〉



JA茨城みなみ 農産物直売所

<https://www.ja-ibami.or.jp/>

JA 農産物直売所は、地場産の新鮮な野菜を中心にみそなどの加工品、お米や苗など、豊富に取り揃えています。また、毎週火曜はお米5%引きの日となります。皆さまのご来店を心からお待ちしております！

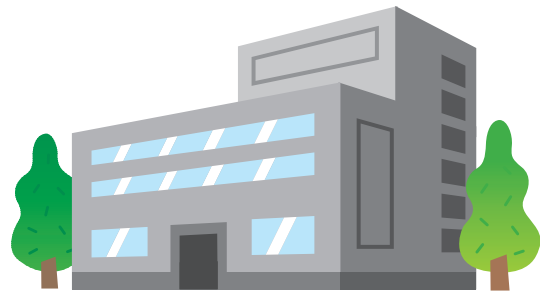



つくばみらい市小目 223-2
TEL.0297-52-2020




取手市桑原 242-1
TEL.0297-84-6661

JA茨城みなみ
検索



みらい平市民センター

場所	部名など	課名など	主な業務内容
4階	市民経済部	M-SPACE (エム・スペース) (市民窓口課)	会議室の利用に関する手続き
3階	市長公室	市民活動まちづくり センター (地域推進課)	市民活動に必要な情報の収集・発信・提供、市民活動に係る相談・研修・学習、市民の交流の場の提供、市民活動を行うものの相互連携・交流の推進
2階	保健福祉部	おやこ・まるまる サポートセンター (こども課)	母子健康手帳の交付・支援プランの作成、利用者支援事業、養育支援訪問事業、要保護児童および要支援児童支援、子どもの虐待予防および防止対策、母子および父子並びに寡婦の自立支援、DV被害者支援、保育施設の入所入園相談、子育て支援室BLOOM
1階	市民経済部	市民窓口課	戸籍、住民登録、印鑑登録、個人番号カード、各種証明書交付事務、埋火葬許可、国民健康保険・国民年金・医療福祉(マル福)・後期高齢者医療の資格取得・資格喪失に関する受付、児童手当に関する受付(世帯転入・転居・転出、第一子出生)など

開所時間・休所日など

	1階 市民窓口課	2階 おやこ・まるまるサポートセンター	3階 市民活動まちづくりセンター	4階 M-SPACE(エム・スペース)
開所日	火曜日～土曜日	月曜日～金曜日	火曜日～日曜日	火曜日～日曜日
開所時間	午前9時～午後7時	午前8時30分～午後5時15分	午前9時～午後7時	午前9時～午後7時
休所日	日曜日・月曜日、年末年始、祝日	土曜日・日曜日、年末年始、祝日	月曜日(月曜日が祝日、振替休日の場合は翌日以降の平日)、 年末年始	月曜日(月曜日が祝日、振替休日の場合は翌日以降の平日)、 年末年始

※年末年始は12月29日～1月3日を指します。

問合せ先

みらい平市民センター ☎0297-58-2111(代表) 〒300-2358 陽光台3丁目9-1

4階 M-SPACE(エム・スペース)	会議室の利用などに関するお問い合わせ(会議室A～F、会議室1～2)	☎0297-44-4108(直通)
3階 市民活動まちづくりセンター	市民活動などに関するお問い合わせ	☎0297-44-8833(直通)
2階 おやこ・まるまるサポートセンター	母子健康手帳、子育てなどに関するお問い合わせ	☎0297-44-8822(直通)
1階 市民窓口課	住民票や戸籍などのお問い合わせ	☎0297-44-8801(直通)

4階M-SPACEの基本使用料

会議室A・E 4人程度	半日(4時間以内)	300円
	1日(8時間以内)	600円
	超過時間(1時間)	100円
会議室B・C・D 2人程度	半日(4時間以内)	200円
	1日(8時間以内)	400円
	超過時間(1時間)	100円
会議室F 3人程度	半日(4時間以内)	250円
	1日(8時間以内)	500円
	超過時間(1時間)	100円

会議室1 36人程度	半日(4時間以内)	1,600円
	1日(8時間以内)	3,200円
	超過時間(1時間)	400円
会議室2 54人程度	半日(4時間以内)	2,000円
	1日(8時間以内)	4,000円
	超過時間(1時間)	500円

※市内に在住、在勤、在学者以外の方が使用する場合は、使用料は1.5倍になります。

※超過時間は、1時間以内の金額です。

※使用時間には、準備および原状回復に要する時間を含みます。

教育委員会庁舎

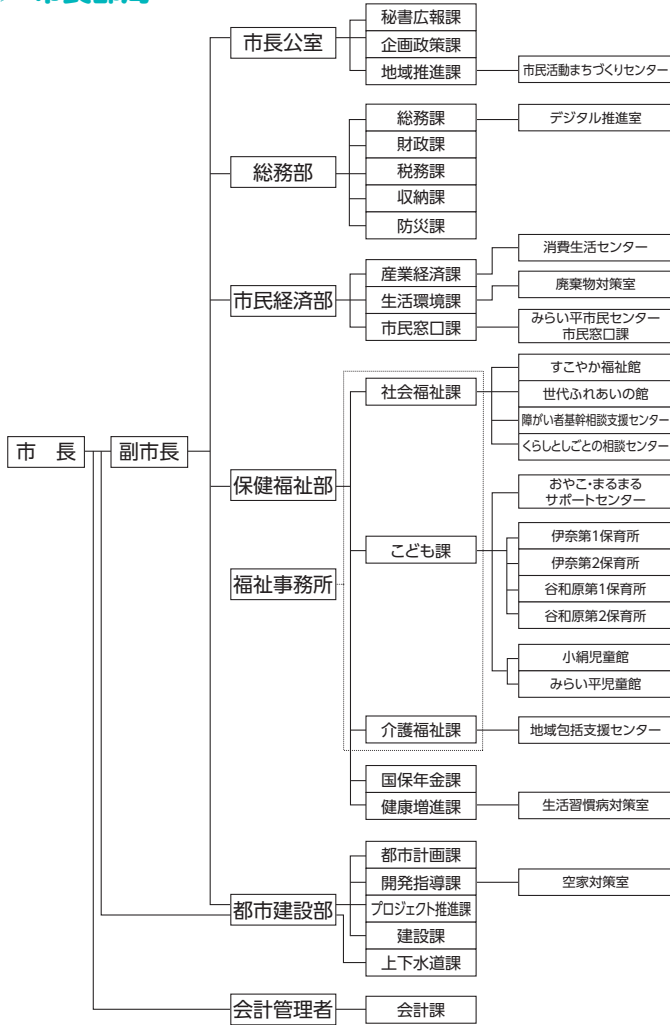
場所	部名など	課名など	主な業務内容
2階	教育委員会	スポーツ推進室	社会体育の推進、社会体育施設の管理、社会体育団体の指導育成、学校体育施設開放事業
1階	教育委員会	学校総務課	教育委員会の会議、奨学金、公立幼稚園の入退園、学校給食、学校施設の維持管理・環境整備、学校施設の整備計画、児童・生徒の就学援助、指定校変更・区域外就学、就学時の健康診断、学校保健
		適正配置推進室	適正配置の推進、計画の策定、学区の設定
		教育指導課	幼稚園・学校運営指導、教育支援センター、教職員への助言・指導、不登校・いじめ問題、教育相談
		生涯学習課	生涯学習事業、社会教育事業、放課後対策事業、青少年育成事業、各施設の管理・運営
		文化振興室	芸術文化の振興、文化財などの指定・保存

保健福祉センター

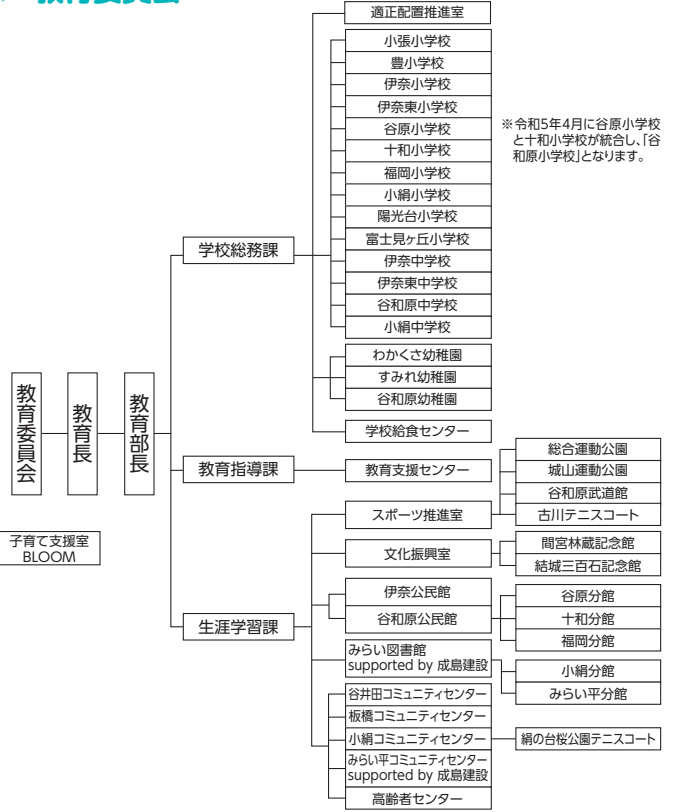
場所	部名など	課名など	主な業務内容
1階	保健福祉部	健康増進課	施設の維持管理、母子保健、発達支援、精神保健、予防接種、感染症予防
		生活習慣病対策室	健康診査、健康づくり、健康教育、食生活改善

各課一覽

▶ 市長部局



▶ 教育委員会



※令和5年4月に谷原小学校と十和小学校が統合し、「谷和原小学校」となります。

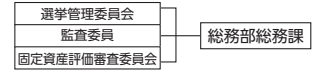
▶ 議会



▶ 農業委員会



▶ 各種行政委員会





子育て・教育

妊娠・出産

不妊治療費・不育治療費の助成

本市では、助成を実施しています。
助成の対象等、詳細につきましては、健康増進課にお問い合わせください。

妊婦健康診査、産婦健康診査、 新生児聴覚検査、乳児健康診査(医療機関健診)

医療機関で受ける健診や検査の受診票を発行し、健診費用や検査費用の助成をしています。受診票は、妊娠届時に発行します。転入の方は、転入前の市区町村の受診票と交換が必要です。

マタニティ教室 ※予約制

助産師、管理栄養士、保健師によるお産、育児、妊娠中の栄養の話、沐浴やおむつ替えの育児体験ができる教室です。

詳細はホームページを確認ください。



マタニティ教室

新生児訪問・乳児家庭全戸訪問

出生後から、生後4か月くらいまでの赤ちゃんがいる全家庭を保健師・助産師が訪問し、体重測定、育児相談等を実施しています。

※赤ちゃんが生まれたら、健康増進課までご連絡ください。

乳幼児健康診査(集団健診)

「3～4か月児健康診査」「1歳6か月児健康診査」「2歳6か月児歯科検診」「3歳5か月児健康診査」を実施しています。対象の方には、個別に通知します。

産後ケア

育児や授乳に対する不安や負担がある場合や、産後の支援を受けることができない場合などに、宿泊・日帰りや訪問により、助産師の授乳指導や育児相談等が受けられます。利用には申請が必要です。

利用方法や利用施設等の詳細はホームページでご確認ください。



産後ケア

妊娠・出産・子育てに関する相談

随時、保健師・助産師・管理栄養士による相談を実施しています。あわせて、体重測定もできます。

子育て支援室にも、定期的に保健師、管理栄養士や歯科衛生士が訪問し、相談を実施しています(すくすく広場)。日程・開催場所等はホームページでご確認ください。



すくすく広場

〈広告〉

医療法人社団 清虹会			
 <p>NANAIRO 産婦人科 なないろレディースクリニック</p>  <p>つくば市西大沼636-10 TEL029-860-7716【要予約】</p> <p>https://www.nanairo.or.jp/</p>	 <p>なないろキッズクリニック</p>  <p>つくば市西大沼637-6 TEL029-886-7716</p> <p>https://nanairo-kids.jp/</p>	 <p>なないろもあバースクリニック</p>  <p>つくば市西大沼637-6 TEL029-886-3541</p> <p>https://nanairo-moa.com/</p>	 <p>なないろスキンクリニック</p>  <p>つくば市手代木1893-5 TEL029-828-4180</p> <p>https://www.nanairo-skin.jp/</p>

発達相談 ※予約制

未就学児のお子さんの発達や、ことばなどで気になることを臨床心理士に相談できます。

離乳食教室 ※予約制

離乳食の進め方や調理方法について、見本(1回量)を確認しながら管理栄養士に相談できます。

教室の日程や離乳食の調理方法等、ホームページで確認できます。



離乳食教室



離乳食の作り方

子どもの予防接種

予防接種には、法令で定められた定期予防接種と、本人が希望して行う任意予防接種があります。

定期予防接種は、定められた期間内での接種となります。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

本市では、任意予防接種の一部について助成を行っています。

詳しくは、ホームページをご確認ください。



子どもの定期予防接種



子どもの任意予防接種

保育施設 問 こども課

保育施設は、保護者が働いている、病気の状態にあるなどの理由から、ご家庭において十分保育することができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

保育施設一覧表

区分	保育施設名	所在地	定員 保育部分	電話番号 市外局番 0297	受入年齢	保育料	保育時間等											
							平日			土曜								
							早朝 開始	通常 開始	延長 終了	早朝 開始	通常 開始	延長 終了						
(公立) 保育所	伊奈第1保育所	山王新田1253	60	58-2422	満1歳～ 就学前	市で定めた保育料 (延長保育を除く)	7:30	8:30	17:15	19:00	伊奈第2保育所共同実施							
	伊奈第2保育所	小張4705	80	58-1025	満1歳～ 就学前						7:30	8:30	17:15	19:00	7:30	8:30	17:15	19:00
	谷和原第1保育所	仁左衛門新田 641	80	52-2100	満1歳～ 就学前													
	谷和原第2保育所	上小目600	110	52-4217	生後6カ月 ～就学前													

(広告)

○ 保育時間 7:00 ~ 19:00
○ 完全給食制度

学校法人 霞ヶ浦学園
つくば国際はるかぜ保育園
TEL 0297-38-6657 つくばみらい市小張2786-1

豊かな人間性を育てます。

のびのび
すくすく
なかよく

☆ 園児の発達に合わせた特別指導 ☆
音楽・体操・英会話

区分	保育施設名	所在地	定員 保育 部分	電話番号 市外局番 0297	受入年齢	保育料	保育時間等						
							平日			土曜			
							早朝 開始	通常 開始	延長 終了	早朝 開始	通常 開始	延長 終了	
(私立)保育園	あい保育園 富士見ヶ丘	富士見ヶ丘 3-26-1	90	44-7631	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	*20:00
	つくば国際 はるかぜ保育園	小張2786-1	140	38-6657	生後57日 ～就学前	7:00	8:30	18:00	*19:00	7:00	8:30	18:00	/
	テンダー ラビング保育園 みらい平	陽光台2-2-2	70	44-7366	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	*20:00
	あい保育園陽光台	陽光台4-14-1	90	38-6475	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	*20:00
	きらり保育園	小島新田 210-1	100	38-7722	生後57日 ～就学前	*7:00	7:30	18:30	*20:00	*7:00	7:30	18:30	*20:00
	陽光台保育園	小張4073	60	58-3852	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	*20:00
	ひなた保育園 やわら	筒戸3561-1	60	21-3081	生後57日 ～就学前	*7:00	7:30	18:30	*19:30	*7:00	7:30	18:30	*19:30
	ルンビニー みらい保育園	陽光台2-29-1	100	21-4750	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	/
	ふれあい 第1保育園	長渡呂新田715	72	58-1597	満1歳～ 就学前	7:30	8:30	17:15	19:00	ふれあい第1保育園共同実施			
	ふれあい 第2保育園	狸穴1072-45	70	58-6002	満1歳～ 就学前	7:30	8:30	17:15	19:00	7:30	8:30	17:15	19:00
(私立)認定こども園	(幼保連携型) 認定こども園 ふたばランド	紫峰ヶ丘 1-10-4	80	34-0028	生後6カ月 ～就学前	*7:00	7:30	18:30	*19:30	/	7:30	18:30	/
	(幼保連携型) 認定こども園 富士見ヶ丘	富士見ヶ丘 4-14-6	60	44-7280	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*19:00	/	7:00	18:00	/
	(幼保連携型) 認定こども園 ルンビニー学園	陽光台2-35-1	90	58-8035	生後57日 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	/
	(幼保連携型) 認定こども園 みらい	筒戸3190	90	21-2185	生後3カ月 ～就学前	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	*20:00
(私立)地域型保育	(小規模保育) エンジェル保育園	小絹185-3	19	52-8225	生後43日 ～2歳	*7:00	7:30	18:30	*20:00	*7:00	7:30	18:30	*20:00
	(小規模保育) ちびっこランド みらい平園	富士見ヶ丘 1-14-3	19	44-6126	生後6カ月 ～2歳	/	7:30	18:30	*19:00	/	7:30	18:30	/
	(小規模保育) ひなた保育園 みらい平	陽光台4-3-4	19	21-8113	生後57日 ～2歳	*7:00	7:30	18:30	*19:30	*7:00	7:30	18:30	*19:30
	(小規模保育) 丘の上のつなぐ 保育園	紫峰ヶ丘2-3-6	19	21-2792	生後57日 ～2歳	/	7:00	18:00	*20:00	/	7:00	18:00	*20:00
	(事業所内保育) なのはな園	長渡呂新田 840-2	10	34-1217	生後6カ月 ～2歳	/	7:30	18:30	*19:00	/	7:30	18:30	*19:00

市で定めた保育料(延長保育を除く)

※各施設で、保育の特色等が異なるため、見学やお問い合わせをしてから希望保育施設を選択することをおすすめします。施設見学の際は、必ず各施設にご連絡いただき、予約をお取りください。

※私立保育園、認定こども園、地域型保育は、一部時間帯が基本保育料に加え、別途延長料金がかかります。(★マークが有料)

〈 広告 〉

免許・キャリア☆ トリキョー 取手自動車教習所

例)普通車オートマティックの場合

マイスケジュールプランを **314,600円(税込)**

ベーシックプラン料金で **287,000円(税込)**

検定 保険
12,210円(税込)相当分
がつきます!!

キャンペーンは全車種対応です!!
オンラインお申し込み時に
「つくばみらい市くらしのガイド
キャンペーン」を選択していただき
ご入校時にこの広告の写メを
お持ちください

託児室完備
無料送迎有り

https://torikyo.menkira.jp/

0120-17-5917

その時、そのときを大事に
未来に続けたいせつな芽を育てます



幼保連携型認定こども園
ルンビニー学園
☎0297-58-8035
つくばみらい市陽光台2-35-1

ルンビニーみらい保育園
☎0297-21-4750
つくばみらい市陽光台2-29-1

ルンビニー つくばみらい市



自然と笑顔がいっばいで
明るい温かい保育を

小規模保育施設 認可園

ちびっこランドみらい平園

富士見ヶ丘 1-14-3
0297-44-6126

ちびっこランドみらい平園

子育て支援室

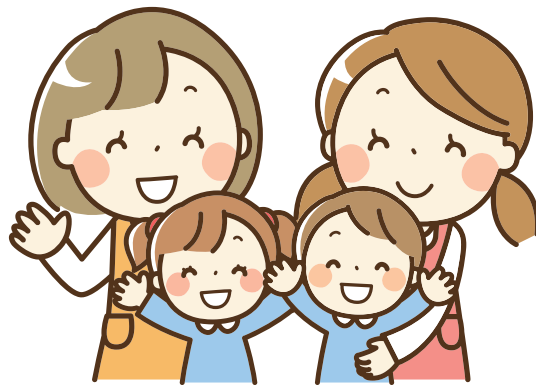
子育て支援室は、未就学児とその保護者(おじいちゃん・おばあちゃんも来てください。)の皆さまが集い、楽しく遊んだり、お話をしたり友達になったりする場所です。

▶ 利用料 無料

	子育て支援室名	利用曜日	利用日時	所在地	電話番号	※
常設型	子育て支援室 BLOOM	月～金	午前9:30～午後4:00	陽光台3-9-1	0297-44-8015	♥
	子育て支援室 おひさま	火～日	午前9:00～午後6:00	紫峰ヶ丘4-4-1	0297-57-0502	♥
	小絹児童館内子育て支援室	火～日	午前9:00～午後6:00	絹の台3-1-4	0297-25-2151	♥
	きらくやま子育て支援室 こどもひろば	火～土	午前10:00～午後4:00	神生530	0297-57-0205	♥
	富士見ヶ丘認定こども園 のびのび広場	月～金	午前10:00～午後4:00	富士見ヶ丘4-14-6	080-9291-0372	
	認定こども園ルンビニー学園 るんるんみらい	月～金	午前10:00～午後3:00	陽光台2-35-1	0297-58-8035	♥
	ルンビニーみらい保育園 るんるんみらい2	月～金	午前10:00～午後3:00	陽光台2-29-1	0297-21-4750	
出張型	出張子育て支援室 ぽかぽか	火・水・木	午前9:00～12:00 午後1:00～3:00	筒戸3561-1	0297-21-3081	♥
	出張子育て支援室 フラワー	月・火・水・金	午前9:30～11:30 午後1:00～4:00	上小目600	問い合わせは BLOOMへ 0297-44-8015	
		木	午前9:30～11:30 (午後は貸室)			
	出張子育て支援室 キラキラ 伊奈公民館	水	午前9:30～12:00 午後1:00～3:30	福田195		
	出張子育て支援室 キラキラ 福岡分館	金	午前9:30～12:00 午後1:00～3:30	福岡1433		
	出張子育て支援室 ぱんだ 谷井田コミセン	火	午前10:00～午後3:00	谷井田1960		問い合わせは おひさまへ 0297-57-0502
	出張子育て支援室 ぱんだ 板橋コミセン	金	午前10:00～午後3:00	板橋2675-1		

※上記の表の右側に♥がついている子育て支援室には、利用者支援事業として「ママ・パパかかりつけコーディネーター」が配置されており、子育て家庭や妊産婦に対し、身近な場所での相談や情報提供、助言などを実施し皆さまに寄り添った支援を行っています。

子育て支援室 BLOOM	子育て支援室 おひさま	小絹児童館内 子育て支援室	きらくやま 子育て支援室 こどもひろば	富士見ヶ丘 認定こども園 のびのび広場	認定こども園 ルンビニー学園 るんるんみらい	ひなた保育園 やわら ぽかぽか
						



赤ちゃんの駅～みらいっ子ステーション～

授乳とおむつ替えができるスペースとして市内の公共施設や民間施設(スーパー、ドラッグストアなど)に「赤ちゃんの駅～みらいっ子ステーション～」を設置しています。外出時など授乳やおむつ替えが必要になったときに気軽にご利用できる設備です。

「赤ちゃんの駅～みらいっ子ステーション～」は看板とのぼり旗が目印です。設置場所など詳細は市ホームページをご覧ください。こども課までお問い合わせください。



▶ **利用料** 無料

ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助を受けたい人(利用会員)が、子育ての援助を行いたい人(協力会員)のサポートを得て、仕事を持つ保護者や、子育て中の保護者が安心して子育てのできるように、地域ぐるみで支え合う会員制の事業です。

▶ 対象者

利用会員(子育ての援助を受けたい方)

市内在住の妊産婦、または12歳(小学生)までの子育て中のご家庭の方

協力会員

市内在住の心身ともに健康で、子どもが好きな方

※入会時に利用会員・協力会員ともに入会金1,000円が必要です。

▶ サポート内容の例

- 保育施設などへの送迎、開始時間前や終了時間後の預かり
- 通院、買物などの外出時、冠婚葬祭時などの預かり

▶ 利用料金

子ども1人あたり1時間 700円～900円
(曜日・時間による)

※詳細についてはお問い合わせください。

▶ お問い合わせ・申し込み

つくばみらい市ファミリーサポートセンター事務局
(つくばみらい市社会福祉協議会内)
☎0297-57-0205

発達支援教室

問 健康増進課 ☎0297-25-2100

心身の発達にばらつきや遅れがある幼児とその保護者に対して、発達支援専門職による指導を行うことにより、幼児の発達を支援します。また、保護者に幼児への接し方をアドバイスし、家庭で実践してもらうことにより、より効果的に発達を促します。そのほか、保育所・幼稚園、小学校に入園・就学がスムーズになるよう支援します。

対象となる幼児	市内在住の就学前の幼児(心身の発達が遅い、ことばが遅い、友達と遊べない、落ち着きがないなど)とその保護者で、発達支援が必要な方
支援方法	内容
個別相談(初回面談) ※要予約	臨床心理士が、保護者からの発達に関する相談を受け、助言をします。また、必要に応じて、集団指導への通所を勧めます。
集団指導「にこにこランド」	指導員と、うた、楽器あそび、お絵かき、体操などの遊びを小集団で行い、友達とかかわりながら、動作性の向上、身の自立、集団生活への適応を目指します。 ※個別相談(初回面談)により、集団指導が必要と判断された場合に利用できます。
個別指導「にこにこ教室」 ※要予約	臨床心理士などが、個々の発達状況に応じて、集中的な個別指導を行います。幼児のコミュニケーションや言葉を含む認知面と運動面の発達を促すことを目指します。 ※個別相談(初回面談)により、個別指導が必要と判断された場合に利用できます。
巡回訪問	臨床心理士などが市内の保育所・幼稚園を訪問し、心身の発達にばらつきや遅れが心配される幼児について、保育士・教諭からの相談に応じます。集団生活の中で保育士・教諭による発達の促進が円滑に進むよう、指導方法について助言します。必要があれば、個別相談を勧めます。

子育て短期支援事業

保護者が疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設などにおいて一定期間お預かりする事業を行っています。

▶ 対象となる児童

市内に居住する児童で、その児童の保護者が疾病などの健康の事由など一時的に困難となった場合など。

▶ 利用期間

1回の申請で利用できる期間は原則7日以内です。

▶ 利用料金

世帯の収入により利用料金は異なります。

▶ 利用申請

おやこ・まるまるサポートセンターに申請してください。

担当者が面接し、利用内容の確認、利用の流れなどの説明をさせていただきます。

養育支援訪問事業 (産前産後家事代行等サポート事業)

妊産婦や1歳未満のお子さんをお持ちで、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、子育て経験者とその居宅を訪問し、日常生活の世話など、必要な援助を行います。

▶ 対象者

妊娠中や1歳未満の乳児のいる家庭で妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭などで、つくばみらい市に住所を有している方

▶ 事業内容

- 1 家事に関する支援…食事の準備・後片付け、衣類の洗濯、居室などの掃除・整理整頓など
- 2 育児に関する支援…調乳の準備、おむつ交換・後片付け、沐浴の準備・介助・後片付けなど

▶ 利用回数など

月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 8:30～17:30
1回2時間以内、1日2回まで(上限60時間まで)

▶ 利用料金

30分 350円(1時間700円)

交通費用の実費負担が生じる場合あり。

※多胎児、ひとり親世帯、住民税非課税世帯、生活保護世帯は無料

▶ 利用申請

おやこ・まるまるサポートセンターに申請してください。

担当者が面接し、利用内容の確認、利用の流れなどの説明をさせていただきます。

妊産婦タクシー利用料助成事業

通院などに係る妊産婦の負担軽減や、妊産婦が安心して妊産婦健康診査や出産に伴う入退院をできるように支援を行うことを目的に、産科医療機関などへタクシーで通院した際の料金の一部を助成します。

▶ 助成内容

- 1 妊産婦健康診査の受診
- 2 妊婦歯科健康診査の受診
- 3 産科医療機関で行うマタニティクラスや両親学級を受講
- 4 出産のための入退院
- 5 妊娠中の体調不良などにより、妊婦健康診査以外で産科医療機関を受診

▶ 助成対象者

上記「助成内容」のためにタクシーを利用した妊産婦で、次のいずれにも該当する方。

- 1 タクシーの利用日および助成金の申請日に本市の住民基本台帳に記載がある方
- 2 母子健康手帳の交付を受けている方

▶ 助成金の額

タクシー利用1回につき 3,000円を上限

1回の妊娠につき、15回の利用を上限(往復での利用は2回分となります)

▶ 助成金の申請期限

出産した日から2月以内または当該年度末のいずれか早い日

※土日祝日、年末年始を除きます。

▶ 申請時の必要書類

- 1 つくばみらい市妊産婦タクシー利用助成申請書
- 2 タクシーを利用した料金の支払額が確認できる領収書(令和4年4月以降の利用分から対象です)
- 3 産科医療機関などの受診を証明することができる領収書、診療明細書および母子健康手帳の健診記録などの写し
- 4 振込口座のわかるもの(預貯金通帳などの写し)

▶ 助成の申請

おやこ・まるまるサポートセンターに申請してください。

児童手当

児童手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援する制度です。児童手当を受給するためには、申請が必要です。(支給の対象は申請月の翌月からとなります。)

▶ 支給対象

中学3年生(15歳到達後の最初の3月31日)までの児童を養育している方に支給されます。

▶ 所得制限限度額・上限額

所得制限限度額を超過した場合、特例給付対象者として対象児童1人あたり5000円/月を支給します。

所得制限上限額を超過した場合、児童手当受給資格を喪失し、児童手当を受け取ることができません。

▶ 支給時期

児童手当は、原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までが支給されます。

▼ 支給額

区分	所得制限未満(月額)
0歳～3歳未満	15,000円
3歳以上から小学校修了前	第1・2子 10,000円 第3子以降 15,000円
中学生	10,000円

※詳しくは、こども課までお問い合わせください。

母子・父子福祉

問 こども課

児童扶養手当

児童扶養手当は、父母の離婚等で父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。児童扶養手当を受給するためには申請が必要です(支給の対象は申請月の翌月からとなります)。

▶ 支給要件

下表の①～⑨のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒を見ること)しているひとり親家庭の父・母、または両親にかわりその児童を養育している方に支給されます。

この場合の「児童」とは18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童をいいます。ただし、心身におおむね中度以上の障がい(特別児童扶養手当2級と同程度)のある場合は20歳までとなります。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母の生死が明らかでない児童
- ④ 父または母が一定の障がいの状態にある児童
- ⑤ 婚姻によらないで生まれた児童
- ⑥ 父が明らかでない児童
- ⑦ 父または母が法令等により引続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 父または母から引続き1年以上遺棄(連絡等がとれず児童の養育を放棄していること)されている児童
- ⑨ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

※詳しくは、お問い合わせください。

養育費等支援事業 (弁護士によるオンライン相談)

弁護士による養育費などについての相談をおやこ・まるまるサポートセンターで受け付けます。

▶ 対象となる相談

- ① すでに離婚をしているが、養育費をもらえていない。
 - ② これから離婚を考えているが、法律的なことがわからない。
 - ③ 離婚に伴う経済的な自立に不安がある。
 - ④ 配偶者からの暴力等で悩んでいる、等
- ※実施するのは相談であり、書類作成等実務を伴うものは対象外です。

▶ 相談の流れ

弁護士の相談は予約制となります。
まずは、おやこ・まるまるサポートセンターに申請してください。担当者面接していただき、相談内容の確認などをさせていただきます。

▶ 利用料金

無料

母子家庭等高等職業訓練

ひとり親家庭の皆さまが自立した生活を送れるよう、生活の安定につながる資格を取得する支援をします。

▶ 対象となる人

- ① 市内に住所を有する人
- ② 児童扶養手当の支給を受けている人(同様の所得水準にある人)
- ③ 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、資格取得を見込まれる人
- ④ 仕事または育児と学業の両立が困難であると認められる人
- ⑤ 修業開始日に訓練給付金等を受給していない人
- ⑥ 市民税、国民健康保険税および保育料に滞納がない人(①～⑥全ての要件を満たす人)

▶ 対象となる資格

看護師(准看護師)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、美容師、理容師、歯科衛生士、社会福祉士 等

▶ 支給となる額

- ・ 非課税世帯 月額100,000円
- ・ 課税世帯 月額70,500円
(最終学年は、40,000円上乗せされます)

▶ 支給期間

最大48カ月(条件によって異なります)
手続き・詳細につきましては、お気軽におやこ・まるまるサポートセンターへお問合せください。



幼稚園

問 学校総務課(公立) こども課(私立)

幼稚園(公立)

市内に居住している3歳児、4歳児、5歳児が対象の教育機関です。

募集要項など、詳しくは市ホームページまたは「広報つくばみらい」に掲載いたします。

名称	住所	電話番号	開園時間(目安)	時間外の預かり
わかかさ幼稚園	下島422	58-0014	9時～14時	無
すみれ幼稚園	足高1313	58-3425	9時～14時	無
谷和原幼稚園	上小目600	52-2330	9時～14時	無

幼稚園(私立)

3歳児、4歳児、5歳児が対象の教育機関です(園によっては満3歳児受け入れをする場合もあります)。

詳しくは各園にお問い合わせください。

認定こども園の保育所部門については「保育施設」のページ(P38～39)をご覧ください。

名称	住所	電話番号	開園時間(目安)	時間外の預かり
絹ふたば文化幼稚園	小絹1130	45-3400	8時半～14時	有
認定こども園ふたばランド	紫峰ヶ丘1-10-4	34-0028	8時半～14時	有
富士見ヶ丘認定こども園	富士見ヶ丘4-14-6	44-7280	8時半～13時半	有
認定こども園ルンビニー学園	陽光台2-35-1	58-8035	9時～15時	有
みらい認定こども園	筒戸3190	21-2185	10時～15時	有

公立幼稚園、私立幼稚園ともに保育料無償化となっております。手続きや制度の詳細は市のウェブサイトをご覧ください。

小中学校の入学

問 学校総務課

小学校

- 19月に翌年度小学校に入学する児童のいる家庭に「就学時健康診断通知書」を送付します。就学予定校で受診してください。
- 21月下旬までに「就学通知書」を送付します。
- 2月に就学予定校で保護者説明会が実施されます。
- 保護者の方は、「就学通知書」を入学式当日に指定された学校へ持参してください。

中学校

- 11月下旬までに、小学校卒業見込児童のいる家庭に「入学通知書」を送付します。
- 11月末頃、就学予定校で保護者説明会が実施されます。
- 保護者の方は、「入学通知書」を入学式当日に指定された学校へ持参してください。

小中学校の転入

問 学校総務課

- 転校が決まった場合は、通学している学校から「在学証明書」「教科書給与証明書」が発行されます。
- 引越し後、市民窓口課で転入の手続きをしてください。
- 通学していた学校から発行された「在学証明書」、「教科書給与証明書」、および転入手続きの時に市民窓口課から発行される「住民異動届」を持って、学校総務課で転入の手続きをしてください。
※私立などの小中学校に通学して転校がない場合は「在学証明書」を学校総務課に提出してください。

小中学校の転出

問 学校総務課

- 現在通学している学校に転出することを連絡し「在学証明書」、「教科書給与証明書」を受け取ります。
- 市民窓口課で転出の手続きをしてください。
- 転出先の市役所で転入の手続きをしてください。
- 転出先の教育委員会の案内に従い転校の手続きをしてください。

就学援助制度

問 学校総務課

経済的な理由で就学が困難な家庭に対し、学校教育で必要となる学用品費や給食費などを援助する事業を行っています。援助を受けようとする方は、申請が必要となります。

1. 援助を受けることができる方

- ・児童扶養手当を受給中の方
- ・市・県民税が非課税である世帯の方
- ・世帯全員の所得合計額が基準以下の方
- ・その他、経済的に就学が困難であると認められる方

2. 援助の内容

学用品費・通学用品費・校外活動費・新入学児童生徒学用品費・修学旅行費・卒業アルバム費・学習通信費・医療費(学校保健安全法により治療の指示を受けた疾病に限る)・給食費などで、つくばみらい市教育委員会が定めた金額

3. 申請方法

手続きは、学校を通して行われます。援助を希望される方は、各小中学校と学校総務課に用意してある所定の申請書および同意書に記入捺印し、学校に提出してください。申請書などは、市ホームページからダウンロードも可能です。

4. 申請時期

- ・新しく小学校へ入学する児童の保護者は当該年度の4月1日から教育委員会が定める4月下旬の日まで。
- ・新しく中学校へ入学する生徒の保護者は、入学前年度の3月末まで。
- ・転入および年度の途中で援助が必要になった方は随時

※援助を受けたい方は、事前に学校・学校総務課にご相談ください。

放課後児童クラブ

問 生涯学習課

児童クラブでは、放課後などにおいて、留守家庭の児童を対象に遊びを中心とした保育活動を行っています。

設置箇所	小絹小児童クラブ	小絹858	豊小児童クラブ	豊体1692
	谷原小児童クラブ	加藤241	小張小児童クラブ	小張2668-5
	伊奈小児童クラブ	谷井田2047	陽光台小児童クラブ	陽光台3-1
	伊奈東小児童クラブ	板橋2379	富士見ヶ丘小児童クラブ	富士見ヶ丘2-18-1
	※十和小、福岡小の児童は、谷原小児童クラブで受け入れます。			
開級日	月曜日から土曜日			
開級時間	平日: 授業終了後から午後6時まで(延長午後7時まで) 学校休業日: 午前7時30分(土曜日は午前8時30分※長期休業期間の土曜日は午前7時30分)から午後6時まで(延長午後7時まで)			
閉級日	①日曜日、祝日 ②夏期休日(8月13日から8月16日まで) ③年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)			
入級対象	小学校に就学している児童で、保護者が仕事をしていて、昼間帰宅しても保育する人がいない家庭や、病気や出産、高齢者などを介護していて一時的にお子さんを見られない場合にお預かりします。 (ただし、保護者以外の方が家庭で見られる場合を除く)			
保護者負担金	月額4,000円(8月のみ6,000円) ※4月・7月・12月・1月・3月の学校が長期休業期間のみ入級する児童は月額2,000円			
おやつ代	月額: 2,500円(毎月5日までにクラブへ納入)			
傷害保険	800円程度/年 ※傷害保険の内容・金額については年度ごとに異なる場合があります。			



福祉・健康

高齢者福祉

問 介護福祉課

敬老祝金

市内に1年以上居住する88歳および100歳の方に、敬老の意を表し、敬老祝金を支給します。

対象者	支給額
88歳	10,000円
100歳	30,000円

家族介護用品支給

要介護4、5で住民税非課税世帯に属する在宅の高齢者や、寝たきりや認知症または20歳以上の重度障がい者が在宅で、介護している家族に対し介護用品（紙おむつなど）を支給します。

対象者	支給額
介護度4、5で住民税非課税世帯	年額 30,000円以内
寝たきりや認知症で住民税非課税世帯	年額 15,000円以内
20歳以上の重度障がい者で住民税非課税世帯	年額 15,000円以内

徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊行動の見られる65歳以上の認知症高齢者を介護している家族に対し、位置情報端末機および付属品を貸与します（世帯の課税状況により、負担額が異なる場合があります）。

利用者負担	基本料金	情報取得料	緊急対応員派遣サービス利用料
	1,320円(税込)／月	220円(税込)／回 (電話使用)	11,000円(税込)／回
		無料 (インターネット使用)	

理髪サービス

住民税非課税世帯に属するおおむね65歳以上の在宅の寝たきり高齢者および重度の障がい者の在宅介護を有する方で、理髪を希望する方に理容師を派遣します。

※無料 年4回

寝具洗濯乾燥消毒サービス

70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯、または寝たきりの65歳以上の高齢者の方、寝たきりの状態にある重度の身体障がい者の方に、寝具の洗濯などサービスを行います。

※無料 年1回

在宅介護慰労金支給

毎年7月31日(基準日)現在で、要介護4、5と認定された65歳以上の在宅高齢者を介護する方に対し、介護慰労金を支給します。

▶ 支給要件

基準日より過去1年間に介護保険サービスを利用していない方を介護し、住民税非課税世帯に属する場合
※年額10万円

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、緊急通報装置を設置します。

※固定電話がある方は無料、固定電話がない方は携帯電話代の負担があります（どちらも通信費が別途負担となります）。

通院通所交通費助成

住民税非課税世帯に属する75歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯の方が医療機関等へ通院するための交通費の一部（タクシー券）を助成します。

※1世帯で初乗り運賃相当額を年間24回まで。

まごころ弁当

65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯、おおむね65歳以上の心身に障がいのあるひとり暮らしの方に、週2回夕食用の弁当をお届けします。

※自己負担 400円／1食

救急医療情報キット配布

65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯、高齢者で日中独居の方などに対し、救急時に必要な情報を保管するキットを配布します。

※無料 1人1セットまで

有料在宅福祉サービス

洗濯・掃除・買物などのお手伝いをしてくれる方を有料で派遣します。

▶ **対象者** おおむね60歳以上の方または身体障がい者

▶ **利用者負担** 1時間600円

みまもり訪問サービス

75歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者世帯の方に、市からの委託を受けた日本郵便(株)の社員などが毎月1回訪問して見守りを行い、訪問した様子をご親族などに連絡します。

シニアカード

協賛店舗に提示すると、店舗が設定した割引やポイント加算等のお得なサービスを受けることができます。

▶ **対象者** 県内にお住いの65歳以上の方

▶ **配付場所**

伊奈庁舎介護福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、みらい平市民センター、地域包括支援センター

社会福祉

問 社会福祉課

生活保護

思いがけない病気や事故などのために、自分の力だけではどうしても生活できなくなってしまうことがあります。生活保護は、国民の誰でも生活に困っている人に対し、困窮の程度に応じ保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。

▶ **生活困窮者自立支援**

生活に困っている方が、生活保護に陥らないように、その前の段階で早く自立できるように、支援員が相談に応じ、問題点や課題を整理し、自立に向けた支援を行います。


障がい者福祉 問 社会福祉課

障害者手帳の交付

手帳名	内容	等級
身体障害者手帳	目、耳、手足、音声や身体機能などに障がいがあるために、日常生活や社会生活に制約を受ける方に交付されます。各種の援助を受ける場合や、税の控除・減免、運賃などの割引制度を利用するために必要となります。	1級～6級
療育手帳	知的障がいのある方に対して交付されます。日常生活訓練や社会参加のための各種の援助を受ける場合や、税の控除・減免、運賃などの割引制度を利用するために必要となります。	①、A、B、C
精神障害者保健福祉手帳	精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある方に交付されます。各種の援助を受ける場合や、税の控除・減免制度を利用するために必要となります。	1級～3級


〈 広告 〉

「できなくて当たり前、できたら素晴らしい！」

 お子様に対する**悩み、不安**…、一緒に**考えて**いきませんか？

児童発達支援 いぶききっず（未就学児を対象）
 放課後等デイサービス ケアワーカーズいぶき（小学生を対象）
 放課後等デイサービス ケアワーカーズそら（中・高校生を対象）
 相談支援事業所 ケアワーカーズ

お気軽にご相談ください

 **合同会社ケアワーカーズ**

つくばみらい市古川 835-1 TEL:0297-44-4502(代)

障がい者等に対する手当

※手当を受けるには認定申請が必要です。

▶ 特別児童扶養手当

身体または精神に重度・中度の障がいのある20歳未満の在宅の児童を監護する父もしくは母、または父母にかわって養育している人に支給されます。受給の可否は医師の診断書に基づき決定されます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所有の有無は問いません。

支給対象から除かれる方	①児童が福祉施設などに入所している場合
	②児童が障がいを理由として厚生年金などの公的年金を受けられることができる場合
	③受給資格者などの所得が一定の額を超える場合
手当の額 令和4年11月1日現在	1級…月額 52,400円 2級…月額 34,900円

▶ 障害児福祉手当

日常生活において常に介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に支給されます。対象は、身体障害者手帳1級程度、療育手帳④程度、同程度の精神障がいの児童です。

支給対象から除かれる方	①児童が福祉施設などに入所している場合
	②児童が障害年金を受けられることができる場合
	③受給資格者などの所得が一定の額を超える場合
手当の額 令和4年11月1日現在	月額 14,850円

▶ 在宅心身障害児福祉手当

身体または知的に障がいのある20歳未満の在宅の児童で、上記の障害児福祉手当(重度障がい)に該当しない児童を家庭で養育している保護者に支給されます。

対象は、身体障害者手帳1級・2級・3級・4級(一部)、療育手帳④・A・Bの児童です。

支給対象から除かれる方	①障害児福祉手当を受給している場合
	②児童が福祉施設などに入所している場合
手当の額	月額 3,000円

▶ 特別障害者手当

在宅の常時特別な介護を必要とする20歳以上の最重度の障がい者に支給されます。対象は、障害基礎年金1級程度の障がい者が2つ以上重複している方、障害基礎年金1級程度の障がい1つと同2級程度の障がい2つ以上が重複している方です。

支給対象から除かれる方	①対象者が福祉施設などに入所している場合
	②対象者が病院または診療所に3カ月を超えて入院している場合
	③受給資格者などの所得が一定の額を超える場合
手当の額 令和4年11月1日現在	月額 27,300円

▶ 難病患者福祉手当

茨城県から発行された「指定難病特定医療費受給者証」を所持されている難病患者の方に支給されます。

手当の額	年額 10,000円(ただし、支給対象月数が10カ月未満の場合は、対象月数×1,000円)
------	-----------------------------------------------

各種の助成制度

種類	内容					
障害者手帳申請診断書料助成	身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の申請時に必要な診断書料の一部を助成します。					
自立支援医療(精神通院)	精神疾患の通院医療に係る受診費用の自己負担分を軽減します。					
自立支援医療(更生医療、育成医療)	身体に障がいのある方の日常生活を容易にするため、障がいを軽くしたり、機能を回復させたりする手術などの費用の自己負担分を軽減します。					
補装具費の支給	身体上の障がいを補って日常生活を容易にするための補装具(車椅子、義肢など)の購入などの費用の一部を給付します。(難病患者の方を含みます)					
日常生活用具費の支給	身体や知的に障がいのある方の日常生活が円滑になるよう、障がいの種類・程度に応じて日常生活用具の費用の一部を給付します。(難病患者の方を含みます)					
訪問入浴サービス利用費の支給	訪問入浴によらなければ入浴が困難な重度の身体障がい者の方が、訪問入浴サービスを利用した際の費用の一部を支給します。					
通院通所交通費助成	重度障がい者の方が病院または施設に通院または通所するための交通費の一部を助成します。(自動車税の減免を受けていない場合に限り) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>身体障害者手帳1級・2級</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3">タクシー券</td> </tr> <tr> <td>療育手帳④・A・B</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳1級・2級</td> </tr> </table>	身体障害者手帳1級・2級	}	タクシー券	療育手帳④・A・B	精神障害者保健福祉手帳1級・2級
身体障害者手帳1級・2級	}	タクシー券				
療育手帳④・A・B						
精神障害者保健福祉手帳1級・2級						
自動車運転免許取得費補助	身体障害者手帳1～4級の方が、就労などに伴い、自動車運転免許を取得した場合の教習所の教習費用の一部を補助します。					
自動車改造費用補助	身体障害者手帳の上肢、下肢または体幹機能が1級または2級の方が、就労などに伴い、自ら運転する自動車の操向装置および駆動装置を改造する場合の費用の一部を補助します。					
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者の社会参加のための外出時に、ガイドヘルパーなどを利用した際の費用の一部を助成します。					
日中一時支援	障がい者を普段介護している家族が、外出や休息するため、障がい者を施設などに一時的に預けるサービスを利用した際の費用の一部を助成します。					

障害福祉サービス

身体・知的・精神に障がいのある方および難病患者の方が、日常生活や就労のための訓練、居宅での介助、施設の短期利用、グループホームへの入居などの障害福祉サービスを受ける場合の支給決定を行い、費用の一部を支給し、自立した生活を支援します。

主な公共料金の減免制度

制度	内容		
有料道路通行料の割引	身体障害者手帳または療育手帳④・Aを所持し、事前に登録した自家用車に障がい者本人が乗車して有料道路を通行した場合に、通行料金が割引されます。		
NHK放送受信料の減免	身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方に対し、障がいの程度や世帯の所得状況などに応じて放送受信料が減免されます。		
自動車税・軽自動車税の減免	身体障害者手帳(等級や区分によって該当要件が異なります)、療育手帳④・A、または精神障害者保健福祉手帳1級の方で、次に該当する自動車に対して自動車税・軽自動車税(種別割・環境性能割)の減免制度があります。 <ol style="list-style-type: none"> ①障がい者本人が使用(所有)する自動車 ②障がい者と生計を一にする方が使用する自動車 ③障がい者を常時介護する方が使用する自動車(一定の要件を満たしている場合のみ) ○問い合わせ先		
	税金の種類	自動車の種類	
		自動車 (軽自動車・オートバイなどを除く)	軽自動車
	種別割	土浦県税事務所 (☎029-822-7205)	つくばみらい市役所税務課 (☎0297-58-2111)
環境性能割	土浦県税事務所自動車税分室 (☎029-842-7812)		
※種別割 自動車(軽自動車を含む)をお持ちの方に課税されます。 ※環境性能割 自動車の燃費性能などに応じて、三輪以上の小型自動車および普通自動車(特殊自動車は除く)を取得したときに課税されます。 ※減免の対象となる自動車は障がい者の方1人につき1台に限ります。			

身障者等用駐車場利用証制度

障がいなどのある方が乗車した自動車が、公共施設や商業施設にある身障者等専用駐車場に駐車しやすくなる利用証を交付します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 身体障害者手帳 等級や障がい状況によって該当要件が異なります。 • 療育手帳 ④・Aを所持している方 • 精神障害者保健福祉手帳 1級を所持している方 • 介護保険の要介護状態区分が「要介護1」以上の認定を受けた方 • 一般特定疾患疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受給者証を所持している方 • 母子健康手帳の交付を受け、妊娠7カ月から産後6カ月までの方
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

福祉施設

問 社会福祉協議会 ☎0297-57-0123

きらくやますこやか福祉館・世代ふれあいの館

きらくやまふれあいの丘は「すこやか福祉館」と「世代ふれあいの館」の2館を中心に、ゲートボール場、テニスコート、散策の森など子どもからお年寄りまで、すべての市民が、楽しく、ゆったりとした時間を味わえる場です。ぜひ、一度おいでください。

▶ すこやか福祉館

▼ 施設概要

開館時間	午前9時	閉館時間	午後9時
休館日	①毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日)	②12月28日から翌年1月4日	
利用時間	入浴施設(サウナ含)	午前10時～午後8時45分(入浴受付は午後8時15分)	
	トレーニング室	午前10時～午後8時45分	
	大研修室(大広間)	午前10時～午後8時45分	
	カラオケ	午前10時～午後8時15分(最終予約は午後8時)	
	介護教育室(会議室)	午前9時～午後5時	
	教養娯楽室(和室)		
	日常生活訓練室		
	多目的ルーム		
福祉団体活動室			

※つくばみらい市に住んでいる方が利用されるときは、必ず受付にみらい・すこやか・ふれあいパスポートを提示してください。各パスポートの発行受付窓口は、すこやか福祉館です。

▼ 施設使用料

個人利用

	トレーニング室	テニスコート
市内の19歳から64歳までの方	100円	300円/面・h
市内の16歳から18歳の方・65歳から74歳の方	50円	150円/面・h
市内の15歳以下の方・75歳以上の方・障がい者の方および介助者1名・指定難病特定医療費受給者証を所持している方、市外の未就学児	免除	免除
市内以外の方	150円	450円/面・h

	入浴施設(サウナ含)
市内の19歳から64歳までの方	200円
市内の18歳以下の方(未就学児を除く)・65歳以上の方	100円
市内の未就学児・障がい者の方および介助者1名・指定難病特定医療費受給者証を所持している方、市外の未就学児	免除
市内以外の方	300円

※市内:市内に在住・在学・在勤の方

団体利用

	大研修室	多目的ルーム	福祉団体活動室	教養娯楽室	介護教室	ゲートボール場	テニスコート
一般団体	550円/h	500円/h	300円/h	450円/h	400円/h	300円/面・h	300円/面・h
減免団体	275円/h	250円/h	150円/h	225円/h	200円/h	150円/面・h	150円/面・h
免除団体	免除	免除	免除	免除	免除	免除	免除
市外団体	825円/h	750円/h	450円/h	675円/h	600円/h	450円/面・h	450円/面・h

- ① 構成員の半数以上が市内(在住・在学・在勤)の16歳から18歳の団体・65歳から74歳の団体は減免
- ② 構成員の半数以上が市内(在住・在学・在勤)の15歳以下・75歳以上の団体および障がい者団体は免除
- ③ 市内在住・在勤・在学の方が半数未満しか含まれない団体の場合は料金の1.5倍

④ 市が認める公共的団体の場合は、減免可(施設管理者にお問い合わせください)

⑤ 施設利用日の2カ月前から利用日当日まで受付可能です。

・カラオケ利用料金 1曲100円

▶ 世代ふれあいの館

📌 施設概要

📌 社会福祉協議会

開館時間	午前9時(利用がある場合は午前7時)	閉館時間	午後10時(利用がない場合は午後5時)				
休館日	① 毎週月曜日(月曜日が祝日の場合は、その翌日) ② 12月28日から翌年1月4日						
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申込受付時間は、午前9時から午後5時までです。 ・ 申込先着順ですが、同時に複数の申し込みがあった場合は、抽選となります。 ※ 世代ふれあいホール・野外ステージ: 使用日6カ月前から1カ月前まで ※ リハーサル室・楽屋・会議室 : 使用日6カ月前から7日前まで ・ 初めて利用される方は、利用者である法人や団体の概要、または他の会館などの利用実績を提出していただきます。 						
利用時間	① ホール・楽屋・ステージ	午前の部	午後の部	夜間の部	全日	その他	定員
		9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	9:00~22:00	1時間当	
	世代ふれあいホール	9,000円	12,000円	18,000円	39,000円	4,500円	350人
	楽屋A	900円	1,200円	1,800円	3,900円	450円	18人
	楽屋B	900円	1,200円	1,800円	3,900円	450円	20人
	野外ステージ	1,500円	2,000円	3,000円	6,500円	750円	
	② リハーサル室・会議室	1時間単位					定員
		7:00~9:00	9:00~17:00	17:00~22:00			
	リハーサル室	600円	400円	600円			35人
	会議室1	750円	500円	750円			40人
会議室2	750円	500円	750円			35人	
会議室3	900円	600円	900円			50人	

- ① 上記以外に、付属の設備などを使用する場合は別途料金がかかります。
- ② 利用者が入場料を徴収する場合は、上記使用料の3倍の額となります。
- ③ 利用者が営利・宣伝を目的とした場合は、上記使用料の4倍の額となります。
- ④ 市内に在住・在勤・在学し障がい者手帳の交付を受けた方が半数以上いる団体が利用するときは、上記使用料が免除となります。

- ⑤ 市内在住の65歳以上の方を半数以上含む団体が利用するときは上記使用料の半額となります。
- ⑥ 市内在住の75歳以上の高齢者で構成された団体が利用するときは上記使用料が免除となります。
- ⑦ 市内在住の中学生以下で構成された団体が利用するときは上記使用料が免除となります。
- ⑧ 市外に拠点を置く団体が利用するときは、上記金額の1.5倍となります。

相談、健診など

📌 健康増進課

健康相談

保健師・栄養士・精神保健福祉士が、健康に関する相談に随時応じています。

移動健康相談

地区のコミュニティセンター等で保健師・栄養士が相談に応じています。日程については、広報でご確認ください。

こころの健康相談

精神科医による予約制の相談です。悩みや不安、不眠、気分の落ち込み等、治療の必要性や対応方法等について、本人や家族からの相談に応じています。

日程については、健康管理予定表またはホームページをご覧ください。予約メールフォームからも申し込みできます。



こころの健康相談



健康づくり教室

生活習慣病予防の正しい知識の啓発のため教室を実施しています。広報・ホームページ等で参加者を募集しています。



健康づくり教室

集団検診

各種がん検診や健康診査を実施しています。受診には、予約期間中に事前の予約が必要になります。日程・自己負担額等詳細については、健康管理予定表またはホームページをご確認ください。インターネット予約は、予約開始日の9時以降24時間いつでも予約できます。



各種検診
予約空き状況



成人歯科検診



インターネット
予約

医療機関検診

婦人科検診(子宮がん・乳がん検診)、大腸がん検診、肝炎ウイルス検診を医療機関で受診できます。受診するためには、受診券が必要となりますので、健康増進課窓口または受診券申請フォームからご申請ください。



申請メール
フォーム

成人の予防接種

問 健康増進課

成人の予防接種についても一部助成を行っています。
詳しくは、ホームページをご確認ください。



成人の予防接種

健康増進室(保健福祉センター内トレーニング室) 問 健康増進課

利用時間	午前9時～午後8時30分 ※土日祝日 午前9時～午後4時30分
休業日	毎週月曜日と12月29日～翌年1月3日
利用料	1回 200円 ①高校生、65歳以上74歳以下の方は100円 ②市内在住の75歳以上の方、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方は無料
対象者	市内在住・在勤・在学者で15歳以上の方(中学生は除く)





介護保険

介護保険

問 介護福祉課

介護保険制度

介護保険は、加入者が保険料を出し合い、介護が必要なときに要介護認定を受けて介護サービスを受ける制度で40歳以上のすべての方が加入します。加入者は、65歳以上の方(第1号被保険者)と40から64歳までの方(第2号被保険者)に区分され、要介護認定申請を行うときや保険料の負担の仕方が異なります。

加入対象者(被保険者)と保険料

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入されている方
利用者	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態の方 (寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態) 要支援状態の方 (常時の介護までは必要ないが、家事や身じたくなど、日常生活に支援を必要とする状態) 	<ul style="list-style-type: none"> 初老期認知症、脳血管疾患などの老化が原因とされる16種類の病気により要介護状態や要支援状態となった方
保険料賦課・徴収方法	<p>【保険料賦課】 保険料の額は、市で介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」を基に被保険者の所得などに応じて市が徴収します。 なお、「基準額」は、3年ごとに見直されます。 ※保険料の詳細については、お問い合わせください。</p> <p>【徴収方法】 原則として、年金(老齢、障害、遺族年金)が月額18万円(月額1万5千円)以上の方は、定期払い(年6回)の際に天引きされます。(特別徴収) それ以外の方は、送付される納入通知書の納期に基づき、口座振替または、市が定める金融機関に納めていただきます。(普通徴収) ※「年金額18万円以上」の方でも、普通徴収になる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①年度途中で65歳になったとき ②年度途中で他の市区町村から転入したとき ③年度途中で保険料が変更になったとき ④年金の支給が差し止めになったとき 	<p>保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により決定し、医療保険料と一緒に納めます。</p> <p>◎健康保険 <ul style="list-style-type: none"> 保険料は、給料などに応じて異なります。 保険料の半分は事業主が負担します。 </p> <p>◎国民健康保険 <ul style="list-style-type: none"> 保険料は、所得などに応じて異なります。 保険料と同額の国庫負担があります。 世帯主が世帯員の分も負担します。 </p>

介護保険



〈 広告 〉



少人数制個別指導で最適な環境
骨折後や後遺症による麻痺等のリハビリ
デイサービス(介護保険)とパーソナル&フィットネス(保険外)を提供
作業療法士と理学療法士の有資格スタッフが常駐しています

- * 個別機能訓練型のデイサービス
- * 個々に応じたオリジナルプログラムを作成します

『トヨリハ』
株式会社 豊島みらい企画

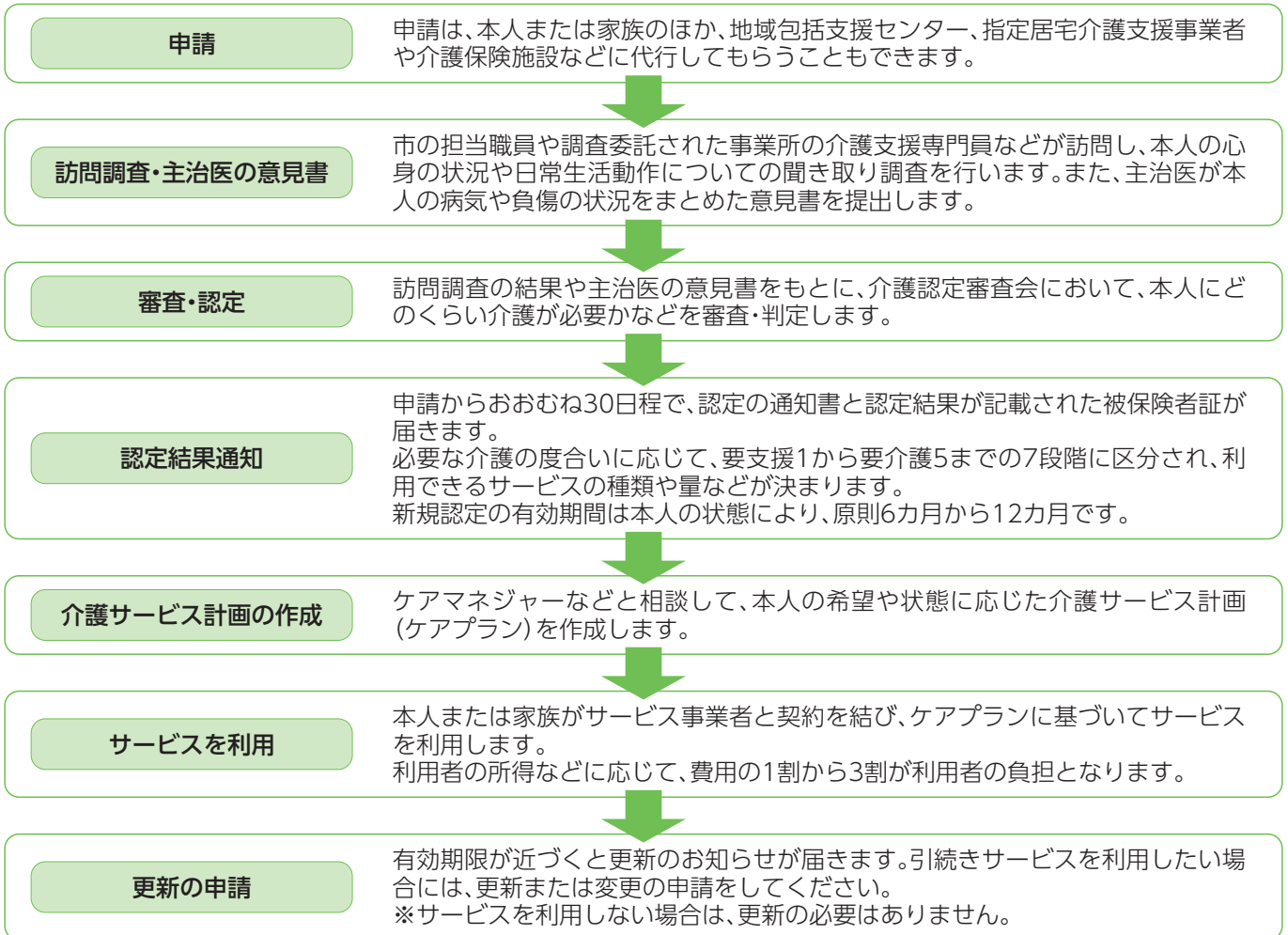
営業時間 8:30~17:30
サービス提供時間 9:00~12:00
13:30~16:30
定休日 日曜日

つくばみらい市上小目166-1
TEL 0297-21-2626 FAX 0297-21-2627
<https://toyoshima-mirai-kikaku-1661.co.jp>

介護保険の届出について

届出が必要なとき	必要なもの
他市区町村から転入したとき (要介護認定を受けている方)	転入届、受給資格証明書
他市区町村へ転出するとき	転出届、介護保険被保険者証、本人の銀行口座がわかるもの(通帳など)
死亡したとき	介護保険被保険者証、ご家族の銀行口座がわかるもの(通帳など)
市内で住所や氏名が変わったとき	介護保険被保険者証

介護サービスを受けるには



- ※・ケアプランは変更することができます。
- 施設などへ入所(入居)する場合は、施設等内でケアプランが作成されます。
 - ケアプランの作成費用は全額が保険給付されますので、自己負担はありません。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業のみご利用の場合は、要介護(要支援)認定は必要ありません。

介護サービスを受けた時の費用

介護サービスを受けた時は、原則としてかかった費用の1割(一定以上の所得がある方は2割または3割)を利用者が負担します。また、施設入所の場合は、食費、居住費は別に負担します。

※1割(2割・3割)の自己負担が一定額を超えた場合は、高額介護サービス費が支給され、負担が軽くなります。また、要介護度ごとに受けられるサービス額に上限があります。支給限度額の範囲を超えたサービスを利用した場合は、超えた分は全額自己負担になります。



介護保険で受けられる主なサービス

介護保険で利用できる介護サービスには、在宅において介護を受ける「居宅サービス」と、施設に入所して介護を受ける「施設サービス」、地域の特性に応じた介護を受ける「地域密着型サービス」の3つのタイプがあります。

1. 居宅サービス

サービスの種類	内容
訪問介護	訪問介護員(ヘルパー)が訪問し、介護や家事などの援助を行います。
訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車で自宅を訪問し、入浴の介助を行います。
訪問看護	看護師や保健師などが訪問し、療養の世話、診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示により理学療法士などが訪問し、機能回復訓練を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理、指導を行います。
通所介護(デイサービス)	デイサービスセンターで、食事、入浴などの介護サービスや機能訓練を日帰りで受けられます。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院、診療所でリハビリテーションなどを日帰りで受けられます。
短期入所生活介護(ショートステイ)	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けられます。
短期入所療養介護	介護老人保健施設などに短期間入所して、医学的な管理のもとでの医療、介護、機能訓練が受けられます。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

2. 施設サービス

サービスの種類	内容
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	入浴、排せつ、食事などの介助やその他日常生活の世話、機能訓練、療養上の世話をを行います。
介護老人保健施設	看護・医学的管理のもとにおける介護および機能訓練、医療並びに日常生活上の世話などを行います。
介護療養型医療施設	長期にわたる療養や介護を必要とする方の世話をを行います。また、その他必要な医療を行います。
介護医療院	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などを行います。

※要支援状態の方は、施設サービスは受けられません。



〈 広告 〉

☎ 0297-20-5553
お電話おまちしております

**入居者
随時
募集中**

グループホーム「にこにこ」

認知症の方のための施設です。
お困り事がありましたら、
お気軽にご相談ください。

スマイルケア
グループホーム「にこにこ」
つくばみらい市福岡1272
<http://www.smile-care.jp>

社会福祉法人ほほえみ会 みやび そう
特別養護老人ホーム 雅荘
理事長 平澤雅男

入居者随時募集中

御入居者様の意思・人格を尊重し、
今まで通りの生活が入居後もできるよう支援します。

つくばみらい市福岡1199番地
☎ 0297-20-5525

3. 地域密着型サービス

サービスの種類	内容
小規模多機能型居宅介護	小規模な居宅型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
認知症対応型通所介護	認知症の方が食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。
認知症対応型共同生活介護	認知症の方が共同で生活できる場で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。
地域密着型通所介護	小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護、機能訓練などを日帰りで受けられます。

▶ 福祉用具の貸与

車いすやベッドなどの13種類の福祉用具が借りられます。
要支援1～2・要介護1の方は、利用できる品目が限られます。

福祉用具貸与の対象13種類

①車いす	②車いす付属品
③特殊寝台	④特殊寝台付属品
⑤床ずれ防止用具	⑥体位変換器
⑦手すり(工事を伴わないものに限る)	⑧スロープ(工事を伴わないものに限る)
⑨歩行器	⑩歩行補助杖
⑪認知症老人徘徊感知機器	⑫移動用リフト(つり具の部分を除く)
⑬自動排泄処理装置	

▶ 特定福祉用具の購入(介護予防福祉用具購入)

排泄や入浴に使われる5種類の用具の購入費を支給します。
※利用限度額/年間10万円まで(自己負担1割(2割または3割)/毎年4月1日から1年間)

福祉用具購入の対象5種類

①腰掛便座
②自動排泄処理装置の交換可能部品
③簡易浴槽
④入浴補助用具 ※浴槽用いす・入浴用いす・浴槽用手すり・浴室内すのこ・浴槽内すのこ・入浴台・入浴用介助ベルト
⑤移動用リフトのつり具の部分 ※移動用リフトの本体は「福祉用具の貸与」の対象になります。

▶ 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

小規模な住宅改修に対して、利用限度額/20万円までその費用の9割(8割または7割)相当額が住宅改修費として支給されます。住宅改修をするときは必ず事前にケアマネジャーにご相談ください。

住宅改修対象工事

①手すりの取り付け	(例) 廊下や階段、トイレや浴室に取り付ける/玄関から道路までの通路などに取り付ける。
②床段差の解消	(例) 各室間の床の段差をなくす/玄関から道路までの通路などの段差をなくす。
③床または通路面の材料の変更	(例) 居室、廊下、トイレ、浴室、階段を滑りにくい材質に変更
④引き戸などへの扉の取替え・新設	(例) 開き戸を引き戸や折り戸、アコーディオンカーテンに変更
⑤洋式便器などへの便器の取替え	(例) 和式便器から洋式便器へ
⑥前記①～⑤の改修に伴って必要となる工事	(例) 手すり取り付けのための下地補強/扉の取替えに伴う壁や柱の改修

介護度により利用できないサービスもあります。

福祉用具の貸与・特定福祉用具の購入・居宅介護住宅改修をする場合は、必ず担当ケアマネジャーにご相談ください。

高額介護サービス費について

1割(2割または3割)の自己負担が一定額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみになっています。

区分	世帯の上限額	個人の上限度額
生活保護の受給者の方など	15,000円	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方	24,600円	老齢福祉年金受給者の方 15,000円
		合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方など 15,000円
合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える方など		—
住民税課税世帯の方	44,400円	—
現役並み所得の方	年収約383万円以上約770万円未満	44,400円
	年収約770万円以上約1,160万円未満	93,000円
	年収約1,160万円以上	140,100円

※居住費・食費・日常生活費などは含まれていません。

※対象者には市から通知がありますので、その内容に基づき申請してください。

高額医療・高額介護合算サービス費について

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は、合算することができます。介護保険と医療保険のそれぞれの月額を限度額を適用後、年間(8月～翌7月)の自己負担額を合算して年額の限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

介護合算算定基準額(通常の計算期間)毎年8月1日から翌年7月31日まで

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人が いる世帯	所得区分	70～74歳の人が いる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ※	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ・毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

地域包括支援センター相談窓口

◆つくばみらい市から委託を受けている公的な相談窓口です。

- ① 高齢者やご家族などの介護に関する悩みや困ったこと
- ② 福祉や医療に関すること
- ③ いろいろなサービスの内容や利用の手続きのこと
- ④ その他、健康や生活に関わることなど、何でも相談できます

◆高齢者のみなさまの権利を守ります。

- ① お金の管理や契約のことなどで不安があるとき
- ② 頼れる家族がいないとき
- ③ 消費者被害の心配なとき
- ④ 高齢者の虐待の心配があるとき

- ・不安なことや悩みは、一人でかかえこまないで、まずはセンターへご相談ください。
- ・相談は無料になります。 ※相談内容の秘密は堅く守ります。



つくばみらい市 地域包括支援センター	お問い合わせ先			担当地区
		地域包括支援センター 福田195(市役所伊奈庁舎内) ☎0297-57-0203/080-1263-3475(夜間対応)		
総合相談窓口	いなりの里	長渡呂新田840-2	☎0297-57-1227	豊・谷井田・三島・東
	ぬくもり荘	古川1047	☎0297-52-1280	十和・谷原・小絹・みらい平
	雅荘(みやびそう)	福岡1199	☎0297-20-5525	福岡・小張・板橋

〈 広告 〉

サービス付き高齢者賃貸住宅


はうすステーション ゆめみの

健康な方には将来を見据えた住み替えに適しています。
 24時間介護スタッフが常駐し、お一人おひとりの
 ライフスタイルを大切に生活をサポートいたします。

取手市米ノ井165-1 お問い合わせ/入居受付 **TEL.0297-86-6070**

入居者募集中!



守谷慶友病院
守谷市立沢980-1
TEL.0297-45-3311

ひがしクリニック慶友
守谷市松並1630-1
TEL.0297-48-6001

伊奈クリニック
つくばみらい市板橋2243-1
TEL.0297-20-7755

詳しくはホームページにてご確認ください。

K 医療法人 慶友会 はうすステーション ゆめみの



医療・年金

国民健康保険制度

問 国保年金課

私たちは、いつどんなときにけがをしったり病気になったりするかわかりません。お金がないからという理由で、病気やけがの治療を受けられなければ一人ひとりの幸せも、社会の発展も維持できなくなります。このようなときに、お互いに出し合った保険税と国および県からの補助金で、医療費の負担を軽くし助け合って解決しようというのが、国民健康保険制度です。

加入しなければならない方

市内に住民登録をしている方で、次に該当する方以外は加入しなくてもなりません。

- ① 職場の医療保険、健康保険、共済組合、船員保険、日雇健康保険などに入っている方と、その被扶養者
- ② 生活保護を受けている世帯に属する方
- ③ 後期高齢者医療被保険者

国民健康保険の届出

このような時は、14日以内に届出をしてください。

※下記のほかに、「世帯主」と「手続きの対象となる人」のマイナンバー、窓口に来た人の本人確認ができるものが必要です。

	届出の内容	持参するもの
国保に入るとき	転入してきたとき	
	職場の健康保険をやめたとき	・職場の健康保険をやめた証明書(年月日が分かるもの)
	職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	・被扶養者喪失証明書(年月日が分かるもの)
	子どもが生まれたとき	
	生活保護を受けなくなったとき	・保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	外国籍の人が加入するとき	・在留カード ・特別永住者証明書など
	転出するとき	・保険証
	職場の健康保険に入ったとき	・保険証 ・職場の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	国保の被保険者が死亡したとき	・死亡を証明できるもの ・保険証
その他	生活保護を受け始めるとき	・保険証 ・保護開始決定通知書
	外国籍の人がやめるとき	・在留カード ・特別永住者証明書など ・保険証
	市内で住所が変わったとき	
	世帯主や氏名が変わったとき	・保険証
	世帯を分けたり、一緒にしたとき	
その他	保険証をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)	
	修学や施設入所等で他市町村へ住所を移したとき	・保険証 ・在学・在所証明書
	修学や施設入所が終了し帰ってきたとき	・保険証

国民健康保険の給付

1. 療養の給付

医療機関などの窓口で保険証などを提示すれば、その医療費の一部を下記の割合の額だけ負担すれば診療を受けることができます。残りの費用は国保が支払います。(入院時の食事代は別途自己負担となります)

(令和4年11月1日現在)

区分	国保負担割合	自己負担割合
小学校入学前	8割	2割
小学校入学後70歳未満	7割	3割
70歳以上(一般)	8割	2割
70歳以上(現役並み所得者※)	7割	3割

※現役並み所得者になる方とは、次の①または②に該当する方で、同一世帯の70歳以上被保険者の所得収入によります。

- ① 課税所得が145万円以上
- ② 被保険者が一人で収入が383万円以上、二人以上で収入合計が520万円以上

入院時の一食当たりの食事負担額(一部要申請)

区分	負担額(1食)	
・住民税非課税世帯 ・低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院(過去12カ月間の入院日数)	160円
低所得者Ⅰ	100円	
上記以外の人	460円	

2. 療養費の支給(要申請)

医療費の全額をいったん自己負担で支払った場合は、国保の担当窓口へ申請し、審査の結果決定すれば、保険で認められた部分のうち、自己負担を除いた額が支給されます。

詳しくは担当課にお問い合わせください。

3. 高額療養費(要申請)

同じ人が、同じ月内に支払った医療費が、自己負担限度額を超えた場合、超えた額が後日支給されます。

該当する場合は、申請のご案内をお送りします。ご案内にしたがって、申請をしてください。

※「限度額適用認定証」、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。国保年金課の窓口で交付申請をしてください(保険税滞納者は除く)。

詳しくは担当課にお問い合わせください。

自己負担限度額(70歳未満の方の場合)

(令和4年11月1日現在)

所得区分 (基準総所得額)	自己負担限度額 (入院と外来は別々に計算します)
901万円超または未申告者のいる世帯	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円【注】>
600万円超～901万円以下	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円【注】>
210万円超～600万円以下	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円【注】>
210万円以下	57,600円 <多数回44,400円【注】>
住民税非課税世帯	35,400円 <多数回24,600円【注】>

注 直近の12カ月間で3月(回)以上、自己負担限度額を超えたときは、4月(回)目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

自己負担限度額(70歳以上75歳未満)

医療費の自己負担限度額(月額) (令和4年11月1日現在)

所得区分	外来+入院 (世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <多数回140,100円【注】>	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <多数回93,000円【注】>	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円【注】>	
一般	18,000円	57,600円 <多数回44,400円【注】>
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

注 直近の12カ月間で3月(回)以上、自己負担限度額を超えたときは、4月(回)目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

※70歳以上75歳未満の一般および現役並み所得者Ⅲの方は、「保険証」を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までとなります。

4. 出産育児一時金(一部要申請)

子どもが生まれたときは、出産育児一時金が支給されます。また、妊娠85日以上死産・流産の場合も支給されます。支給額は、出産1回につき408,000円です。

なお、産科医療補償制度に加入の医療機関などで出産した場合は、12,000円が加算されます。

5. 葬祭費(要申請)

被保険者が亡くなられたときは、葬祭費として、葬儀を行った人に対して支給されます。

支給額は、50,000円です。

6. 高額介護合算療養費制度(要申請)

医療費が高額になった世帯内に介護保険の受給者がいる場合、国保と介護保険の限度額を適用後、年額を合算して限度額を超えた場合、その超えた分が支給されます。

国民健康保険税

問 国保年金課

納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主になります。

世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯の中に国民健康保険加入者がいれば世帯主に納税義務が生じます。

※国民健康保険税の算定は、加入者についてのみ行います。

納税通知書の送付および納期

納税通知書は、毎年7月に国民健康保険加入者のいる世帯主に送付します。

- 納付書で納める人(普通徴収)
7月から翌年2月までの年8回払
- 年金から天引きされる人(特別徴収)
年金が支給される月となる年6回払

特別徴収(年金からの天引き)

特別徴収(年金からの天引き)に該当する方は、以下の条件すべてを満たす世帯の世帯主の方になります。

- 世帯主をはじめ、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であること。
 - 世帯主の介護保険料が年金から天引きされていること。
 - 世帯主の年金が年額18万円以上であり、介護保険料と国保税の合計額が、年金受給額の2分の1以下であること。
- ※申し出により、口座振替で納付していただくことも可能です。

国民健康保険税の軽減

世帯主を含む国民健康保険加入者の前年の年間世帯総所得金額が少ない場合は、均等割が軽減されます。
※未申告など所得状況の分からない人がいる場合は、軽減判定されません。
※この軽減を受けるための申請は不要です。

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

解雇や倒産などによる失業者に対して、国民健康保険税の負担を軽減する制度があります。詳細については、国保年金課へお問い合わせください。
※この軽減は、必要書類の提出により適用されるものです。

国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった場合は、申請により国民健康保険税の減免が受けられることがあります。詳細については、国保年金課へお問い合わせください。
※減免は、申請をすれば必ず受けられるものではありません。

人間ドックなどの助成

問 国保年金課

人間ドックなど健診助成については、次のとおりとなります。(要申請)
※どちらか一方の助成となります。

	人間ドック健診助成	脳ドック健診助成
対象者	満40歳以上の国民健康保険加入者で、国民健康保険税を完納されている方 後期高齢者医療保険加入者で、後期高齢者医療保険料を完納されている方	
助成額	17,000円	28,000円
限度	1年に1回助成	3年に1回助成

医療福祉費支給制度(マル福)

問 国保年金課

この制度は、一定の条件を満たす方が医療保険を使って医療機関にかかった場合、自己負担金を助成する制度です。(健康診断、薬の容器、差額ベッド代等の保険適用外分については、対象になりません)

▶ 対象者

つくばみらい市に住所があり、医療保険に加入している次のいずれかに該当する方です。ただし、それぞれの扶養等の控除に応じた所得制限があり、これを超える所得のある方は、本制度は受けられません。

- 0歳から18歳までの方(所得制限なし)。ただし、高校生の外来診療分については令和3年10月診療分から適用。
 - 母子健康手帳の交付を受けた妊産婦
 - 母子家庭の母子・父子家庭の父子
 - 配偶者のいない方で18歳未満の児童または20歳未満の高校在学者(もしくは障がい児)を養育している方、およびその児童
 - 父母のいない児童 等
 - 重度心身障がい者
 - 身体障害者手帳1級または2級の方
 - 身体障害者手帳3級で内部障がいのある方
 - 療育手帳でAまたは④の判定を受けている方
 - 身体障害者手帳3級かつ知能指数が50以下と判定された方
 - 特別児童扶養手当1級の方
 - 障害年金1級の方
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※各制度の詳細および申請に必要な書類については、お問い合わせください。

未熟児養育医療制度

問 国保年金課

この制度は、出生時の体重が2,000g以下または身体の発達が未熟のまま生まれ、入院を必要とする乳児が、指定養育機関において入院治療を受ける場合に、その治療に要する医療費を公費により助成する制度です。詳細についてはお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

問 国保年金課

後期高齢者医療制度とは

平成20年4月から、後期高齢者医療制度が始まりました。75歳以上の方(75歳の誕生日から資格取得)および65～74歳で一定の障がいのある方(認定を受けた日から)は、後期高齢者医療制度で医療を受けることになります。

医療機関にかかる際には、「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に表示してください。また、後期高齢者に対する医療給付の種類は、国民健康保険で支給されているものと同じです。

保険料について

保険料については、茨城県後期高齢者医療広域連合が決定し、原則として茨城県内は同じ保険料になります。

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が個人ごとに保険料を納付します。

※所得割額と均等割額の合計額になります。

医療費の窓口負担(自己負担割合)

医療機関の窓口では、所得などに応じて、かかった医療費の1～3割を支払うことになります。詳細は次の①～③のとおりです。

①3割負担(現役並み所得者)

住民税課税所得が145万円以上の被保険者およびその被保険者と同一世帯にいる被保険者

②2割負担(一般Ⅱ)

現役並み所得者を除く、一定以上の所得のある被保険者およびその被保険者と同一世帯にいる被保険者で、次の①②に該当する方

①	被保険者が世帯に2人以上の場合	住民税課税所得が28万円以上であり、【年金収入＋その他の合計所得金額】の合計が320万円以上
②	被保険者が世帯に1人の場合	住民税課税所得が28万円以上であり、【年金収入＋その他の合計所得金額】が200万円以上

③1割負担(一般所得者…一般Ⅰ、低所得者Ⅰ・Ⅱ)

①②以外の被保険者

医療費の自己負担限度額(月額)

(令和4年11月1日現在)

所得区分	外来＋入院	
	外来(個人単位)	(世帯単位)
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円＋(医療費－842,000円)×1% <多数回140,100円 ^[注] >	
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円＋(医療費－558,000円)×1% <多数回93,000円 ^[注] >	
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円＋(医療費－267,000円)×1% <多数回44,400円 ^[注] >	
一般Ⅱ	18,000円または(6,000円＋ (医療費－30,000円)×10%) の低い方を適用	57,600円 <多数回44,400円 ^[注] >
一般Ⅰ	18,000円	
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

注 直近の12カ月間で3月(回)以上、自己負担限度額を超えたときは、4月(回)目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

高額介護合算療養費の限度額(年額)

(令和4年11月1日現在)

所得区分	後期高齢者医療制度＋介護保険の限度額
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	2,120,000円
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	1,410,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	670,000円
一般	560,000円
低所得者Ⅱ	310,000円
低所得者Ⅰ	190,000円

入院時の一食当たりの食事負担額

(令和4年11月1日現在)

所得区分	一般	負担額
現役並み所得者	一般	460円
指定難病患者(現役並み所得者および一般)		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
低所得者Ⅰ		100円

※低所得者(住民税非課税世帯)の方は、自己負担限度額や入院時の食事負担額が減額されますが、認定申請が必要になります。認定の基準については、お問い合わせください。

国民年金制度

問 国保年金課

国民年金は、すべての国民に老後の生活保障や、障がいになったときなどの保障を行うことを目的とした制度です。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方はすべて加入することが義務となっています。

加入者(被保険者)

国民年金の加入者(被保険者)は次の3種類になります。

1. 第1号被保険者

自営業や農林漁業などの方とその配偶者(第2号・第3号被保険者に該当しない方)

2. 第2号被保険者

厚生年金保険または共済組合に加入している方

3. 第3号被保険者

サラリーマン(厚生年金保険・共済組合の被保険者)の扶養となっている配偶者で、20歳以上60歳未満の方

任意加入被保険者 (希望により加入できる方)

次の①～④のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

- ① 日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
 - ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ③ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
 - ④ 厚生年金保険、共済組合等に加入していない方
- 上記のほか、以下の方も加入できます。
- ・年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
 - ・外国に居住する日本人で、20歳以上60歳未満の方

国民年金の主な届出

下記のほか窓口に来る方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証等)が必要です。

内容	必要なもの
会社等を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・退職日を確認できるもの(健康保険資格喪失証明書、離職票、退職証明書等)
厚生年金に加入の配偶者の扶養から外れたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・第3号被保険者の資格喪失日を確認できるもの(健康保険資格喪失証明書等)
第1号被保険者の方の住所・氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書
保険料を納められないとき(免除・納付猶予・学生納付特例申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・離職した方は、離職日を確認できるもの(離職票、雇用保険受給資格者証等) ・学生は学生証の写しまたは在学証明書
年金手帳または基礎年金番号通知書を紛失したとき(再交付申請)	お急ぎの方は年金事務所で申請してください。
障害年金を受給したとき(法定免除を受ける場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書
年金を請求するとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金手帳または基礎年金番号通知書 ・預金通帳・戸籍謄本 等
年金を受給している方が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・年金証書・未支給年金請求者の預金通帳 ・未支給年金請求者のマイナンバーカード ・戸籍謄本 等



国民年金保険料

国民年金の第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)は、保険料を納付する義務があります。第2号被保険者、第3号被保険者は、被用者年金制度がその加入者および被扶養者の人数に応じて基礎年金拠出金を国民年金に拠出しますので、個別に国民年金保険料を納める必要はありません。

保険料額については、市ホームページをご覧ください。

付加保険料

国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者(65歳以上の方を除く)は、定額保険料に付加保険料(月額400円)を上乗せして納付することで、受給する年金額を増やせます。

納付した付加保険料総額の半分の額を付加年金として毎年受給することができます。

国民年金保険料の免除制度

法定免除

次に掲げる方は、届出により国民年金保険料が免除されます。

- ①生活保護の生活扶助を受けている方
- ②障害基礎年金ならびに被用者年金の障害年金(2級以上)を受けている方
- ③国立ハンセン病療養所などで療養している方

申請免除

国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請により承認されると保険料の納付が免除されます。本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月～6月までに申請される場合は、前々年所得)が一定額以下の場合や失業した場合などに該当します。

免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。保険料を免除された期間は、年金の受給期間には参入されますが、年金額を計算するときは、全額納付したときに比べて一定の割合で減額されます。

また、4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合は、免除にならなかった保険料の一部を納付することによって、免除が承認されるものです。免除にならなかった保険料の一部を納付しないと、免除が無効となり、保険料の未納期間となってしまいます。

納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月から6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、申請により承認されると保険料の納付が猶予されます。

納付を猶予された期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定額以下の学生が対象となります。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

納付を猶予された期間は、年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には反映されません。

※学生とは、大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方で夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

産前産後期間の免除

出産予定日または出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものととして年金額に反映されます。

保険料の追納

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付した場合に比べて受け取る年金額が少なくなります。

しかし、これらの免除などを受けた期間の保険料については、10年以内(例えば、令和4年4月分は令和14年4月末まで)であれば、納付(追納)することができます。追納することで将来受け取る年金額を増やすことができます。

ただし、保険料の免除または納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

国民年金基金

国民年金の老齢基礎年金の額だけでは将来不安があると思う方には、国民年金基金制度があります。これは国民年金の第1号被保険者だけが加入することができます。掛金は、全額社会保険料控除の対象となり、受け取る年金も公的年金等控除が適用されるなどの優遇措置があります。

詳しくは、全国国民年金基金(☎0120-65-4192)にお問い合わせください。

国民年金の給付

老齢基礎年金

保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した受給資格期間が10年以上ある場合に、65歳から受給することができます。

障害基礎年金

国民年金に加入している間に初診日があり、病気やけがなどで一定の障がいの状態にある方が、保険料納付要件を満たしている場合に支給されます。

20歳前や60歳以上65歳未満の年金に加入していない期間に初診日があるときも含まれます。

遺族基礎年金

国民年金の被保険者または老齢基礎年金の受給資格を満たした方が亡くなった場合に、その方に生計を維持されていた子(18歳に到達する年度の末日までにある子または20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の状態にある子)のある配偶者またはその子に支給されます。

ただし、亡くなった方が納付要件を満たしていることが必要です。

寡婦年金

第1号被保険者として保険料納付済期間と免除期間を合わせた期間が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係にあり、死亡時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

ただし、亡くなった夫が、老齢基礎年金、障害基礎年金を受けたことがあるとき、また、妻が繰上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されません。

死亡一時金

第1号被保険者として保険料納付済期間が36月以上ある方が老齢基礎年金、障害基礎年金を受けないまま亡くなった場合に、その方と生計を同じくしていた遺族に支給されます。

ただし、遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。また、寡婦年金を受けられる場合は、選択となります。

※一部免除で納付した月数も一定割合で納付月数に参入されます。

年金生活者支援給付金

公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の方に対して、年金に上乗せして支給されます。



生活・環境

ごみ

問 生活環境課

ごみの出し方

ご家庭から出るごみの出し方にはルールがあります。ごみの分別方法については「常総広域圏 家庭ごみ分別の手引き」を参照してください。また、ごみを出す日については、「つくばみらい市ごみ・資源物収集カレンダー」を参照してください。

ごみの分け方・種類

分別	種類	分け方	
可燃ごみ	生ごみ	水をよく切って出してください。	
	食用油	固めるか紙や布にしみ込ませて出してください。	
	感染性のごみ	素材にかかわらず可燃ごみで出してください。	
	木枝	太さ5cm長さ50cm以下に切って乾燥させてください。 袋に入れずひもで束ねて出してください。	
不燃ごみ	プラスチック製品	おもちゃ、文房具、プランターなど	
	くつ、かばん、かさ	かさは袋からでていても出せません。	
	刃物、割れ物	紙などに包んで出してください。	
	家電製品	電気ポット、オーブントースターなど	
	ライター	燃料を使い切ってから出してください。	
資源物	プラスチック製容器包装 (プラ容器)	プラスチック製ボトル、チューブ型容器 食品パックトレイ ペットボトルのキャップ、ラベル	
	ペットボトル	飲料用、しょうゆ、醤油加工品など	
	あき缶	飲料缶、缶詰など スプレー缶など なべ、フライパンなど	
	あきビン	飲食物用のビン	
	古紙	新聞紙、雑がみ、段ボール、紙パック	
	古布	衣類、ハンカチ、タオル	
			中身を使い切ってから、水洗いなど汚れをおとして出してください。
			水洗いなど汚れをおとして出してください。
			ペットボトルからはがして出してください。
			ラベルやキャップ(プラ容器)をとり、中をすすいで水気を切ってから、つぶして出してください。
		中を洗って出してください。	
		使い切って穴を空けて出してください。	
		柄が取れるものは取って出してください。	
		無色のビン、茶色のビン、その他の色のビンに分けて、集積所のコンテナに出してください。	
		種類ごとに分別し、ひもでしばって出してください。	
		清潔なものを透明な袋に入れて出してください。 汚れや破れのある衣類などは、天然素材は可燃ごみ、化学繊維は不燃ごみで出してください。 ※雨天時は濡れてリサイクルできないので出さないでください。	

〈 広告 〉

地元の
害虫駆除屋さん

お住まいに侵入する
シロアリ・キクイムシ・スズメ蜂
ハクビシン・ねずみ・コウモリ…
床下の湿気・カビ対策…

相談承ります。

有限会社 OHSサービス
〒300-2432 つくばみらい市鬼長31
TEL 0297-52-6474 FAX 0297-52-6478
ご相談連絡先 090-7185-1353 (担当:原)

廃棄物の有効活用にチャレンジ!

一般廃棄物・産業廃棄物
収集運搬・リサイクル業

有限会社 中澤産業

つくばみらい市狸穴1360
☎ 58-6214

かたづけ屋

引越、解体などの整理・回収を
格安作業料金で引受けます。
リサイクル品は買取相殺いたします。

家電 家具 雑貨類
美術品 骨董品 etc..

会社、店舗、ホテル、工場などの
大口やデッドストック品・備品類など。
物置、コンテナ、スーパーハウスなど。
高価買取致します。
同業他社様、便利屋様も是非ご相談ください。

antique dealer
MAX 家財リサイクル専門店
(有)マックス ☎ 0120-693-100
つくば市下広岡1055-284 MAXビル I 101
第401180000887/茨城県公安委員会 古物問許可証 第401270001060/茨城県公安委員会 古物市場主許可証

分別	種類	分け方
粗大ごみ (指定袋に入らないもの)	指定袋に入らないものは粗大ごみになります。 お住いの地区ごとに申込日が決まっていますので、「つくばみらい市ごみ・資源物収集カレンダー」で確認してからご連絡ください。 連絡先 ☎0297-52-3152 生活環境課 申込時間午前8時30分～午後5時15分	
有害ごみ・蛍光灯	乾電池 体温計(水銀使用のもの) 蛍光灯	廃乾電池ポスト、蛍光灯回収ボックスが設置してある場所で回収しています。詳しくは「常総広域圏 家庭ごみ分別の手引き」をご覧ください。
小型家電	30cm×15cm以下の小型家電製品	小型家電回収ボックスが設置してある場所で回収しています。詳しくは「常総広域圏 家庭ごみ分別の手引き」をご覧ください。

常総環境センターへの直接搬入

指定袋に入ったごみや粗大ごみなどを個人で直接常総環境センターへ搬入することができます。
詳しくは、「家庭ごみ・資源物の直接搬入」をご覧ください。生活環境課へお問い合わせください。



常総広域圏
家庭ごみ分別の手引き



つくばみらい市ごみ・
資源物収集カレンダー



家庭ごみ・資源物
の直接搬入

犬・猫などのペット

問 生活環境課

飼い主の責務

ペットとして動物を飼うときは、終生飼育をすることを前提に、動物の健康、安全に留意するとともに、きちんとしつけて、動物が人の生命・身体や財産に害を加えたり迷惑を及ぼさないように十分配慮することが必要です。

犬の登録と狂犬病の予防注射

生後91日以上飼育する犬は、その犬の生涯に一度の登録と、毎年一回狂犬病の予防注射を受けることが義務付けられています。

犬の登録は、生活環境課で手続きを行うことができます。また、市内の提携動物病院を受診した際に登録することもできます。

狂犬病予防注射については、接種後に発行される「狂犬病予防注射済証」を持参し、生活環境課で狂犬病予防注射済票の交付を受けてください。また、市内の提携動物病院で接種した場合は、動物病院で狂犬病予防注射済票を受け取ることができます。市が実施する集団予防注射の際も、狂犬病予防注射済票の交付と犬の登録が可能です。

※提携動物病院：伊奈動物病院、高岡どうぶつ病院、トヨシマ動物病院、紫峰ヶ丘動物病院

手数料	畜犬登録手数料	2,000円
	狂犬病予防注射済票交付手数料	400円

次のようなときは、届出が必要になります。

- ① 犬を飼ったとき
- ② 犬が死亡したとき
- ③ 犬の所在地が変わったとき
- ④ 飼い主が変わったとき
- ⑤ 飼い主の住所が変わったとき

犬の散歩マナー

犬の散歩を行う際は必ず糞尿の始末ができるよう、ゴミ袋や水を用意しましょう。

公園や道路は公共の場所です。利用する人が気持ちよく利用できるよう、糞尿の後始末は必ず行ってください。

また、放し飼いは「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」で禁止されています。交通事故などから愛犬を守るためにも、散歩中は必ず引き綱(リード)を付けてください。

マナーを守り、誰もが住みよいまちづくりにご協力ください。

上水道

問 上下水道課・水道料金お客様センター

水道工事の申し込みについて

ご家庭で上水道の新設・改造・撤去などの工事を行うときは、市が指定した工事業業者（指定工事業業者）にお申し込みください。指定工事業業者は、給水装置工事を適正に施工することができると認められている工事業業者です。指定工事業業者以外で工事を行うことはできませんのでご注意ください。

手数料

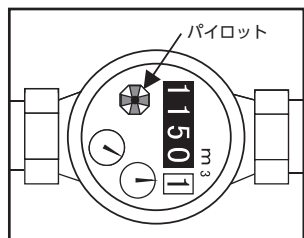
種類	区分		金額
給水工事申請 手数料	新築または 全面改造	一般住宅など	4,000円
		集合住宅 など	1棟につき 加算額 1戸当たり 1,000円
	その他の工事		2,000円
	給水管等分岐手数料	既設管からの分岐	
道路占用申請 手数料	国道、県道の占用を要するもの		2,000円
給水装置工事 事業者指定手数料	新規指定手数料		10,000円
	更新手数料		5,000円

水道の漏水と修理について

漏水は大切な水を無駄にするばかりでなく、料金の負担も多くなります。わずかな漏水でも、すぐに修理するようにしましょう。

▶ ご家庭でできる漏水のチェック方法

- 1 宅内の蛇口を全て閉める。
- 2 メーターボックスを開け、水道メーター器内のパイロット（銀色の傘のような形をしたコマ）を確認する。
- 3 パイロットが少しでも回転していれば漏水です。



漏水に伴う減免について

次のような場合は、水道料金の減免対象になる場合があります。

- 1 漏水の原因が、お客様の過失によるものではないこと。
- 2 漏水箇所が、壁の中や地面の中などで通常目視することができない箇所からの漏水であること。
- 3 漏水していることを知った日から、120日未満に市の指定給水装置工事業業者において修理をおこなっていること。
- 4 修理完了の日から30日以内に減免申請されていること。

水道関係の届出

問 水道料金お客様センター ☎0297-52-6100

次のようなときには、事前にご連絡をお願いします。

- 1 引っ越しをしてきたとき
- 2 転出や長期不在により、水道の使用を中止するとき
- 3 水道の使用人や所有者の名義が変わるとき

加入分担金について

上下水道課では、暮らしに必要不可欠な水を維持するために、水源の確保をはじめ、たえず水道施設の整備・拡張・更新を行っています。そこで、この費用の一部を新たに水道を利用する方たちに負担していただくのが、水道加入分担金です。

この分担金は、新築などにより水道を新たに利用する方に工事申請の際に納めていただきます。

なお、区画整理事業などにより加入分担金のかからない地区がありますので、ご確認ください。



〈 広告 〉



水回りのリフォームでお困りの方へ

キッチン お風呂 トイレ

水回りの
リフォームなら
トヨシマ水工に
お任せください

トヨシマ水工は地域密着で
皆様に住みやすい環境を提供します

地域密着型

緊急
トラブル
対応

確かな
技術力

トヨシマ水工 株式会社

茨城県つくばみらい市川崎382 ☎0297-21-2261

従業員募集 [つくばみらい市](#) [トヨシマ水工](#) [検索](#)

上下水道指定工事店

有限会社
片見設備工業

☎ 52-5804
FAX 52-6332

つくばみらい市台1522-2

加入分担金料金

メーター口径	金額
13mm	220,000円
20mm	330,000円
25mm	605,000円
30mm	880,000円
40mm	1,320,000円
50mm	1,870,000円
75mm	3,520,000円
100mm以上	市長が別に定める額

※増口径の場合は、差額を納めていただきます。

(例: 13mmから20mmに口径変更する場合)

330,000円 - 220,000円 = 110,000円が納付額となります。

水道料金について

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額になっています。

基本料金は、水道メーター口径の大きさで料金が変わります。

水道料金の請求とお支払い方法について

請求方法	2カ月に1度の検針で算出した使用水量を2分の1にし、検針月の「前月使用分」と「当月使用分」に振り分けてそれぞれ算出します。
お支払い方法	お支払いは、「納入通知書」・「口座振替」・「クレジットカード」の3通りになります。 ① 「納入通知書」をご利用される場合は、つくばみらい市役所(伊奈庁舎・谷和原庁舎)、もしくは取扱金融機関、コンビニエンスストアでお支払いができます。 ② 「口座振替」をご利用される場合は、「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、銀行届出印を捺印のうえ、希望される取扱金融機関の窓口へご提出ください。 ③ 「クレジットカード」をご利用される場合は、パソコンや携帯電話などから「Yahoo! 公金支払い」のポータルサイトに接続し利用申し込み手続きをしてください。

取扱金融機関

筑波銀行	常陽銀行
東日本銀行	水戸信用金庫
結城信用金庫	茨城県信用組合
中央労働金庫	茨城みなみ農業協同組合 (支店のみ)
ゆうちょ銀行または郵便局 (関東各都県および山梨県)	

※取扱コンビニエンスストアについては、市税の納付方法(P79)をご参照ください。

※お支払いを済ませた後に渡されるお客様控(領収証書)は大切に保管ください。

料金表

種別	口径(mm)	基本料金(円)	従量料金(円/m ³)					
			1~5m ³	6~10m ³	11~20m ³	21~30m ³	31~50m ³	51m ³ 以上
一般用	13	880	110	132	220	264	308	352
	20	1,210						
	25	2,310						
	30	3,630						
	40	6,050						
	50	11,330						
	75	22,880						
100	39,600							
臨時用		1m ³ まで 550	1m ³ につき550					

料金算出例(量水器口径 20mm 検針水量(2カ月使用水量) 45m³とした場合)

- 一月あたりの使用水量を算出する。
 検針月の前月使用水量 23m³
 検針月の当月使用水量 22m³
 ※算出方法 $45\text{m}^3 \div 2 = 22.5\text{m}^3$ (端数は前月分へ加算する)
- 検針月の翌月請求額(検針前月使用分)を算出する。
 検針月の翌月請求額 5,412円(23m³)
 ※算出方法 基本料金1,210円 + 従量料金(注) 4,202円
 (注) 従量料金算出方法(使用水量が23m³の場合)
 $1\sim 5\text{m}^3 \quad 110\text{円} \times 5\text{m}^3 = 550\text{円}$
 $6\sim 10\text{m}^3 \quad 132\text{円} \times 5\text{m}^3 = 660\text{円}$
 $11\sim 20\text{m}^3 \quad 220\text{円} \times 10\text{m}^3 = 2,200\text{円}$
 $21\sim 30\text{m}^3 \quad 264\text{円} \times 3\text{m}^3 = 792\text{円}$
 計 4,202円
- 検針月の翌々月請求額(検針月使用分)を算出する。
 検針月の翌々月請求額5,148円(22m³)
 ※算出方法 基本料金1,210円 + 従量料金3,938円
 (上記と同様に算出する)
- 上下水道ご利用に関する問い合わせは、つくばみらい市水道料金お客様センター(☎0297-52-6100)まで、ご連絡ください。

汚水の処理

問 上下水道課

処理区域について

市内の汚水処理については、市の上下水道課が管理する公共下水道区域、農業集落排水区域およびコミュニティ・プラントの区域と取手地方広域下水道組合が管理する公共下水道区域に分かれており、いずれにも含まれない区域は浄化槽による処理区域となっています。

皆さんの土地がどの区域に含まれているかについては、上下水道課へお問い合わせください。

公共下水道

問 上下水道課

排水設備工事の申し込みについて

ご家庭で下水道の新設・改造・撤去などの工事を行うときは、市が指定した工事事業者（指定工事店）にお申し込みください。指定工事店は、排水設備工事を適正に施工することができるかと認められている工事事業者です。指定工事店以外で工事を行うことはできませんので、ご注意ください。

受益者負担金について

上下水道課では、家庭や工場などから出る汚れた水をきれいにして川へ放流するため、下水道の整備を行っています。そこで、この費用の一部を新たに下水道を利用する方たちに負担していただくのが、下水道受益者負担金です。

この負担金は、新築などにより下水道を新たに利用する方に工事申請の際に納めていただきます。

なお、区画整理事業などにより受益者負担金のかからない地区がありますので、ご確認ください。

水洗化資金の融資あっせん制度

対象	公共下水道の処理区域となった地域の方が、汲み取り便所を3年以上以内に水洗便所に改造（し尿浄化槽のある便所を水洗便所に改造する場合を含む）される一般家庭
融資あっせんの額	改造工事をする方が居住している建物1件につき50万円を限度 改造工事をする方が所有する貸家、アパートなどについては、1件につき15万円を限度とし5件まで。
利率	市と融資機関で協議し定める利率（利率の助成があります）
返済方法	借りた翌月から元金均等割賦償還、36カ月以内預金口座から引き落とします。
条件	市税、下水道事業受益者負担金および下水道使用料などを滞納していないこと。供用開始の告示後3年以上以内に水洗化するもの。保証人（市内に1年以上居住で一定職業を有し、申込者と同一生計を営んでいないもの）1名を有すること。

助成＝利子補給金の交付

市では金融機関から受けた融資あっせん額の償還利子に対し、次により利子補給金の交付をします。

対象者	融資あっせんの決定を受け、融資を受けた者
交付額	償還利子の全額
交付方法	融資あっせんを受けた者に替わって市が金融機関に利子補給をします。（年2回に分けて）

公共下水道使用料について

基本料金	従量料金（1㎡につき）		
550円	1～10㎡	11～20㎡	21～30㎡
	77円	143円	154円
	31～50㎡	51～100㎡	101㎡～
	165円	176円	187円

※汚水量の算定について

汚水の量は、水洗便所、台所、風呂場などから排出される雑排水であるため、メーターの設置ができないことから、その算定については条例により次のとおり定められております。

- ①水道水のみを使用している場合は、その水道の使用量が排除汚水量となります（水道メーターで計測された量）。
- ②自家水（井戸水）を使用している一般家庭の場合は、自家水だけの場合でも、水道水との併用の場合であっても、世帯員1人当たり6㎡を認定水量（汚水量）として料金が算定されます。
- ③自家水を使っている事業所などの場合は、自家水検針メーターを事業所様の負担で設置していただき、また、維持管理・定期交換もすべて事業所様で行っていただくこととなります。

下水道（公共下水道・農業集落排水・コミュニティ・プラント）使用上のお願い

- ①水洗トイレには溶ける紙以外は流さないでください。
- ②野菜くずや残飯を流さないでください。
- ③廃油・有害物質（ガソリン、石油など）は流さないでください。

移動スーパーの運行について

問 介護福祉課

市では、(株)カスミと連携し、「移動スーパー」の運行をしています。

野菜、魚や肉などの生鮮食品、日用品など約400品目を積み込み、ご利用・ご要望の多かった地区を中心に市内62か所（各停車場所に週1回）をスケジュールに沿って巡回しています。実際に商品を目で見て選べる「移動スーパー」をぜひご利用ください。

また、より便利に利用してもらうため、年1回程度を目安に運行スケジュールを見直しています。時間の変更、停車場の追加・変更等がございますので、新しい運行スケジュールをご確認ください。



運行スケジュールはこちら

農業集落排水

問 上下水道課

農業集落排水事業は、農業振興地域を対象に、農業用水の水質保全や農業用排水施設の適正な機能維持、農村における生活環境の改善のほか、併せて公共用水域の水質保全を目的として実施しています。

地区名および処理区域

地区名	処理区域
上平柳地区	上平柳
弥柳地区	弥柳、山谷
高岡狸穴地区	高岡、狸穴(狸穴住宅地区コミュニティ・プラント区域を除く)
豊南部地区	長渡呂(青木地区コミュニティ・プラント区域を除く)、長渡呂新田および狸淵の各一部
三島地区	南太田の一部、伊丹の一部、戸茂、戸崎、中島、上島、福原
福岡地区	福岡の一部、福岡台入会地、台、北山、南の一部
十和地区	福岡の一部、南の一部、仁左衛門新田、上長沼、下長沼、日川、真木、押砂、箕輪、樺木、北袋、十和の一部
下小目地区	下小目、成瀬、鬼長の一部、古川の一部、加藤の一部

使用料

公共下水道使用料(P69)と同じ算定方法になります。

コミュニティ・プラント

問 上下水道課

コミュニティ・プラントとは、地方自治体や公社、民間事業者の開発行為による住宅団地などで、し尿や生活排水を合わせて処理する施設をいいます。

地区名および処理区域

地区名	処理区域
狸穴住宅地区	狸穴団地、秋葉山住宅、狸穴みどり、ひまわり台、高岡の一部およびその周辺
青木地区	青木、青木住宅1、青木住宅2、中谷原住宅、青古新田およびその周辺

使用料

公共下水道使用料(P69)と同じ算定方法になります。

浄化槽設置補助制度

問 上下水道課

公共下水道認可区域、農業集落排水処理区域、コミュニティ・プラント処理区域および団地内に処理施設を有し生活排水を処理している区域以外の区域で、合併処理浄化槽を設置する場合の補助制度です。

補助金交付申請期間は、4月1日から11月末日までです。補助金の交付を受けるためには、補助金交付決定日以降に設置工事に着手し、年度内に工事を完了する必要があります。

設置補助限度額については、次のようになります。

(令和4年度の状況)

▼ 単独浄化槽から合併浄化槽にする場合

種別	区分		限度額
	設置区分	人槽区分	
通常型浄化槽	共通	5人槽	332,000円
		7人槽	414,000円
		10人槽	548,000円
N型浄化槽	共通	5人槽	384,000円
		7人槽	462,000円
		10人槽	585,000円
高度N型浄化槽	共通	5人槽	474,000円
		7人槽	615,000円
		10人槽	723,000円
NP型浄化槽	新築(※)	5人槽	822,000円
		7人槽	1,111,000円
		10人槽	1,585,000円
	転換(※)	5人槽	1,071,000円
		7人槽	1,422,000円
		10人槽	1,996,000円
合併浄化槽の設置に伴う、単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去費用			90,000円
単独処理浄化槽を雨水貯留施設への転用工事に要する費用			90,000円
宅内配管工事に要する費用(単独浄化槽→合併浄化槽のみ)			300,000円

※新築とは新規建築および建てかえにより設置することをいいます。転換とは建物は既存のまま単独浄化槽またはくみ取り便槽を合併浄化槽に交換することをいいます。

▼ 合併浄化槽から合併浄化槽にする場合

種別	区分		限度額
	設置区分	人槽区分	
通常型浄化槽	共通	5人槽	112,000円
		7人槽	138,000円
		10人槽	184,000円
N型浄化槽	共通	5人槽	128,000円
		7人槽	154,000円
		10人槽	195,000円
高度N型浄化槽	共通	5人槽	158,000円
		7人槽	205,000円
		10人槽	241,000円
NP型浄化槽	共通	5人槽	176,000円
		7人槽	231,000円
		10人槽	321,000円

市営住宅

問 開発指導課

名称	所在	間取り	構造
秋葉山住宅	狸穴1072-4	2LDK	RC造3階
	狸穴1054	2K	木造平屋
新山住宅	板橋3023-6	2K	木造平屋
愛宕住宅	小張3132-2	2K	木造平屋
古川住宅	古川958-3	3DK	RC造3階

入居者募集について

市営住宅の入居者募集は、空室がでた時点で広報紙・市ホームページなどに掲載します。

入居資格

- ①～⑥のすべてに当てはまる方
 - ① 現在住宅に困っている持ち家のない方
 - ② 市内にお住まいかお勤めの方
 - ③ 同居する親族がいる方
- ※単身の場合は、満60歳以上の方や身体障害者手帳(1級から4級)などをお持ちの方に限り申し込みできます。
- ④ 市税などを滞納していない方
 - ⑤ 収入基準に当てはまる方
- (1) 一般世帯 158,000円以下/月
(2) 高齢者世帯、障がい者世帯、小学校入学前の子どもがいる世帯 214,000円以下/月
- ⑥ 暴力団員でない方
- ※ペット不可など諸条件あり
- ▶ 家賃: 所得と家族構成により決定
▶ 選考方法: 所得の状況、住宅に困っている度合いなどを判断基準として選考

要件など詳しくは開発指導課までお問い合わせください。

公共交通

問 都市計画課

コミュニティバス

高齢者や障がい者等の自ら自由に移動できる手段を持たない方の、買い物など日常的な移動における手段を確保するため、コミュニティバスを運行しております。

【運行日】365日(年中無休)

詳細は下記二次元コードからご覧ください。



デマンド乗合タクシー

デマンド乗合タクシーは、事前に電話等で予約をいただき、複数の方が乗り合いでそれぞれの希望する場所から目的地(市内のみ)まで、タクシー車両が送迎を行うものです。

なお、デマンド乗合タクシーをご利用いただくには、事前に利用者登録が必要です。

【運行日】月曜日～土曜日(日曜日・年末年始12/29～1/3 連休)

詳細は下記二次元コードからご覧ください。



病院バス

市外総合病院への移動手段として、病院バスを筑波学園病院、JAとりで総合医療センターへ運行しております。通院やお見舞いの際はぜひご利用ください。

【運行日】月曜日～金曜日(土日祝日・年末年始12/29～1/3 連休)

詳細は下記二次元コードからご覧ください。



筑波学園病院



JAとりで総合医療センター





届出・証明

窓口

問 市民窓口課

本市では、分庁舎方式により、各課(所)のほとんどの窓口がそれぞれの庁舎に分かれています。
本紙またはお電話(☎0297-58-2111)でご確認の上、来庁されますようお願いいたします。

市民窓口課の業務内容および各庁舎での取扱窓口

次の業務については、市民窓口課を両庁舎および市民センターに配し、それぞれで取り扱うことができます。

窓口業務の内容	伊奈庁舎	谷和原庁舎	みらい平市民センター		
戸籍の謄本・抄本の交付	市民窓口課	市民窓口課	市民窓口課		
戸籍に関する届出の受付および証明書の交付					
住民票の謄本・抄本の交付					
住民票に関する届出の受付および証明書の交付					
印鑑登録の受付および証明書の交付					
火葬・改葬許可証の交付					
軽自動車住所証明書の交付					
県民交通災害共済加入の受付					
個人番号カード(マイナンバーカード)の受付および交付				市民窓口課(受付のみ)	
公的個人認証サービスの受付および電子証明書の交付					
自動車の臨時運行許可証の交付					
パスポートの申請および交付					
特別永住者証明書の交付					
コミュニティバス割引証交付申請					
デマンド乗合タクシー利用者登録申請				都市計画課	市民窓口課
都市計画図の販売	農業委員会事務局				
耕作証明書の交付					
市税、各種使用料等の収納	会計課	市民窓口課	市民窓口課		
市税の諸証明書の交付	市民窓口課 (一部の証明は税務課)				
原動機付自転車および小型特殊自動車等の登録・廃車の受付	税務課				
市税の納付書再発行	収納課			市民窓口課	
国民健康保険被保険者証の再交付	国保年金課			市民窓口課(受付のみ)	市民窓口課(受付のみ)
後期高齢者医療被保険者証等の再交付				市民窓口課	市民窓口課
国民健康保険税の納付書再発行					市民窓口課(受付のみ)
国民健康保険および後期高齢者医療の療養費支給申請(治療用装具)					
国民健康保険および後期高齢者医療の限度額適用認定証等の交付				市民窓口課	市民窓口課(受付のみ)
後期高齢者医療高額療養費支給申請				市民窓口課	市民窓口課
後期高齢者医療帳票等送付先変更届の受付					
人間ドック・脳ドック健診料助成申請			市民窓口課		
国民健康保険および後期高齢者医療の死亡に伴う手続き(葬祭費支給申請等)					
国民健康保険および後期高齢者医療の資格取得・喪失に関する受付および被保険者証の交付				市民窓口課(受付のみ)	
国民年金保険料の学生納付特例申請	市民窓口課			市民窓口課	
国民年金の資格取得・喪失届、保険料の免除・納付猶予申請、基礎年金番号通知書の再交付申請	市民窓口課			市民窓口課(受付のみ)	
医療福祉(マル福)の資格取得・喪失・変更に関する受付および医療福祉費受給者証の交付、償還払いの申請					
医療福祉費受給者証(マル福)の再交付					
児童手当に関する受付(世帯転入・転居・転出、出生)	こども課	市民窓口課			
※みらい平市民センター(第一子出生)					
いばらきKidsClubカード交付					
保護変更申請受付および診療連絡票交付	社会福祉課	市民窓口課			
ヘルプカード・ヘルプマーク交付					
シニアカード交付					
高齢者運転免許自主返納支援事務			防災課		

届出・証明

届出

届出は、戸籍に関するもの、住民登録、印鑑登録があります。それぞれ法令により定められていますので、すみやかに手続きを行ってください。

戸籍に関する届出

問 市民窓口課

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父母、同居人、出産に立ち会った医師、助産師の順	<ul style="list-style-type: none"> 出生証明書 届出人の署名 母子健康手帳
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	同居の親族、同居していない親族、その他の同居者、家主、地主、後見人、保佐人など	<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断書 届出人の署名
婚姻届	届出した日から法律上の効力があります	夫と妻	<ul style="list-style-type: none"> 届出人の署名 証人として成人2人の署名 戸籍謄本(市内に本籍のない方)
転籍届	届出した日から法律上の効力があります	戸籍筆頭者とその配偶者	<ul style="list-style-type: none"> 届出人(筆頭者と配偶者)の署名 戸籍謄本(市外から転籍する場合)

※その他に、離婚届、認知届、養子縁組(離縁)届、入籍届、分籍届などがあります。
 ※届出の内容によっては必要なものが変わる場合があります。

届出のときは

※国民健康保険被保険者証、年金手帳(または基礎年金番号通知書)、印鑑登録証(死亡のとき)(いずれも加入者のみ)もお持ちください。
 ※本人確認できる書類(公的身分証明書など)が必要になる届出があります。
 ※公的身分証明書とは、運転免許証・パスポートなどの官公庁発行の証明書(顔写真入り)です。

住民登録に関する届出

問 市民窓口課

種類	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 ※1	住み始めた日から14日以内	本人または同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> 転出証明書 在留カード、特別永住者証明書 年金手帳(加入者) 住基カード(継続利用者) 個人番号カード
転出届	転出する日まで、または市外に住み始めた日から14日以内	本人または同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証(登録者)
転居届	市内で新しい住所に住み始めた日から14日以内	本人または同一世帯員	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード 在留カード、特別永住者証明書
世帯変更届	変更があった日から14日以内	本人または同一世帯員	—

※1 外国人の転入届は伊奈庁舎のみの受付になります。

届出には

※公的身分証明書とは、個人番号(マイナンバー)カード・運転免許証・パスポートなどの官公庁発行の証明書(顔写真入り)です。

おくやみ窓口

問 市民窓口課

身内の方を亡くし、悲しみの癒えぬうちにさまざまな手続きを行わなければならないご遺族の負担を少しでも減らすために、窓口を移動することなく手続きができる専用コーナー「おくやみ窓口」を開設しています。

利用するには

スムーズなご案内のため、ご利用には事前予約をお願いします。

開設日	毎週水曜日(祝日・年末年始を除く)
開設枠	①午前9時～10時30分 ②午前10時30分～正午 ③午後1時30分～3時 ④午後3時～4時30分
開設場所	予約日当日、伊奈庁舎市民窓口課へお越しいただいた後、開設場所へご案内いたします。
ご利用対象者	亡くなられた方(市内住民登録者)のご遺族
予約方法	ご利用希望日の3開庁日前までに、お電話(☎0297-58-2111)または窓口でご予約ください。 ※予約の際は「おくやみ窓口の件」とお伝えください。
予約受付時間	<ul style="list-style-type: none"> 月～金曜日/午前8時30分～午後5時15分(伊奈庁舎および谷和原庁舎 各市民窓口課) 火～土曜日/午前9時～午後7時(みらい平市民センター 市民窓口課)

印鑑登録のできる方

つくばみらい市に住民登録されている満15歳以上の方

※意志能力を有しない方は、印鑑登録ができません。

※成年被後見人が印鑑登録の申請をする場合は、ご本人が申請のために来庁し、かつ法定代理人(成年被後見人)が同行している場合に限り、登録できます。

印鑑登録の方法

新規申請の種類		登録に必要なもの	交付時期
本人来庁による申請	顔写真入りの公的身分証明書のある方	<ul style="list-style-type: none"> 本人の公的身分証明書(写真入) 登録する印鑑(実印) 	即日交付
	顔写真入りの公的身分証明書のない方	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認できる書類 登録する印鑑(実印) 	回答書送付後来庁にて交付(回答書持参)
保証人を介して申請	本人と保証人がともに来庁して申請	<ul style="list-style-type: none"> 本人と保証人の本人確認できる書類 保証人の印鑑登録証と実印 登録する印鑑(実印) 	即日交付
代理人を介して申請	代理人が来庁して申請	<ul style="list-style-type: none"> 代理人の本人確認できる書類 申請者本人の委任状 代理人の印鑑(認印) 登録する印鑑(実印) 	回答書送付後来庁にて交付(回答書、委任状、代理人の本人確認できる書類と印鑑(認印)および本人の印鑑(実印)持参)

※公的身分証明書とは、運転免許証・パスポートなどの官公庁発行の証明書(顔写真入り)です。

登録できない印鑑

- ① 住民基本台帳に記載されている氏名、または氏もしくは名を表していないもの。
- ② 職業、資格など氏名以外の事項を表しているもの。
- ③ 漢字をかなに、またはかなを漢字に直して表したものの。
- ④ ゴム印、そのほか印材の変形しやすいもの。
- ⑤ 印影の大きさが一辺の長さ8mm以上25mm以下の正方形に収まらないもの。
- ⑥ そのほか、特に不適当と認められるもの。

印鑑登録証明書

新しく印鑑を登録しますと、印鑑登録証(カード)が発行されます。

市役所で交付

印鑑登録証明書が必要なとき、印鑑登録証(カード)と本人確認できる書類を持参すれば証明書が交付されます。なお、代理人申請の場合も、本人の印鑑登録証(カード)と代理人の本人確認できる書類を持参し、申請内容が一致すれば証明書が交付されます。

※合併以前に登録された方は、印鑑登録証(手帳)でも引き続きご利用になれます。

※印鑑登録証(カード)は、個人番号カードではありません。市役所の窓口での発行のみご利用ください。

コンビニ交付(個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方)

個人番号カードをお持ちの方で、既に印鑑登録をされている方は、コンビニエンスストア等での発行が可能です。

個人番号(マイナンバー)カードを持参のうえ、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機の操作画面より暗証番号を入力し、本人確認がされると、手数料入金後に証明書が発行されます。

※個人番号カードは、印鑑登録証(カード)ではありません。コンビニ交付のみご利用ください。

詳しくは、76ページの「コンビニ交付サービス」をご覧ください。

印鑑登録証や実印(登録された印鑑)をなくしたとき

届出の種類	廃止届・亡失届	廃止届	印鑑登録(再交付)
	印鑑登録証をなくしたとき	実印(登録された印鑑)をなくしたとき	廃止届・亡失届後に交付
本人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認できる書類 印鑑登録証 	上記の印鑑登録の方法と同じ
代理人が申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> 申請者本人の委任状 代理人の印鑑(認印) 代理人の本人確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑登録証 申請者本人の委任状 代理人の印鑑(認印) 代理人の本人確認できる書類 	上記の印鑑登録の方法と同じ

個人番号カードの申請・交付

問 市民窓口課

個人番号カードとは、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されたICカードです。身分証明書として使用できるほか、カードを利用して、コンビニエンスストア等で住民票などを取得することができます。

1. 個人番号（マイナンバー）カードの申請・交付

原則本人申請となります。

※申請・交付時間は、平日午前8時30分から午後5時15分まで、休日の窓口は、下記の「休日の窓口業務」をご覧ください（無料で証明写真の撮影をしています）。

2. 申請に必要なもの

- 個人番号カード申請書
- 通知カード（お持ちの方）
- 本人確認ができる書類（公的身分証明書など）
- 住民基本台帳カード（お持ちの方）
- 写真（下記参照）

※公的身分証明書とは、個人番号（マイナンバー）カード、運転免許証、パスポートなどの官公庁発行の証明書（顔写真入り）です。

※上記のものをお持ちいただき、伊奈庁舎市民窓口課、谷和原庁舎市民窓口課、みらい平市民センター市民窓口課で申請受付し、後日交付になります。

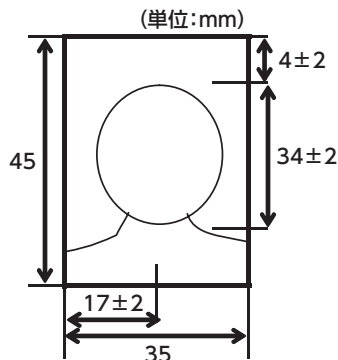
その他に「スマートフォンなどを利用したWEB申請」の方法があります。

詳しくは、市民窓口課へお問い合わせください。

写真の条件

個人番号カード申請の写真の条件は次のとおりです。

- 縁なし
- 縦45mm×横35mmの大きさで、6カ月以内に撮影されたもの
- 白黒可
- 申請者本人のみが鮮明（正面向き、無帽、無背景のもの）に撮影された写真で、裏面に氏名、生年月日を記入したもの



休日の窓口業務

問 市民窓口課・税務課・収納課

第1から第4日曜日（第5日曜日・年末・年始などを除く）に、下記により窓口業務を行っていますのでご利用ください。

※第1・3日曜日 谷和原庁舎

※第2・4日曜日 伊奈庁舎

▶ 休日窓口取扱い事務

窓口開設時間 午前8時30分から正午

住民関係	戸籍謄本・抄本、住民票の写し、身分証明書、印鑑登録および印鑑登録証明書などの交付、個人番号（マイナンバー）カード申請受付、電子証明書の発行・更新受付
税務関係	納税証明書、所得証明書、評価証明書、軽自動車車検用納税証明書などの発行
収納関係	市税、各種使用料など（納付書持参の場合のみ）の収納

※第2・第4日曜日（伊奈庁舎開庁時）、午前9時から正午までパスポート交付のみ行っています。（パスポート申請は平日のみ）

各種証明書などの発行手数料

問 市民窓口課・税務課

戸籍手数料

問 市民窓口課

種類	単位	金額
戸籍謄本（全部事項証明書）・戸籍抄本（個人事項証明書）	1通	450円
除籍謄本（全部）・抄本（個人）	1通	750円
改製原戸籍謄本・抄本	1通	750円
戸籍に記載した事項に関する証明	1件	350円
届出、申請の受理または届書その他の書類の記載事項証明	1通	350円
上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁または認知の届出の受理証明	1通	1,400円
身分証明書	1件	200円

住民票など手数料

問 市民窓口課

種類	単位	金額
住民票謄本（世帯全員）・抄本（世帯の一部）	1件	200円
除かれた住民票	1件	200円
住民票記載事項証明	1件	200円
広域交付住民票	1件	200円
戸籍附票の写し	1件	200円
印鑑登録証明書	1件	200円
印鑑登録証再発行	1件	500円
個人番号カード（再交付）	1件	800円
公的個人認証（再交付の電子証明書）	1件	200円
その他諸証明	1件	200円

※しばらくの間、個人番号カード（新規）は無料発行になります。

税証明手数料

問 税務課

種類	単位	金額
課税証明	1件	200円
所得証明	1件	200円
非課税証明	1件	200円
法人所在証明	1件	200円
住宅用家屋証明	1件	1,000円
納税証明（※収納課）	1件	200円
閲覧（地番図）	1件	200円
評価証明	1名義	200円
資産証明	1名義	200円
公課証明	1名義	200円
登載証明・記載事項証明	1名義	200円

その他

問 市民窓口課

種類	単位	金額
自動車臨時運行許可(仮ナンバー)	1両	750円

コンビニ交付サービス

問 市民窓口課・税務課

全国のイオンリテール、株式会社カスミ、セイコーマート、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン(50音順)のマルチコピー機で各種証明書を取得することができます。

▶ 取得できる証明書

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書(印鑑登録している方のみ)
- 所得証明書(児童手当用)
- 課税証明書
- 非課税証明書

▶ 発行手数料

- 住民票の写し 1件200円
- 印鑑登録証明書(印鑑登録している方のみ) 1件200円
- 所得証明書(児童手当用) 1件200円
- 課税証明書 1件200円
- 非課税証明書 1件200円

▶ 利用時間

午前6時30分～午後11時まで(土日祝日も利用可。ただし、12月29日から1月3日およびメンテナンス日を除く。)
 ※コンビニ交付サービスを利用できるのは、個人番号(マイナンバー)カードをお持ちの方です。個人番号(マイナンバー)カードの申請方法等につきまして、詳しくは市民窓口課にお問い合わせください。
 ※住民票コードおよび個人番号(マイナンバー)が記載された住民票の写しが必要な場合は、市役所窓口で申請してください。コンビニ交付の証明書では、住民票コードおよび個人番号(マイナンバー)は記載されません。
 ※印鑑登録証明書を市役所窓口で申請する場合は、印鑑登録証が必要となりますので、ご注意ください。

パスポートの申請・交付(受領)

問 市民窓口課

申請の日時

1. 申請できる方

- ① つくばみらい市に住民登録されている方
- ② つくばみらい市に住んでいるが、住民登録は県外にある方(居所申請)
(居所申請は、本人申請となります。事前にお問い合わせください)

2. 申請時間

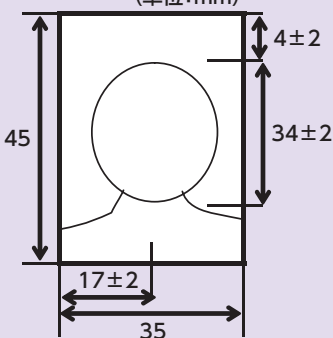
月～金曜日 午前9時～午後4時45分
(土・日曜日、祝日休日および年末年始を除きます)

3. 申請場所

つくばみらい市役所 伊奈庁舎 市民窓口課
(谷和原庁舎、みらい平市民センターでは、申請・交付はできません)

申請に必要な書類

種別	備考
① 一般旅券発給申請書 1通	<ul style="list-style-type: none"> • 10年用と5年用の申請書があります。 • 未成年(18歳未満)の方は、5年用のみの申請となります。
② 戸籍抄本または謄本 1通 (発行日から6カ月以内のもの)	<ul style="list-style-type: none"> • 有効期限内に新しい旅券と切り替える方で、前回の旅券から、氏名、本籍の都道府県名に変更がない場合は、戸籍抄(謄)本の提出を省略できます。(ただし、非ヘボン表記希望者の場合は省略できません) • 同一戸籍内の2名以上の方が同時に申請する場合は、戸籍謄本を1通提出とすることができます。 • 未成年者(18歳未満)の方は、親権者確認のため、戸籍謄本1通となります。
③ 写真 1枚 (6カ月以内に撮影されたもの) (単位:mm)	<ul style="list-style-type: none"> • 左図の寸法を満たしており、縁なし、正面向き、無帽、無背景で顔がはっきりと写っているもの。白黒可。(証明写真ボックスなどでご自身で撮影する場合はご注意ください) • 申請書には貼らずにお持ちください。 <p>【受付できない写真】</p> <ul style="list-style-type: none"> • プリンターなどで印刷したもので、通常の写真に比べて品質が劣るもの(シマの出ているもの、粒子の粗いもの、解像度の低いものなど) • キズやシワがついてしまったもの • 顔の一部が頭髮や衣類で隠れてしまっているもの • メガネのレンズの色の濃いものや、レンズに光が反射して目の一部がみえないもの • 不鮮明、陰影がきつい、暗すぎる、明るすぎるもの • 画像を加工してあるもの • カラーコンタクトレンズ着用のもの



種別	備考			
④申請者本人を確認できる書類(原本) ※代理人が申請書を提出する場合は、申請者と代理人のそれぞれの本人確認の書類(原本)が必要です。	(1)1つで本人確認できるもの(写真を貼ったもの) 日本国旅券(失効後6カ月以内のものも含む)、運転免許証、個人番号カード、有効期限内の写真付住民基本台帳カード、船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証(猟銃)、合格証明書(警備員)、官公庁(独立行政法人、特殊法人および官公庁の共済組合を含む)の職員身分証明書(写真が貼ってあるもの)、写真付き身体障害者手帳(写真貼り替え防止がなされているもの)、運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のもの)			
	(2)2つ必要とするもの <table border="1"> <tr> <td>A</td> <td>健康保険証、国民健康保険証、船員保険の被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書+実印、後期高齢者医療被保険者証、中国残留邦人等支援給付の本人確認証</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書、失効した日本国旅券、身体障害者手帳など(顔などが確認できるもの)</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> • AとA (例)健康保険証+厚生年金証書(手帳) • AとB (例)健康保険証+会社の身分証明書(写真付) ※BとBでは受付できません。 ※なお、小学生以下の子どもの場合は、健康保険証+母子手帳でも可能です。	A	健康保険証、国民健康保険証、船員保険の被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書+実印、後期高齢者医療被保険者証、中国残留邦人等支援給付の本人確認証	B
A	健康保険証、国民健康保険証、船員保険の被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金証書(手帳)、厚生年金証書(手帳)、船員保険年金証書(手帳)、共済年金証書、恩給証書、印鑑登録証明書+実印、後期高齢者医療被保険者証、中国残留邦人等支援給付の本人確認証			
B	次のうち写真が貼ってあるもの 学生証、会社の身分証明書、公の機関が発行した資格証明書、失効した日本国旅券、身体障害者手帳など(顔などが確認できるもの)			
⑤前回発行の旅券	<ul style="list-style-type: none"> • 有効期限が残っている場合は、有効な旅券を提出しないと新規の受付はできません。 • 前回旅券が失効している場合でも申請時にお持ちください。 なお、失効している旅券を紛失した場合は、その旨お申し出ください。 (前回旅券は、有効期限の有無にかかわらず、失効処理をした後返却します) 			

申請に係る注意事項

- ①旅券の有効期限内に申請する場合**
 旅券の残存有効期間が1年未満となったとき、旅券の査証欄に余白がなくなったときは、新規申請をすることができます。ただし、提出された旅券の残存有効期間は切捨てとなります。
- ②未成年者および成年被後見人が申請をする場合**
 申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者である父または母、あるいは後見人が必ず署名してください。なお、親権者または後見人が遠隔地にいるために法定代理人署名ができない場合は、ご相談ください。
- ③代理人が申請書類を提出する場合**
 旅券の申請は、代理の方でもできます。この場合には、本人の申請に必要な書類(前記①～⑤)のほかに、次のことに注意してください。
 - 申請書類等提出委任申出書(申請書の裏面下部にあります)の部分については、「旅券申請のご案内」の記入例を参考に申請者記入欄は、必ず申請者本人が記入し、引受人記入欄は、代理で申請書を提出する方が記入してください。
 - 申請書表面の「所持人自署欄」に申請者本人が記入してください。
 - 代理人本人を確認できるものが、前項の「④申請者本人を確認できる書類」の中から1つ必要になります。
 ※代理人が申請書を提出する場合は、申請者と代理人のそれぞれの本人確認の書類(原本)が必要です。
- ④過去に旅券を申請して受領しなかったことがある方は、申請時に必ずお申し出ください。**
- ⑤有効な旅券を紛失・損傷されている方、一時帰国者、ヘボン式以外のローマ字氏名の表記を希望される方は、本人の申請に必要な書類(前項①～⑤)のほかに必要な書類があります。申請前にお問い合わせください。**

交付(受領)

交付時間	月～金曜日 午前9時～午後4時45分 第2、第4日曜日 午前9時～正午
交付場所	つくばみらい市役所 伊奈庁舎 市民窓口課
必要書類	申請時にお渡しした「引換書」+収入印紙+茨城県証紙(手数料)

※申請日から8日目以降(土・日曜日、祝・休日、年末年始は日数に数えませんが)に受領できます。
 ※旅券は年齢に関係なく、本人でなければ受け取ることができません。

パスポートの種類と申請手数料

種類	収入印紙	茨城県証紙	合計
有効期間 10年	14,000円	2,000円	16,000円
有効期間 5年	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満用	4,000円	2,000円	6,000円
記載事項変更	4,000円	2,000円	6,000円
査証欄の増補	2,000円	500円	2,500円

※手数料は受け取るときに、収入印紙と茨城県収入証紙で納めてください。
 ※収入印紙・茨城県収入証紙は、つくばみらい市商工会(福田671-2)で販売しています。(販売時間/午前8時40分から午後4時50分まで)
 その他ご不明な点は、市民窓口課へお問い合わせください。





税金

市税

問 税務課

個人市民税

1月1日現在、市内に住んでいて前年の所得が一定以上あった方に、県民税とあわせて市民税が課税されます。

税額は、皆さんからの申告や、会社からの給与支払報告書などに基づき計算しますので、自営業者、農業従事者、年金受給者や給与所得者で給与以外の所得のあった方などのほか、無収入で被扶養者でない方などは、毎年3月15日までに市・県民税申告書の提出が必要になります。ただし、所得税の確定申告書を提出された方は申告する必要がありません。

税の納入は、ご自身で納める普通徴収と給与から天引きされる特別徴収の2つの方法があります。

1. 申告が必要な方

- ① 事業所得（営業、農業、その他の事業による所得）や不動産所得、譲渡所得などのある方
- ② 給与所得者で勤務先から「給与支払報告書」が市へ提出されていない方、または年の途中で退職し、その後就職しなかった方
- ③ 給与所得者で給与以外にも所得のあった方、または2カ所以上から給与を受けた方
- ④ 給与所得者で年末調整を受けなかった方、または医療費控除などを受けようとする方
- ⑤ 公的年金などの所得のみの方でも社会保険料控除、生命保険料控除、同居老親等扶養控除、医療費控除などを受けようとする方
- ⑥ 住所は市外にあるが、事務所、事業所または家屋敷を市内に有する方

法人市民税

市内に事務所、事業所がある法人に課税。事業年度が6カ月を超えるときは、当該年度開始の日以後6カ月を経過した日から2カ月以内に予定申告。

各事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に確定申告をします。

固定資産税

1月1日現在で、市内に土地、家屋、償却資産（事業用資産）を所有している個人や法人に課税されます。税額は、固定資産税課税台帳に登録された価格をもとに算定された課税標準額に1.4%の税率を乗じて算出します。

都市計画税

1月1日現在で、市街化区域内に土地、家屋を所有している個人や法人に課税されます。

税率は0.3%で、固定資産税とあわせて賦課徴収されます。

軽自動車税(種別割)

毎年4月1日現在で、市内に主たる定置場をもつ原動機付自転車、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車を所有する方に課税されます。

税額は、車種、総排気量などにより1台当たりの年額で定められています。

1. 登録、変更、廃車の申告

原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）、小型特殊自動車は伊奈庁舎の税務課、または谷和原庁舎市民窓口課へ

登録	取得した日から15日以内に、販売証明書または譲渡証明書をお持ちのうえ申告してください。
変更	所有者の住所や名義を変更するときは、標識（ナンバー）、標識交付証明書などをお持ちのうえ申告してください。
廃車	所有しなくなったり、定置場が市外になった場合には、30日以内に標識（ナンバー）、標識交付証明書をお持ちのうえ廃車の申告をしてください。

• 二輪の軽自動車（125cc超～250cc以下）および二輪の小型自動車（250ccを超えるもの）の諸手続きについては、土浦自動車検査登録事務所へお問い合わせください。

☎050-5540-2018

• 軽四輪の諸手続きについては、軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所へお問い合わせください。

☎050-3816-3106

2. 税額

種別		年税額(1台)		
原動機付自転車	50cc以下のもの	2,000円		
	90cc以下のもの	2,000円		
	125cc以下のもの	2,400円		
	ミニカー	3,700円		
小型特殊	二輪のもの	2,000円		
	農耕作業用 四輪のもの	1,000cc以下のもの	3,000円	
		1,000ccを超えるもの	3,900円	
特殊作業用		5,900円		
軽自動車	二輪のもの	3,600円		
	三輪のもの	3,900円		
	四輪以上のもの	自家用	乗用	10,800円
			貨物	5,000円
		営業用	乗用	6,900円
			貨物	3,800円
二輪の小型自動車		6,000円		

※軽自動車は、条件により税額が変わります。

納付書による場合(令和4年11月1日現在)

納税通知書(納付書)をご持参のうえ、所定の取扱金融機関などで、各納期限までに納付してください。

対象税目	固定資産税(都市計画税を含む)	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税
取扱金融機関など				
常陽銀行 東日本銀行	筑波銀行 水戸信用金庫	中央労働金庫 結城信用金庫	茨城県信用組合	
茨城みなみ農業協同組合 (支店のみ)	ゆうちょ銀行または郵便局 (関東各都県および山梨県)	つくばみらい市役所 伊奈庁舎…会計課 谷和原庁舎…市民窓口課	提携コンビニエンスストア (下記に記載)	

※令和5年4月から、地方税統一QRコードが印字された納付書(納付書に el マークが印字されているもの)については、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付できます。

口座振替による場合(令和4年11月1日現在)

各納期限(口座振替日)に、ご指定の口座から振替させていただきます。
振替額は、納税通知書に記載されているとおりです。

市税の納付には、便利で確実な口座振替のご利用をおすすめします。口座振替で納付していただきますと、納期ごとに必要な納付手続きの手間が省けるだけでなく納付忘れの心配がありません。

対象税目	固定資産税(都市計画税を含む)	市県民税	軽自動車税	国民健康保険税
取扱金融機関				
常陽銀行 茨城みなみ農業協同組合(支店のみ)	筑波銀行 ※三井住友銀行 ※みずほ銀行	東日本銀行 水戸信用金庫 ゆうちょ銀行または郵便局(全国)	結城信用金庫 中央労働金庫	茨城県信用組合

※三井住友銀行、みずほ銀行は口座振替のみの取り扱いとなります。

口座振替の申し込み方法

以下のものをご持参のうえ、口座をお持ちの取扱金融機関・ゆうちょ銀行または郵便局でお申し込みください。

『預貯金通帳(または、口座の確認できるもの)』 『通帳の届出印』 『口座振替依頼書』

※口座振替依頼書は、市内および近隣の取扱金融機関・ゆうちょ銀行または郵便局、市役所収納課に用意してあります。ご希望の方には郵送しますので、収納課までご連絡ください。

▶ 注意事項

- お申し込みは、各納期限の1カ月前までをお願いします(ただし、ゆうちょ銀行または郵便局は2カ月前)。
- 口座振替日に、残高不足などにより口座振替できなかった場合は、収納課から該当する市税の納付書を送付しますので、取扱金融機関などの窓口で納付してください。納期限後の再引落しはできません。
- 口座のお申し込みは、納税義務者ごとになります。口座振替とする納税義務者が複数の場合は、人数分のご依頼をお願いします。
- 一度手続きをされますと、翌年度以降も継続されます。ただし、納税義務者の変更があった場合は、改めて口座振替のお申し込みをお願いします。
- 口座振替をご利用の場合は、通帳への記帳で振替納付をご確認ください。(領収証書の送付は行っておりません。)

コンビニエンスストアでの納付(令和4年11月1日現在)

▶ 利用できるコンビニエンスストア

くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セイコーマート、セブン・イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ハセガワストア、ハマナスクラブ、ファミリーマート、ポプラ、MMK設置店、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーシップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、ローソンストア100

▶ 注意していただく点

- 納付期限の過ぎた納付書やバーコードが印字されていない納付書は、利用できません。
- 納付書1枚につき30万円を超える場合は、納付できません。

スマホ決済アプリでの納付(令和4年11月1日現在)

▶ 利用できるアプリ

 登録した銀行口座から納付できます。	 登録した銀行口座やコンビニからチャージして、納付できます。	 登録した銀行口座やコンビニからチャージして、納付できます。
--------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

▶ 利用方法

ご利用になりたいスマホ決済アプリをダウンロードして、バーコードを読み取ってください。
※詳しい使い方については各アプリのホームページなどをご覧ください。

▶ 注意していただく点

- 納付期限の過ぎた納付書やバーコードが印字されていない納付書では、利用できません。
- 納付書1枚につき30万円を超える場合は、納付できません。
- 領収証書は発行されませんので、取引明細などをご確認ください。
- コンビニエンスストア等の店頭では、原則として上記スマホアプリを利用したお支払いはできません。

クレジットカード・インターネットバンキングでの納付(令和4年11月1日現在)

- クレジットカード納付では、以下のロゴブランドが表示されたカードがご利用いただけます。



- インターネットバンキングをご利用いただくには、ご希望の金融機関で事前にインターネットバンキングの利用登録手続きが必要です。

- クレジットカード・インターネットバンキングでの納付は、システム利用料がかかります。

クレジットカードのシステム利用料

納付金額	システム利用料(消費税込)
1円から10,000円	55円
10,001円から20,000円	165円
20,001円から30,000円	275円
30,001円から40,000円	385円
以降10,000円を超えるごとに	110円ずつ加算

インターネットバンキングのシステム利用料

1回あたりの納付につき	金額に関わらず 一律110円
-------------	----------------

▶ クレジットカード・インターネットバンキング納付の利用方法

- パソコンや携帯電話から[F-REGI公金支払い]にアクセスして、画面の指示に従ってください。
- URLを入力する場合 <https://www.f-regi.com/koukin/>

▶ クレジットカード・インターネットバンキング納付ご利用の際の注意点

- 納付期限の過ぎた納付書や、確認番号が印字されていない納付書は、利用できません。
- 納付できる金額は1回の納付手続きにつき1000万円未満で、同じ税目の納付書4枚までです。ただし、利用するクレジットカード会社・金融機関(インターネットバンキング)の利用限度額を超える納付はできません。
- 期別ごとに納付手続きが必要です。一度納付手続きを行えば、以降も継続的に引き落とされるものではありません。
- システム利用料は、納付サイトの運営者に支払っていただくものであり、納付の際にご負担いただいたシステム利用料はお返しできません。
- 金融機関等の窓口やコンビニエンスストアでのクレジットカード支払いはできません。

納付書が無い場合

納付書を紛失してしまったなどの理由によりお手持ちでない場合は、伊奈庁舎は収納課、谷和原庁舎・みらい平市民センターは市民窓口課で納付書を再発行できます。また、市の窓口へ来庁できない場合は、電話などでご連絡いただければ納付書を郵送します。



生涯学習

生涯学習事業

問 生涯学習課

市民の皆さんの学習意欲に応えるため、いろいろな教室や講座の開催を実施しており、市民文化、教養の向上とコミュニティづくりにつとめています。

公民館

施設名	所在地	開館時間	休館日
伊奈公民館	福田195	午前9時から 午後5時まで ※利用者がある 場合は午後9 時までとする	月曜日、 12月29日～ 1月3日
谷和原公民館	古川1025		
谷原分館	東榑戸西榑戸入 会地		
十和分館	上長沼1240		
福岡分館	福岡1433		

施設区分		基本使用料(1時間当たり)
伊奈公民館	大ホール	800円
	小会議室	100円
	会議室1	150円
	会議室2	100円
	和室(1階)	200円
	和室(2階)	250円
	調理室	180円
谷和原公民館	大会議室	950円
	小会議室	100円
	和室1	250円
	和室2	250円
	調理実習室	240円
	研修室	200円
谷和原公民館 福岡分館	会議室1	100円
	会議室2(和室)	100円
	調理室	120円
谷和原公民館 谷原分館	会議室	100円
谷和原公民館 谷原分館	小会議室	100円
谷和原公民館 十和分館	会議室	100円
谷和原公民館 十和分館	会議室(和室)	100円

減免および割増対象については、以下の内容が主なものになります。(詳しくは、お問い合わせください。)

減額対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)で構成される団体

免除対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の中学生以下、75歳以上、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方で構成される団体

割増対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)以外の方で構成される団体 1.5倍

コミュニティセンター・高齢者センター

施設名	所在地	開館時間	休館日
谷井田 コミュニティ センター	谷井田1960	午前9時から 午後6時まで ※利用者がある 場合は午後9 時までとする	月曜日 ※月曜日が 祝日・振替 休日の場合 は、翌日 以降の平日 12月29日～ 1月3日
板橋 コミュニティ センター	板橋2675-1		
小絹 コミュニティ センター	小絹848	午前9時から 午後7時まで ※利用者がある 場合は午後9 時までとする	
みらい平 コミュニティ センター supported by 成島建設	紫峰ヶ丘 4丁目4-1		
高齢者 センター	小絹907-1	午前9時から 午後10時まで	

各コミュニティセンター

施設区分		基本使用料(1時間当たり)	
谷井田 コミュニティ センター	多目的室	400円	
	和室1	100円	
	和室2	100円	
	和室3	100円	
	研修室	200円	
	調理室	240円	
	小絹 コミュニティ センター	1F 多目的室	550円
小絹 コミュニティ センター	2F 会議室	300円	
小絹 コミュニティ センター	2F 和室1	150円	
小絹 コミュニティ センター	2F 和室2	150円	
板橋 コミュニティ センター	多目的室	450円	
	和室1	100円	
	和室2	100円	
	研修室1	150円	
	研修室2	100円	
	調理実習室	240円	
みらい平 コミュニティ センター supported by 成島建設	1F 多目的室	800円	
	みらい平 コミュニティ センター supported by 成島建設	2F 会議室・研修室1	300円
		2F 会議室・研修室2	150円
		2F 会議室・研修室3	200円
		2F 調理室	300円
		2F 和室1	100円
		2F 和室2	100円
		2F 音楽スタジオ	100円
2F 相談室	100円		

▼高齢者センター

施設区分	基本使用料(1時間当たり)
研修室	200円
和室1	100円
和室2	100円
調理室	120円

減免および割増対象については、以下の内容が主なものになります。(詳しくは、お問い合わせください。)

- 減額対象** 半数以上が市内(在住・在勤・在学)で構成される団体
- 免除対象** 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の中学生以下、75歳以上、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方で構成される団体
- 割増対象** 半数以上が市内(在住・在勤・在学)以外の方で構成される団体 1.5倍

図書館

開館時間	午前9時～午後7時	受け付け範囲その他詳細についてはお問い合わせください。 ○みらい図書館 supported by 成島建設(つくばみらい市立図書館・本館)(福田623) ☎0297-58-3710 ○小絹分館(小絹コミュニティセンター内)(小絹848) ☎0297-34-1818 ○みらい平分館(みらい平コミュニティセンター supported by 成島建設内)(紫峰ヶ丘4丁目4-1) ☎0297-38-6108
休館日	月曜日(祝日を除く)、祝日の翌平日、館内資料整理日(毎月第3金曜日。8月は第4金曜日)、年末年始(12月29日～1月4日)、特別整理期間(1月)	
資料の貸出 点数	個人 本・紙芝居…10冊/雑誌…5冊/ビデオ・DVD・カセット・CD…3点 15日以内 団体 本100冊 60日以内	
貸出の延長	1回のみ。視聴覚資料と予約の入っている資料、延滞資料は延長できません。	
複写	図書館の資料に限り、著作権法の規定の範囲内で複写することができます。	
予約	貸出中の資料や市内の図書館にある資料を、予約をすることができます。	
とりよせ	市内の図書館にない本・雑誌は、市外の図書館から借りることができます。	
すいせん	ご希望があれば、本に限り購入を検討します。	

間宮林蔵記念館

問 文化振興室

この記念館は、18世紀後半にこの地に生まれ育ち、江戸に出て、北方で活躍した大探検家・測量家である「間宮林蔵」を紹介するために、顕彰事業の一つとして建設したものです。館内の展示は、間宮林蔵に関係するものおよび彼の生きた時代背景などで構成され、時代に沿った紹介をしています。全国各地から収集した数少ない資料のほか、現子孫宅に伝わる遺品、林蔵にまつわる史跡などをおりませながらテーマごとに展示しています。

所 在	上平柳64-6
開館時間	午前9時から午後4時30分まで
休館日	月曜日 12月28日～1月4日 ※月曜日が休日の場合その翌日
入館料	有料

区分	入館料(1人1回につき)	
	個人	100円
一般	団体(15人以上)、高校生、65～74歳	50円
中学生以下、75歳以上、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方		無料

※一般とは中学生、小学生および未就学児以外の者をいう。

結城三百石記念館

問 文化振興室

結城家は鎌倉時代初期の朝光公を始祖とする名族であり、江戸時代初期に当地に帰農して以来「結城三百石」と称され地方開発の中心的役割を担ってきました。郷土の発展を願って当家から寄付された屋敷を保存活用し、建物と周辺環境を整備して、市民利用施設として、広く公開することを目的としています。敷地内には母屋・長屋門・蔵などがあり、全体を自然観察路として整備し、四季折々の草花、野鳥、虫たちを見ることができます。館内では当時の生活をうかがい知ることができるように、生活具をもとの場所にそのまま展示してあります。また資料収蔵庫には江戸時代初期からの文書類が五千点以上保管されており、その一部が展示公開されています。

所 在	谷井田1647
開館時間	午前9時から午後4時30分まで
休館日	月・火・木・金曜日 12月28日～1月4日
入館料	無料(ただし、施設使用は有料)

施設区分	基本使用料(1時間当たり)
母屋	200円
長屋門	100円
一の蔵	100円
二の蔵	100円
敷地占有	4,300円

減免および割増対象については、以下の内容が主なものになります。(詳しくは、お問い合わせください。)

- 減額対象** 半数以上が市内(在住・在勤・在学)で構成される団体
- 免除対象** 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の中学生以下、75歳以上、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方で構成される団体
- 割増対象** 半数以上が市内(在住・在勤・在学)以外の方で構成される団体 1.5倍



スポーツ

スポーツ

問 スポーツ推進室

スポーツ大会の開催、市民の誰もが手軽にスポーツを楽しみ、参加できる生涯スポーツ社会の実現に向け、スポーツ大会の開催、指導者の育成などを行っています。各種スポーツ大会の詳しい内容については、その都度広報紙などでお知らせします。

また、体育施設の使用については、総合運動公園までお問い合わせください。

学校体育施設の開放

市内の小中学校の体育施設を市内在住・在学・在勤の登録団体に開放しています。

利用時間

体育施設名	区分	施設利用時間
小学校体育館、幼稚園(わかかさ、すみれ)体育館	平日	午後5時から 午後9時まで
	土・日曜日、祝日	午前8時から 午後9時まで
中学校体育館、柔剣道場、卓球場	平日、土・日曜日、祝日	午後7時から 午後9時まで

使用施設

開放施設	基本使用料(1時間当たり)
幼稚園(わかかさ、すみれ)体育館	200円
小学校 体育館	200円
中学校 体育館(伊奈中を除く)	200円
中学校 柔剣道場	100円
中学校 卓球場	100円

減免および割増対象については、以下の内容が主なものになります。(詳しくは、お問い合わせください。)

減額対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の65歳以上で構成される団体

免除対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の中学生以下、75歳以上、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方で構成される団体

割増対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)以外の方で構成される団体 1.5倍



スポーツ施設

総合運動公園 ☎0297-58-4005 ※総合運動公園は、令和5年4月1日から「日本スポーツ振興パークみらい」に名称が変わります。

施設名	利用区分	利用時間	利用料金
体育館	市内利用者	午前9時から午後10時	全面:1,600円、照明200円/時間 半面:800円、照明100円/時間
体育館2階武道場			400円/時間
体育館2階卓球場			100円/時間・1台
トレーニング室			100円/人・1回
野球場		午前9時から午後10時	1,000円、照明2,750円/時間
テニスコート			300円、照明450円/1面1時間
ゲートボール場			300円/1面
多目的広場	3月から9月:午前9時から午後5時 10月から2月:午前9時から午後4時	全面:3,000円/時間 野球場、多目A面、B面:各1,000円/時間 ターゲットバードゴルフ場: 個人 350円/1日、団体 12,600円/1日	
青少年研修道場	午前9時から午後10時	全面:800円、照明100円/時間 半面:400円、照明50円/時間	

古川テニスコート ☎0297-58-4005 問 総合運動公園

施設名	利用区分	利用時間	利用料金
テニスコート	市内利用者	3月から9月:午前9時から午後5時 10月から2月:午前9時から午後4時	300円/1面1時間

絹の台桜公園テニスコート ☎0297-52-0789 問 小絹コミュニティセンター

施設名	利用区分	利用時間	利用料金
テニスコート	市内利用者	4月から9月:午前9時から午後5時 10月から3月:午前9時から午後4時	300円/1面1時間

城山運動公園 ☎0297-58-4005 問 総合運動公園

施設名	利用区分	利用時間	利用料金
野球場	市内利用者	午前9時から午後10時	1,000円、照明2,750円/時間

谷和原武道館 ☎0297-58-4005 問 総合運動公園

施設名	利用区分	利用時間	利用料金
柔道場 剣道場	市内利用者	午前9時から午後10時	200円/時間

きらくやまふれあいの丘 ☎0297-57-0123 問 きらくやまふれあいの丘

施設名	利用区分	利用時間	利用料金
テニスコート	市内利用者	午前9時から午後5時	300円/1面1時間
ゲートボール場			300円/1面1時間
多目的広場			900円/時間

使用料の減額・免除

減免対象者・団体については、以下の内容が主なものになります。(詳しくは、お問い合わせください。)

減額対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の65歳以上または高校生で構成される団体

免除対象 半数以上が市内(在住・在勤・在学)の中学生以下、75歳以上、障がい者手帳を所持している方、指定難病特定医療費受給者証を所持している方で構成される団体

使用料の割増

施設を使用する際に以下の内容に該当する場合、使用料が割増加算されます。

次の各号に該当する場合は、基本使用料(附属設備に係る基本使用料を除く)に当該各号に定める割合を乗じて得た額を割増料として加算する。

- 1 市内に在住または在勤若しくは在学する者以外の者が施設を利用する場合 1.5倍
- 2 利用者が第1条に定める設置の目的以外に施設を利用する場合 2倍
- 3 利用者が入場料またはこれに類する金銭を徴収する場合 3倍
- 4 利用者が営利を目的として利用する場合 4倍



行政・議会・相談

ふるさとづくり寄附金

問 財政課

市への寄附金制度

本市では、平成20年9月に「つくばみらい市ふるさとづくり寄附条例」を制定しました。この条例は、皆様からいただいた寄附金を財源とし、個性あるまちづくりを行うことを目的としています。皆様の厚意を具現化できるよう、ふるさと寄附金は、使途を指定することができます。

※お礼品贈呈の対象となるのは、市外在住の方のみです。

寄附の方法

インターネット申請	ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(http://www.furusato-tax.jp/japan/prefecture/08235)よりお申し込みいただけます。申込フォームに必要事項を入力の上、送信してください。クレジットカード決済、納付書払等によるお支払いが可能です。
寄附金申込書の提出	市指定の「ふるさとづくり寄附申込書」に、使い道や金額など必要事項をご記入の上、持参または郵便にて市役所財政課まで提出してください。申込書は、市ホームページからダウンロードできます(市役所から書類を送付することも可能です)。納付書払・現金書留・直接持参によるお支払いが可能です。(クレジットカード決済はできません。)

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

寄附金の使途の選択

①「環境共生型まちづくり事業」	道路や河川、公園、緑地の整備のほか、防災や防犯、交通安全などに活用されます。
②「安心して暮らせるまちづくり事業」	福祉、健康、教育などの事業に活用されます。
③「地域の魅力をいかしたまちづくり事業」	産業振興や商業活性化、観光産業の育成などに活用されます。

※寄附金は、指定された事業区分に応じて、いったん、つくばみらい市ふるさとづくり基金に積み立て、計画的に使用させていただきます。

寄附金の税額控除について

寄附金額に応じて税額が控除されます。寄附金控除を受けるには、寄附を行った翌年に所得税の確定申告もしくは住民税の申告が必要です。申告する際には、寄附金受領時にお渡しする「ふるさとづくり寄附金受領書」を添付してください。また、もともと確定申告が不要な給与所得者等に限り、ワンストップ特例制度も利用可能です。

詳しくは、お近くの税務署またはつくばみらい市役所税務課(☎0297-58-2111 内線:2305~2307)にお問い合わせください。



広報紙配布・回覧・消費生活相談

広報紙の配布について 問 秘書広報課

市内全域で民間業者によるポスティング配布を行っています。配布期間は、毎月25日から28日の4日間です(1月号の配布については1月初旬になります)。

回覧について 問 地域推進課

行政協力員をとおして、原則、月1回、第3木曜日にお願ひしています。

消費生活に関する相談

消費生活センターでは、消費に関するさまざまな相談をお受けしています。パソコンや携帯電話のトラブルに巻き込まれたり、不当な請求をされたり、多重債務でお困りの時などはお気軽にご相談ください。

月曜日から金曜日の午前9時～正午・午後1時～4時30分(祝日、年末年始は除く)

☎0297-25-3288(相談専用)

各種相談

相談の名称	相談員	相談受付の内容	相談日	相談時間	お問い合わせ
行政相談	行政相談委員	行政に対する要望・苦情	巡回相談月1回 (巡回場所については、広報紙などで確認ください) ※電話相談は随時受付	午後1時30分～3時30分	伊奈庁舎地域推進課
人権相談	人権擁護委員	家庭内の問題、いじめ、セクハラ、近隣関係などの心配ごとや困りごと	巡回相談月1回 (巡回場所については、広報紙などで確認ください) ※電話相談は随時受付	午前10時～正午	伊奈庁舎社会福祉課
教育相談	教育相談員	小・中学生の不登校、集団生活不適応、友人関係、家庭教育や子育てなど教育上の諸問題に関する相談	適応支援教室「なのはな」 毎週月～金曜日 (祝日は除く) 電話相談(57-0983) 来所相談	午前9時～午後4時	教育委員会庁舎教育指導課
青少年相談	青少年相談員	青少年の非行など諸般の問題に関する相談	要事前予約	要事前予約	教育委員会庁舎生涯学習課
ひとり親相談	母子・父子自立支援員	母子家庭・寡婦・父子家庭の悩み、自立に向けた相談について	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く)	午前8時30分～午後5時15分	みらい平市民センター内 おやこ・まるまるサポートセンター ☎0297-44-8822
家庭児童相談	家庭児童相談員	児童(18歳未満)の養育の悩みについて	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く)	午前8時30分～午後5時15分	みらい平市民センター内 おやこ・まるまるサポートセンター ☎0297-44-8822

〈 広告 〉

どんなお悩みもお聞かせください

あなたの「次への一歩」のために
解決できる方法を一緒に探します

離婚相続 交通事故 債務整理 企業法務

弁護士法人
みらい中央法律事務所
つくばみらい本部オフィス(茨城県弁護士会所属)

TEL.0297-58-0585

平日 10:00～18:00
つくばみらい市陽光台 1-18-5
MTCビル3階

みらい中央法律事務所 検索




相談の名称	相談員	相談受付の内容	相談日	相談時間	お問い合わせ
DV相談	保健師 母子・父子自立 支援員	配偶者等によるDV被害について	月～金曜日 電話相談は随時受付 (祝日・年末年始は除く)	午前8時30分～ 午後5時15分	みらい平市民センター内 おやこ・まるまる サポートセンター ☎0297-44-8822
妊娠期から 子育て期の 相談	保健師	妊娠期の健康に関する こと 育児に関すること	月～金曜日 電話相談は随時受付 (祝日・年末年始は除く)	午前8時30分～ 午後5時15分	みらい平市民センター内 おやこ・まるまる サポートセンター ☎0297-44-8822
健康相談	保健師 栄養士 精神保健福祉士	健康に関すること	月～金曜日 電話相談は随時受付 (祝日・年末年始は除く)	午前8時30分～ 午後5時15分	保健福祉センター内 健康増進課 ☎0297-25-2100
育児相談	保健師 栄養士	育児に関すること	月～金曜日 電話相談は随時受付 (祝日・年末年始は除く)	午前8時30分～ 午後5時15分	保健福祉センター内 健康増進課 ☎0297-25-2100
こころの 健康相談	精神科医師	こころの健康に関する こと	要予約 年6回 (日程については、健康管 理予定表、広報紙、市HPで 確認ください)	午後2時～3時30分	保健福祉センター内 健康増進課 ☎0297-25-2100
年金相談		国民年金の諸届出など の相談、年金給付に関 する請求・諸変更届出・ 相談	平日(月～金) [時間延長] 週初の開所日 [週末相談] 第2土曜 ▼休業日 土曜、日曜、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)	平日(月～金) 午前8時30分～ 午後5時15分 [時間延長] 週初の開所日 午後5時15分～7時 [週末相談] 第2土曜 午前9時30分～午後4時	土浦年金事務所 国民年金の諸届出など に関する相談 ☎029-824-7121 年金給付に関する請求・ 諸変更届出・相談 ☎029-824-7169
結婚相談	結婚相談員	結婚について(出会い の場の提供、結婚相手 の紹介)	毎月第3日曜日 会員登録は随時受付	午後1時～3時	伊奈庁舎地域推進課
消費生活 相談	消費生活専門 相談員	契約・多重債務など消 費生活に関する相談	月～金曜日 (祝日・年末年始は除く)	午前9時～正午 午後1時～4時30分	谷和原庁舎 消費生活センター ☎0297-25-3288 (相談専用)
心配ごと 相談	心配ごと相談員	日頃困っていること、 悩んでいること	月1回 (場所は社協だより、広報 紙などで確認ください)	午後1時～3時	社会福祉協議会 本所 ☎0297-57-0123 支所 ☎0297-25-2101
法律相談	弁護士・司法書士	法的解決、判断を要す る相談	月4回 (場所は社協だより、広報 紙などで確認ください)	午後1時～4時	社会福祉協議会 本所 ☎0297-57-0123 支所 ☎0297-25-2101
女性相談	女性臨床心理 カウンセラー	女性が抱える日常生活 でのさまざまな悩みに 関する相談	日程については、広報紙な どでご確認ください	午前10時～午後3時	伊奈庁舎地域推進課

※電話相談の電話番号は、お問い合わせまでご連絡ください。



情報公開制度

問 総務課

市では、市民の知る権利の保障のため、また、開かれた市政の推進を図ることを目的として、つくばみらい市情報公開条例に基づく情報公開制度を実施しています。

請求ができる方

- 市内に住所を有する方
- 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- 市内の事務所または事業所に勤務する方
- 市内の学校に在学する方
- 上記に掲げる方のほか、市などが行う事務事業に利害関係を有する方

請求の方法

情報公開請求書を総務課に提出してください。

公開できない情報

法令などで非公開とされている情報、個人情報、法人情報、公共の安全等情報、国等協力関係情報、意思形成過程情報および事務の執行に支障のある情報など

公開の方法

情報の閲覧、視聴および写しの交付

費用

写しの交付を受ける場合のみ複写1面につき10円(その他実費相当額)

不服申立て

情報の公開決定等に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができます。

個人情報保護制度

問 総務課

個人情報保護制度は、つくばみらい市個人情報保護条例に基づき、市民の皆さんが、市が保有する自分の個人情報の開示を受けたり、その情報に事実の誤りがある場合は訂正したり、その情報が条例に違反し、使用目的の範囲を超えて利用あるいは外部に提供されるときは、利用の中止を請求することができる制度です。

請求ができる方

自分に関する情報であれば、どなたでも請求することができます。

また、未成年者や成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。

請求の方法

個人情報開示等請求書を総務課に提出してください。その際、本人または法定代理人であることの確認をしますので、運転免許証、旅券、戸籍謄抄本、登記事項証明書など請求者の身分を証明できるものを提示または提出いただけます。

開示の方法

情報の閲覧、視聴および写しの交付

費用

写しの交付を受ける場合のみ複写1面につき10円(その他実費相当額)

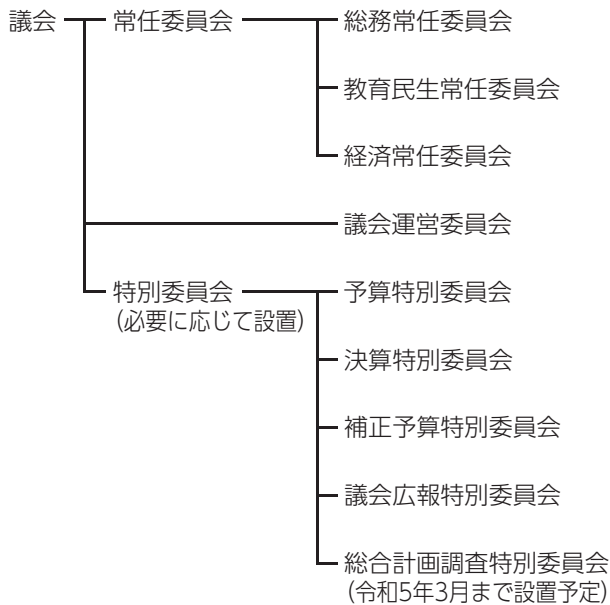
不服申立て

開示請求、訂正請求および利用中止請求などに対する決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づく不服申し立てをすることができます。

議会の仕組み

市議会には、定例会と臨時会があります。定例会は原則として、年4回(3月、6月、9月、12月)開かれます。臨時会は、必要に応じて開かれます。

また、市議会には3つの常任委員会(総務常任委員会、教育民生常任委員会および経済常任委員会)と議会運営委員会のほかに、必要に応じて設置される特別委員会があります。



請願・陳情

- 請願書(陳情書)には、日本語を用いて、請願(陳情)の趣旨および理由を記載してください。
- 請願者(陳情者)の氏名および住所を記載してください。(法人の場合は、その名称および代表者の氏名・住所を記載してください)
- 請願者(陳情者)の氏名の記載方法は、請願者(陳情者)が署名または記名押印してください。
- 請願者(陳情者)が2人以上の場合は、代表者を明記してください。
- 請願には、紹介議員が1人以上必要となり、紹介議員の署名または記名押印が必要です。(陳情には、紹介議員は必要ありません)
※請願の内容に関係する委員会の委員や議長および議会運営委員長は、紹介議員になることを遠慮することになっています。
- 請願でも、紹介議員がない場合は、陳情として取り扱います。
- 請願・陳情は、常時受付しますが、通常、定例会の開会日の7日前に開かれる議会運営委員会の2日前(休日の場合は、その前日)までに提出されたものについて、当該定例会で審査します。
- 請願書および陳情書(請願者・陳情者の住所、氏名などの入った文書)は、一般に公開されます。あらかじめご了承ください。

議会の傍聴

会議の傍聴を希望される方は、会議の当日、つくばみらい市役所谷和原庁舎3階の議場傍聴席入口に設置してあります傍聴人受付票に住所、氏名などをご記入のうえ、傍聴券の発行を受けて入場してください。

なお、本会議の傍聴人の定員は50名です。(委員会は5名です)

請願・陳情書(書式例)

令和 年 月 日

〇〇〇〇に関する請願(陳情)

請願者(陳情者)

住所
氏名
電話番号

紹介議員

1. 請願(陳情)の趣旨

2. 請願(陳情)の理由

上記のとおり請願(陳情)いたします。

つくばみらい市議会議長 様





医療機関マップ

地域の医療・保健・福祉の向上に尽力します

きぬ医師会病院

併設:きぬ医師会通所リハビリテーションセンター
スポーツ障害相談 人間ドック 脳ドック 健康診断 予防接種
睡眠時無呼吸症候群・小児生活習慣病の健康相談
二次救急指定医療機関 労災指定医療機関

茨城県常総市新井木町13番地3

☎0297-23-1771
<https://kinunet.jp>

ひよこ 調剤薬局

開局時間

9:00~18:00

定休日

木・日・祝日

Tel.0297-38-6898

スマートフォンから処方せん予約

お薬予約box 検索 簡単

<http://medical-box.info>
全国どこでも処方せんも受付ます



ありま皮膚科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
9:00~12:00	●	●	●	—	●	▲	—	—
14:00~18:00	●	●	●	—	●	—	—	—

【休診日】木曜・日曜・祝日 ▲9:00~14:00

〒300-2359 つくばみらい市紫峰ヶ丘1-7-4

Tel 0297-38-6116 Fax 0297-38-6117
<http://arima-hifuka.com/>

なかざわクリニック

胃腸内科 外科 内科

受付時間	月	火	水	木	金	土
8:30~12:00	●	●	●	●	●	●
13:30~17:30	●	●	●	/	●	/

休診日:木曜・土曜午後、日曜、祝日

つくばみらい市紫峰ヶ丘1-6-7

TEL.0297-34-1122 FAX.0297-34-1123

予約専用 TEL.0297-47-2727

<http://nakazawa-cl.byoinnavi.jp/>

医療法人 ふなやま会 ふなやま内科クリニック

内科(消化器)

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00~12:00	○	○	○	○	○	○	/
午後2:30~6:00	○	○	○	○	○	○	/

※休診日:水曜日午後、木曜日午後、土曜日午後、日曜日、祝日

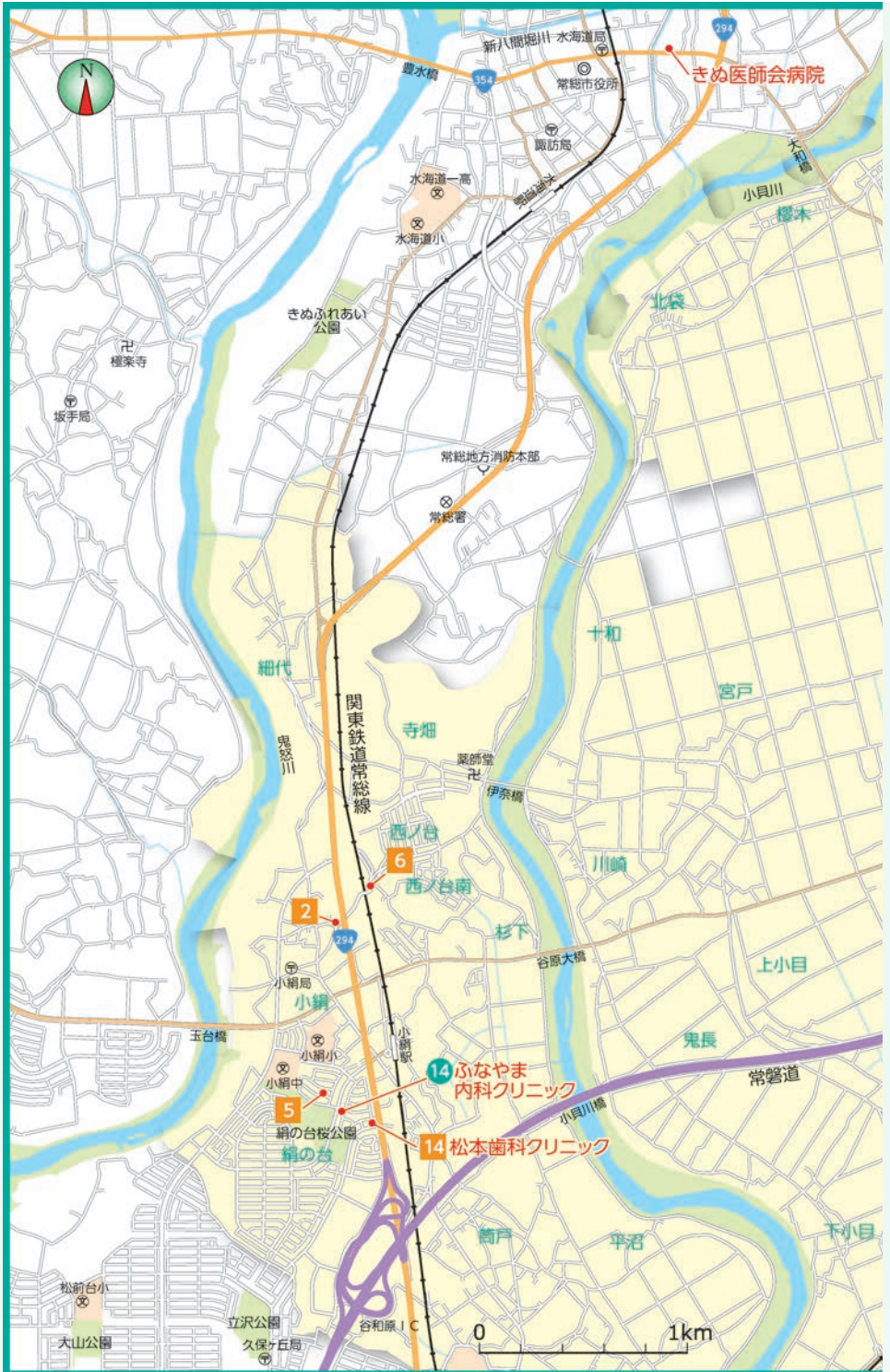
院長 船山夏子

つくばみらい市絹の台2-10-1

TEL 0297-25-3111

FAX 0297-25-3110

URL <http://paa.jp/t/144501/>



歯科 小児歯科 松本歯科クリニック

急患随時受付 院長 松本 敦

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
AM9:00 ~ 1:00	●	●	●	/	●	●	/
PM3:00 ~ 7:00	●	●	●	/	●	●	/

休診日:日曜・木曜・祝日 ※土曜日はPM5:00まで

つくばみらい市絹の台2丁目13番地9

国道294号沿い・レストランCOCO'S前

☎(0297) 52-7648

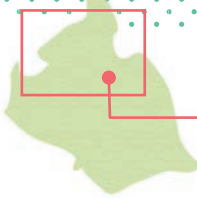
<http://matsumoto-dent-clinic.com/>

health advice

気持ちよく眠りにつくために

寝る前に リラックスタイムを持とう

お風呂は、ぬるめのお湯にゆっくりと入って。寝つきの悪い人は、軽い読書やマッサージ、音楽を聴いたり、神経を鎮める香りを利用するなど、「お休みの儀式」を自分なりに工夫してみましょう。



内科・消化器内科・糖尿病内科・小児科 (1歳以上)
在宅医療も対応

うみ つくばみらいファミリークリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日・祝
9:00-12:00	○	○	○	○	○	○	-
15:00-18:30*	○	○	○	-	○	-	-

*受付18時15分 【休診日】日曜・祝日
つくばみらい市富士見ヶ丘1-8-1
TEL.0297-21-8025

つくばみらいファミリークリニック

つくばみらい市

ふじみがおか歯科クリニック

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝日
10:00~13:00	○	×	○	○	○	○	△	×
14:30~19:00	○	×	○	○	○	○	▲	×

△第1、第3、第5 9:00~13:00 ▲第1、第3、第5 14:00~17:00
休診日 火曜・第2日曜・第4日曜・祝日
つくばみらい市富士見ヶ丘1-1ピアシティ カスミ内
ご予約・お問い合わせ
TEL:0297-58-8241

つくばみらい 小児歯科

歯科・訪問歯科診療

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
9:30~12:30	●	●	●	●	/	●	/
14:00~18:00	●	●	●	●	/	●	/

休診日: 金曜・日曜・祝日
つくばみらい市紫峰ヶ丘2-4-1
TEL:0297-38-4636

つくばみらい小児歯科

ひかり歯科医院
Hikari Dental Clinic

歯科 / 小児歯科 / 矯正歯科 / 歯科口腔外科

受付時間	月	火	水	木	金	土
9:30-12:00	●	●	●	-	●	○
14:00-17:30	●	●	●	-	●	○

休診日: 日曜・祝日・木曜日
*土曜日は受付時間が変わります(9:00-12:00/14:00-16:00)
TEL:0297-44-5800

〒300-2358 茨城県つくばみらい市陽光台2-19-2
SEARCH GO

health advice

気持ちよく眠りにつくために
眠くなってから床につく

「眠らなければ」と意気込むと、かえって頭が冴えて寝つきを悪くしてしまいます。眠れないときはいったん布団を出てリラックスし、眠くなってからもう一度床につくようにしましょう。



横張歯科医院

診療時間 午前 9:30~12:30
午後 2:00~ 6:30

休診日 木曜・日曜・祝日
陽光台2-10-2 ☎ 0297-58-8844

みらい平子どもクリニック

●アレルギー ●アトピー性皮膚炎 ●心疾患 ●夜尿症 ●発達障害

診療時間	月	火	水	木	金	土
一般診療 9:00~12:00	○	○	○	×	○	△
予約診療・乳児診療 14:00~15:20	○	○	○	×	○	○
一般診療 15:20~18:00	○	○	○	×	○	△

休診日 木・日・祝日 △土曜日の一般診療は午前12:20まで、午後16:00まで
ネットからのご予約はこちらをご活用ください。
☎ 0297-47-2251
つくばみらい市紫峰ヶ丘1-17-5 ☎ 0297-47-2255



つくばみらい市

医療機関マップ

病院・医院 / 歯科 / 薬局



南東部エリア
Southeast area

K 医療法人 慶友会

守谷慶友病院

茨城県守谷市立沢980-1
TEL.0297-45-3311
FAX.0297-45-4541



ひがしクリニック慶友

茨城県守谷市松並1630-1
TEL.0297-48-6001
FAX.0297-48-5541



伊奈クリニック

茨城県つくばみらい市板橋2243-1
TEL.0297-20-7755 FAX.0297-58-5507

指定通所介護事業所 ピイ・ディ・ジエイ伊奈

TEL.0297-20-7272



詳しくはホームページにてご確認ください。

歯科用CT 歯科用マイクロスコープ オペ室有り

宮田歯科医院

診療時間	月	火	水	木	金	土	日	祝
8:30~12:00	●	●	×	●	●	●	●	×
14:00~18:30	●	●	×	●	●	●	●	×

☎0297-58-0088
つくばみらい市小張2558

ホームページ <https://www.miyata-odc.com/>

車イス対応 バリアフリー設計



海老原歯科医院

歯科

■診療時間

平日 AM9:00 ~ 1:00 PM2:30 ~ 7:00
土曜日 AM9:00 ~ 1:00 PM2:30 ~ 6:00
休診日 木曜・祝日

つくばみらい市谷井田2489-1
TEL(0297)58-3968



health advice

気持ちよく眠りにつくために

寝酒は不眠の元

寝酒は睡眠薬代わりにはなりません。少量なら麻酔作用で眠りやすくなるかもしれませんが、短時間で作用が切れ、目が覚めてしまうことも。慣れると量が増えて精神的・身体的問題が起こりやすくなります。また、飲みすぎると翌朝に疲れが残るものになります。

動脈硬化 古いゴムホースのような血管の老化

動脈硬化が原因でおこる病気

- ▶ 狭心症・心筋梗塞・脳卒中。(脳出血や脳梗塞)

動脈硬化を進行させるのは「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」

- ▶ 予防には食事の改善と運動です!

動脈硬化とは、動脈の血管内壁に脂肪がたまって管が狭くなったり、血管が弾力を失って、古いゴムホースのように硬く、もろくなってしまった状態。血液が流れにくくなり、体に酸素や栄養が十分に運ばれなくなるほか、血管が狭くなった部分に血栓(血の塊)が詰まったり、また、血管がもろくなっているため、破れやすくなったりするのです。

health advice



一般社団法人

つくば市医師会

〒305-0821 つくば市春日1-10 メディカルプラザ1階

TEL 029-869-9660 FAX 029-869-9661

つくば市医師会は、つくばみらい市内12医療機関のほか、つくば市内医療機関の会員で構成され、市民の皆様の健康を支えるために、地域医療の充実、保健・医療・福祉の向上などに取り組んでいます。

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号
① ありま皮膚科クリニック	300-2359	紫峰ヶ丘1-7-4	38-6116
② いしかわ耳鼻咽喉科クリニック	300-2359	紫峰ヶ丘1-8-3	57-8733
③ つくばみらいファミリークリニック	300-2417	富士見ヶ丘1-8-1	21-8025
④ なかざわクリニック	300-2359	紫峰ヶ丘1-6-7	34-1122
⑤ 平井医院	300-2307	板橋2258-2	58-3311
⑥ みつ眼科つくばみらい	300-2359	紫峰ヶ丘4-1-4	44-7732
⑦ 緑クリニック医院	300-2337	谷井田2215-4	58-5222
⑧ みらい平クリニック	300-2358	陽光台3-11-4	38-4023
⑨ みらい平こどもクリニック	300-2359	紫峰ヶ丘1-17-5	47-2255
⑩ みらいの森キッズクリニック	300-2417	富士見ヶ丘1-24-5	21-9342
⑪ 谷井田医院	300-2337	谷井田1071	57-0500
⑫ MED AGRI CLINIC つくばみらい	300-2308	伊奈東37-2	38-8578

※市外局番は(0297)です。

一般社団法人

きぬ医師会

〒303-0016 茨城県常総市新井木町13-3(きぬ医師会病院内)

TEL 0297-23-1771(代表) FAX 0297-22-8111

きぬ医師会会員は、つくばみらい市内に2つの医療機関で構成されております。これからも一丸となって地域のお役に立てますように頑張ってください。

医療機関名	住所	電話番号
⑬ 岡本医院	古川317-1	52-2030
⑭ ふなやま内科クリニック	絹の台2-10-1	25-3111

※市外局番は(0297)です。

公益社団法人

取手市医師会

〒302-0032 茨城県取手市野々井1926-2(取手市医師会館2階)

TEL 0297-70-7277 FAX 0297-70-7288

取手市医師会会員は、つくばみらい市内に1つの医療機関で構成されております。これからも地域のお役に立てますように頑張ってください。

医療機関名	住所	電話番号
⑮ 伊奈クリニック	板橋2243-1	20-7755

※市外局番は(0297)です。

※記載されてる番号は医療機関マップにて該当医療機関の所在地を表しています。



歯科医師会挨拶・リスト

私たち「つくばみらい市歯科医師会」は、市民の皆様がより良い健康、生活を維持して頂ける様、口腔領域からの支援をさせて頂いております。

近年、虫歯や歯周病は単に口腔内の疾患にとどまらず、糖尿病や血管系疾患、認知症との関係、また誤嚥性肺炎や低体重児との関係等、口腔の健康が全身の健康と密接に関連していることが広く知られているところです。

日々の歯磨き等の口腔清掃や、定期的な歯科検診により、口腔の細菌をコントロールして行く事がとても大切です。コントロールの善し悪しが、その後の人生に大きく影響して参ります。

健康の維持は、楽しい食生活から。

お口のことでお困りのことがあれば、是非、本会員
にお気軽にご相談ください。



医療機関名	住所	電話番号
1 荒木歯科医院	板橋2739-26	58-5431
2 入江歯科医院	小絹156-17	52-2188
3 海老原歯科医院	谷井田2489-1	58-3968
4 おおいわ歯科医院	西丸山159-1	52-0018
5 絹の台歯科クリニック	絹の台1-10-17	38-4182
6 黒田歯科医院	小絹237-20	52-4110
7 つくばみらいくどう歯科	紫峰ヶ丘2-4-1	38-4636
8 天満デンタルクリニック	陽光台2-18-1	21-3700
9 はしもと歯科クリニック	板橋2501-4	58-5599
10 ひかり歯科医院	陽光台2-19-2	44-5800
11 福島デンタルクリニック	谷井田1379-2 ヤマニビル2F	58-4908
12 福原歯科医院	谷井田2230-2	58-2014
13 ふじみがおか歯科クリニック	富士見ヶ丘1-1 ピアシティカスミ内	58-8241
14 松本歯科クリニック	絹の台2-13-9	52-7648
15 宮田歯科医院	小張2558	58-0088
16 谷井田歯科医院	谷井田1695-3	58-5529
17 陽光台根本歯科クリニック	陽光台1-18-1	44-7008
18 横張歯科医院	陽光台2-10-2	58-8844

※市外局番は(0297)です。

※記載されてる番号は医療機関マップにて該当診療所の所在地を表しています。



つくば薬剤師会

〒305-0008 つくば市流星台34-4

つくば薬剤師会は、つくば市とつくばみらい市の薬剤師からなり、地域に密着した活動を行い、皆様の健康増進と公衆衛生や保健福祉の向上を目指しています。

連携事業にも積極的に参加しており、行政や医療機関、医師会、歯科医師会などの団体とも様々な連携・協力事業を行い活動しています。

薬の事はもちろん、ご自身やご家族の健康に関することや介護・福祉の分野においても、是非、お気軽にご相談ください。

薬局をご活用されて、健やかな生活をお送りいただきたいと思います。



医療機関名	住所	電話番号
飯田薬局	板橋2735-10	58-5438
このみ薬局	板橋2102-1	58-1294
センター薬局伊奈店	板橋2755-2	57-8200
谷井田薬局	谷井田1077-3	20-7930
にこあり薬局	陽光台2-20-3	57-1339
スマイル薬局	陽光台3-11-4	38-6651
ひよこ調剤薬局	紫峰ヶ丘1-7-4	38-6898
友愛薬局みらい平店	紫峰ヶ丘1-6-8	20-7007
みらい平薬局	紫峰ヶ丘1-16-5	44-8627
さくらい薬局みらいの森店	富士見ヶ丘1-24-6	38-8077
むぎのほ薬局みらい平店	富士見ヶ丘1-8-4	21-7833
絹の台ふれあい薬局	絹の台2-4-13	25-3636

※市外局番は(0297)です。



▶ 商工会とは・・・

商工会は、商工業の総合的改善発展を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資する事を目的として、法律に基づき設立された商工業者の組織です。

中小企業の育成・発展のため、国や県は従来からきめ細かい施策を設けています。全国の商工会では、それぞれの地域小規模事業者の経営の近代化を促進する指導機関として国・県・市町村の助成を得て、地域の振興を図る事業や各種の経営相談に当たっています。



つくばみらい市商工会
会長 山野井 周一

▶ 部会等の活動

部会

つくばみらい市商工会には3つの部会があり、会員は業種に応じていずれかの部会に所属します。

部会は、業種の動向や業種特有の経営問題等についての研究、あるいは情報交換を行い、同業種や関係業種との交流を深める場であり、業界の生の声を商工会事業に反映させるための重要な組織です。

商 業 部 会

工 業 部 会

建 設 業 部 会



開催時期

11月

▶ 商工感謝祭

住民の皆様とのふれあいの場を作り、社会福祉と地域商工業の発展を図るために開催しております。

女性部、青年部、壮青年部

同じ地域でいろいろな事業に従事する45歳以下の者で構成された青年部や、女性経営者や事業主の奥さんで構成された女性部・40歳以上の経営者及び後継者で構成された壮青年部が商工会の内部組織として親睦を深め合ったり、地域の発展に貢献するさまざまな活動を実施しています。



開催時期

8月

▶ みらいフェスタ

旧「伊奈のまつり」で親しまれていた夏祭り、新旧住民のふれあいの場として開催しております。

私たちは、豊かな地域づくりや中小企業の発展のために
さまざまな活動を行っています。

経営指導

経営に関する課題を解決する為に、
いつでも皆さまのお越しをお待ちしております

- 経営指導
- 講習会・研修会
- 創業・経営革新支援事業
- 専門家無料派遣事業
- 経営発達支援事業
- 事業継続力強化支援事業

金融斡旋

運転資金・設備資金など、大きな事業資金ほど
わずかな金利も大きな違い。

商工会には、
各種の低利な融資制度がそろっています。

- 無担保無保証人のマル経融資
- 自治・振興金融(保証料補給有り)
- 茨城県制度融資
パワーアップ融資
経営合理化融資・創業支援融資

税務・経理指導

税金の各種控除、消費税、青色申告制度などのお悩みに対し、
帳簿のつけ方、決算、申告の仕方までアドバイスを行なっています。
決算や申告期には、税理士が無料の税務相談に応じています。

労務指導

従業員の福利厚生のために、
労働保険、退職金などの
ご相談に応じアドバイスをします。

各種共済・保険制度

会員のための安心、有利な各種の共済、保険制度をご用意。
加入相談を承ります。

- 会員福祉共済
- 中小企業退職金共済
- セーフティ共済
- 商工貯蓄共済
- 小規模企業共済
- 業務災害保険・ビジネス総合保険

入会のご案内



入会資格

商工業者の方なら規模、業種を問わずどなたでもご加入いただけます。
会費は税務計算上全額必要経費に認められます。

入会金・ 会員月額

加入金	個人・法人	一律5,000円
基本会費月額	法人事業者の方	月額1,500円～
	個人事業主の方	月額1,000円～

申込方法・ お問い合わせ

加入のお申し込みにつきましては、下記までお問い合わせさせていただきますよう
お願いいたします。

つくばみらい市商工会

〒300-2341 茨城県つくばみらい市福田671-2

TEL 0297-58-1700 FAX 0297-58-7969

MAIL info@miraishoko.com

HP <https://miraishoko.com/>



リフォームの基礎知識 ①

リフォームの進め方とポイント

STEP 1

具体的な計画をたてる

リフォームの目的から具体的な計画をたてましょう。この時点での情報収集も大切なポイントです。

Point ● 時期、期間は？ ● 予算は？



STEP 2

事業者を決める～契約する

契約前に疑問点・不安点は徹底的に確認しましょう。見積書・提案書や契約書だけでなく、打ち合わせの際の資料やメモなど書類にはしっかり目を通し、保管しておきましょう。

Point

- 施工業者の事業内容がリフォーム目的と合致しているか？
- 実績や業務内容を吟味。信頼できる事業者か？
- 候補を複数選んで同じ条件で見積書を提出してもらい検討したか？

STEP 3

着工

定期的に施工業者から報告・連絡を受けるようにしましょう。また、不安がある場合は施工業者の担当者を通じて確認するようにしましょう。

Point

- 工事に向けての準備や近隣への周知は大丈夫か？
- 工程表に基づいて進んでいるか？
- 変更・追加などが発生していないか？



STEP 4

着工後

Point

- 事業者立ち会いの下、確認をし説明をうけたか？
- 今後のメンテナンスや保証先を確認したか？

リフォームの疑問

Q リフォームの費用はどのくらいかかりますか？

A 改装の範囲で変わっていきます

建物の一部分の改装もリフォームですし、全面改装でもリフォームです。当然のことですが、手を加えれば加える程かかる費用は増えていきます。例えば、畳敷きの6畳間をフローリングに替える場合は十数万円ですが、家全体に及ぶ大掛かりな改装の場合は、建替えの方が安くなる事もあります。

Q 満足いくリフォームのポイントとは？

A まずは現在の不満点を挙げてみましょう

現在のお住まいの不満のある所をリストアップする事をおすすめします。そうする事でただ漠然と不満に感じていた事も具体的に検討出来るようになり、優先順位をつけて内容の整理もしやすくなります。

また、キッチンなどの設備の取り替えをお考えの場合は、ショールームなどで実際に見て触ってみる事も重要です。



Q 信頼のおける業者とは？

A 2～3社は候補を挙げて比較しましょう

- 費用の安さで決めずに、契約内容に納得した上で契約をかわしましょう。
- 建築士や増改築相談員などの資格者がいるか確認しましょう。
- 経験豊富で実績がある事業者かどうか確認しましょう。
- アフターフォローはどうなのか、必ず確認しましょう。

イバライガー公式スポンサー

正しい宿った建物に
リフォームしませんか

経験と知識であらゆる
現場の安全を守ります

株式会社サン・ステップ リフォーム部

「足場・塗装・雨漏り調査」その他リフォーム

TEL0297-57-7770 <http://sun-step.com>



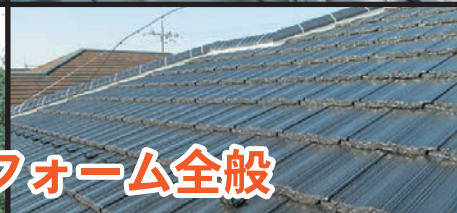
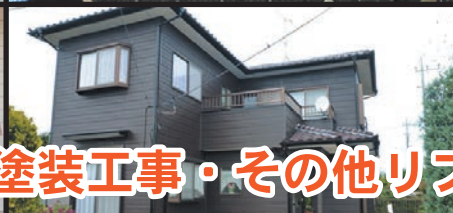
万々に備えて、住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです



営業・職人見習い募集中 社会保険完備



屋根・瓦・塗装工事・その他リフォーム全般

地域でいちばん笑顔が集まる店を目指して

つくば市東光台 2-10-15

診断・お見積り無料



株セイワホーム

セイワホーム つくば

0120-848-375

大工仕事何でも屋

便所の柵から御殿まで

今日も
カンナが切れてます



常松建工 株式会社 -tsunematsukenko-

つくばみらい市南太田 2 2 1-6
TEL/FAX. 0 2 9 7-5 8-1 7 2 4
<http://tsunematsu-kenko.com>

お見積り・ご相談無料 お気軽にお問い合わせを

茨城県知事許可36697号

(株)木村興業

各種防水

コーキング

塗装工事

雨漏りなら
おまかせ!

お気軽に
どうぞ!



茨城県つくばみらい市下島 1 1 - 2

TEL. 0297-20-7711
FAX. 0297-20-7722

E-mail kimura-kougyou@if-n.ne.jp



屋根の事は
お任せください

地震に負けない屋根造り 屋根の軽量化

鶴(有)森瓦店

茨城県知事許可(般-31)第30839号

つくばみらい市山谷 234
TEL 0297-58-7442



三方よし 屋根点検

被災地支援プロジェクト

自然災害に備えて両親や大切な人に

屋根点検をプレゼントしませんか?



屋根工事・雨どい工事・外壁工事・板金工事・各種リフォーム



株式会社 美波

茨城県知事許可(般-31)第36977号

TEL: 090-6927-7434
事務所: 0297-21-2811
つくばみらい市小張 3133-34

従業員
募集!!

美波 つくばみらい市



美しい建物の外観・耐候性を求めて

社団法人 日本塗装工業会々員
茨城県塗装工業組合会員
つくばみらい市商工会会員

総合建築塗装工事業

株式 三陽塗装商会

代表取締役 秋田 政夫

〒300-2422 本社茨城県つくばみらい市古川 954-2

TEL 0297(52)4683
FAX 0297(52)3624

<http://tateru.com>

いい土地・いい建物・すべての方に

アイオー・西尾建設(株)

いいなにしおさん

0120-172403

0297-58-8552

つくばみらい市高岡698-2

e-mail nishio@tateru.com

増改築・注文住宅・リフォーム・土地建物

いいね!を形にした住まい





リフォームの基礎知識 ②

住まいの整備に関する補助金

介護保険制度では、「要支援1～2」や「要介護1～5」と認定された方が、自宅で生活をしやすい住環境にするための手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修に対して、費用が支給されます。

また介護保険制度とは別に、高齢者向けや障がい者向けに住宅改修に助成金を支給しているところもあります。工事をお考えの際には事前に自治体に相談してみると良いでしょう。



業者の探し方

最近では自社ホームページを持っているリフォーム会社も多いようです。ポストに入ってくるチラシも情報収集のチャンスです。

またご近所や知り合いでリフォーム工事をした家があったら、その会社がどんな対応だったか聞いてみるのも一つの手です。



外壁塗装

雨や風、湿気、汚れなどによって外壁の塗装面の防水性能が落ちると、外壁の耐久性も落ちていきます。劣化によるひび割れ、外壁の反り、雨漏りなどが生じたりしてきます。もちろん、塗装が剥がれれば美観も損ねてしまいます。

家の状況にもよりますが、外壁の塗り替え時期の目安はおおよそ10年ごとといわれています。建物の寿命を伸ばすためにも塗装の見直しもしていきましょう。



リフォームと建築基準法

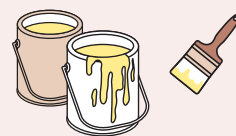
リフォーム時には、住宅に関する法律についても知っておく必要があります。通常業者さんが把握しており問題の起こることはあまりありませんが、知っておきたい法律としては建築基準法があります。建築基準法は住宅の安全性、居住性、周辺環境への配慮を目的としている法律で、新築だけでなくリフォーム時にも適用されるので注意が必要です。



自然塗料

室内の床や壁、柱、家具などの木製品は、多くは何らかの塗装がされています。特に大量生産の製品はそのほとんどに化学塗料が使われています。

近年、シックハウス症候群の原因となる、化学物質による室内の空気汚染が問題視されています。お子さんやご家族がアレルギー体質なら業者にまず相談する必要があるでしょう。



つくばみらい市密着
塗装・リフォーム専門店

みらい美装 

〒300-2337
つくばみらい市谷井田1379-2
山ニビル1F
営業時間/10:00～18:00
定休日/年末年始・夏期・GW
E-mail: suntrust@gmail.com

<https://suntrust-mirai.jp>

見積
無料



0120-983-206

「こまった」を「よかった」に変える解決方法のご提案、修理、点検取替え工事も承ります。

24時間
受付中



万々に備えて、住まいの講座

株式会社サイネックスによる編集記事ページです

このページは有料広告ページです

光のチカラでウイルス対策

PIAJ
光触媒工業会

室内用のアリテラス光触媒コーティング膜が壁などの表面に付着したウイルスや菌を抑制します

MiRaI スタイル株式会社
つくばみらい市富士見ヶ丘 2-9-1
0297-37-6841
<http://www.mri-style.co.jp>

住みやすい家づくり
を目指します

一般建築板金請負施工
金属屋根張替え
外壁工事・雨樋工事
修理一般

堀越板金

作業所：つくばみらい市箕輪 163
TEL 0297-52-5654 FAX0297-52-6058
本社：つくばみらい市西ノ台 24-5
TEL 0297-52-2807

SDG GOALS

屋根
外壁

東洋レジン工業株式会社

塗装工事全般 おまかせ下さい

0297-58-3669
つくばみらい市谷井田1414-11
東洋レジン工業 検索

水回りのリフォームでお困りの方へ

キッチン お風呂 トイレ

水回りの
リフォームなら
トヨシマ水工に
お任せください

トヨシマ水工は地域密着で
皆様に住みやすい環境を提供します

地域密着型 緊急トラブル対応 確かな技術力

トヨシマ水工 株式会社
茨城県つくばみらい市川崎382 ☎0297-21-2261
従業員募集

ご家庭用電気工事から
業務用電気工事まで
幅広くご相談に応じます!

電灯のLED化も エアコンの設置も

住宅・店舗・工場・公共施設 etc
電気設備工事 請負・設計・施工

ids 飯泉電設株式会社
つくばみらい市神生760-1
TEL.0297-58-8111 FAX.0297-58-8136

Sugawara Sekou

お客様の理想を形に

株式会社 SUGAWARA 施工
茨城県つくばみらい市上平柳1007-3
TEL050-5586-5013

Funeral trivia



葬儀の豆知識

弔事の流れ

故人の宗教に合わせた作法を

日常生活の中で、できるだけ考えたくないことかもしれませんが、どのような人生にも終焉は訪れます。いざというとき慌てないために、基本的な葬儀や法要の流れ、会葬のマナーは心得ておきましょう。

臨終

遺体を北枕に安置し、喪主、儀式の形式と日取り、葬儀会社を決めて依頼し、寺院や知らせるべき人に連絡します。

通夜の準備

枕飾りをして遺体を安置。喪服、遺影の準備と世話役との打ち合わせ。戒名の依頼や隣近所への挨拶、死亡届の手配も行います。

通夜

故人との別れを惜しみ、夜通し香と灯火を絶やさず遺体を守るのが本来の通夜ですが、最近では数時間ほどで終わる形式が多くなりました。通夜が終了した後は、通夜ぶるまいとして親族や親しい人に食事などを振る舞ったり、代わりに折り詰めなどをお渡しすることもあります。

葬儀・告別式

通夜の翌日に、死者を弔うのが葬儀で、故人に別れを告げるのが告別式です。読経の後、遺族、親族が焼香し、参列者の焼香へと移ります。

出棺・火葬

最後の対面の後、別れの花などを行い、遺族の手で霊柩車へ。会葬者は合掌して見送ります。

※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

火葬・骨上げ

火葬の前に全員が焼香。火葬終了後は、二人一組になって箸で遺骨をさみ骨壺に入れる骨上げを行います。

※葬儀・告別式の前に行う場合もあります。

遺骨回向

持ち帰った遺骨、位牌を祭壇に安置し、僧侶が読経中、遺族による焼香が行われます。このとき、本来7日目に行う初七日法要を、繰り上げてとりおこなう場合が多くなっています。

精進落とし

法要後、お世話になった人に感謝と慰労の気持ちを込めて喪主が挨拶。遺族が酒と料理でもてなし、故人をしのびます。

追善供養

初七日に始まり、三十五日、四十九日、百か日と、お経を上げて、お香で供養します。このとき納骨を行う場合もあります。

年忌法要

一周忌に始まり、2年目の三回忌、6年目の七回忌、その後十三回忌、十七回忌、二十三回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、五十回忌と法要を続けます。三十三回忌または五十回忌をもって、弔い上げ(最終の年忌法要)とする場合が多くなっています。

※掲載の記事に関しましては、一般的な仏式の慣習を掲載したものであり、各宗教や宗派または地域により異なる場合がございます。

90余年の信頼と実績

24時間365日対応・霊安室完備

事前相談受付中

**みらいホールつちど****0297-20-7766**

つくばみらい市板橋 2218-14 板橋不動尊そば みらい平駅5分

みらいホールつちど 検索



有限会社土戸商店

つくばみらい市福岡 1626-3

TEL.0297-52-5040

**相続手続きは
全てをプロにお任せを!!**

ご自身は印鑑証明だけ取ればOK!!

●戸籍の収集、様々な手続き

●相続人とのやり取り、書類の作成

●全て私達が代行します

まずはお気軽にご相談ください

**株式会社
東京リーガルオフィス**

GLOBAL PARTNERS

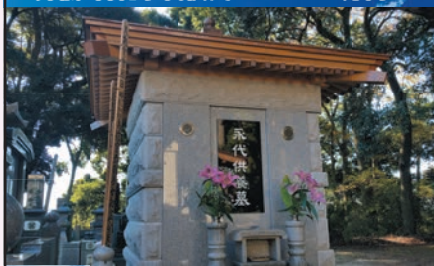
つくばみらい市山王新田 290-6

TEL 0297-21-3006

お葬式とお墓の不安を安心に代える

「あんじん」

葬儀・合祀永代供養墓プラン50万円〜

曹洞宗
東光山**永寿院**

つくばみらい市板橋1908-1

TEL.0297-58-0084

永寿院 つくばみらい市 検索



仏壇・仏具Q&A

Question

お仏壇を購入するのにいい日になってありますか?



Answer

「思い立ったが吉日」という言葉にもあるように、お仏壇を購入または買替えるのに、良い日・悪い日というのはありません。

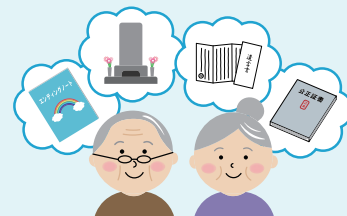
Would you like to
prepare an
ending note?



エンディングノートを 準備しませんか？

誰であっても「死」や「老い」を避けることはできません。まだまだ先の事と思っていても不慮の事故や病などで突然意思表示もできなくなる…ということもあります。そうなれば残された家族は大変な負担を強いられてしまいます。

いざというときに備え、あなたの意志をエンディングノートに残しておきましょう。エンディングノートは遺言書と違い法的な効力こそありませんが、逆に決まった形式もなく好きなように残しておくことができます。元気なうちにあなたの意志を書き留めておくことであなた自身の安心とご家族の負担軽減につながります。



【自分のことについて】

氏名・生年月日・住所・電話番号（緊急連絡先を含む）・血液型など一通りの情報を記載しておきましょう。現在かかっている病気や常用している薬、通院先も示しておくとお親切です。



【親戚・友人・知人について】

いざというとき知らせたい欲しい親戚・知人・友人がいればそのリストを残しておきましょう。



【財産・資産について】

預貯金やクレジットカードなどの口座情報はもちろん不動産や有価証券などの金融資産も詳細に残しておきましょう。また、プラスの資産だけでなく借金などマイナスの情報も忘れてはいけません。



【葬儀・お墓について】

葬儀の出し方は遺族の悩みどころです。葬儀の実施方法や費用、知らせる人のリストなどを明記しておくお遺族の負担が軽くなります。どの写真を遺影に使うかも残しておくお良いでしょう。また、お墓のことが決まっていればその情報も示しておきましょう。

【延命・献体について】

延命治療が必要になったときの対処を残しておきましょう。口頭だけですあなたの意志だとしても延命を打ち切った人が他の遺族から糾弾されるおそれがあります。

死後、遺体などを献体として提供する意志があればその旨も記しておきましょう。

【保険や私的年金などについて】

生命保険をはじめとした各種保険の情報を残しておきましょう。また、個人年金や企業年金に加入している人はその情報も残しておきましょう。



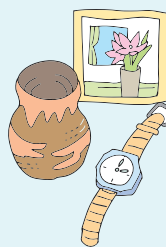
【解約などについて】

携帯電話やネットなどの会員サービスなどを利用している場合はアカウントやパスワードなどの情報と共に対処方法も指示しておきましょう。



【遺品について】

遺品を形見分けしたいときは品名・譲渡先を網羅したリストを残しておきましょう。また、最近はパソコンなどにデジタルな遺品を残すケースもあります。そうしたものへの対処も残しておきましょう。



【遺言書について】

十分な法的効力を持つ遺言書を作成するのは素人では難しいものです。弁護士などに相談し、アドバイスを受けましょう。遺言書を作成したときはその存在をあきらかにし、保管場所を示しておきましょう。



エンディングノートの注意点

●保管について

エンディングノートは銀行口座などの資産情報をはじめ非常に重要な個人情報ので塊です。保管には細心の注意を心がけましょう。

●エンディングノートの存在を知らせておく

せっかくエンディングノートを作成しても家族がその存在を知らなかったら意味がなくなってしまいます。

●財産について

エンディングノートには法的効力がないので遺産分与で遺族がもめる恐れがあります。財産に関しては別に正式な遺言書を準備しておきましょう。

※掲載の記事に関しましては、一般的な見解を示したものであり、全てのケースにあてはまるものではありません。



Editor's Note

編集後記

「つくばみらい市 暮らしのガイド」は、つくばみらい市にお住まいの皆さま方へ、市の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、市民の皆さま方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業としてつくばみらい市と株式会社サイネックスとの協働発行といたしました。

「つくばみらい市 暮らしのガイド」は、地域の各団体及び事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、つくばみらい市の全世帯へ無償配布することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

「つくばみらい市 暮らしのガイド」に掲載の行政情報は、令和4年11月1日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

また、掲載されているスポンサー広告は暮らしの情報としてご活用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

つくばみらい市 暮らしのガイド

令和4年11月発行

発行

つくばみらい市／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス 東京本部
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3
TEL: 03-3265-6541(代表)

広告販売

株式会社サイネックス つくば支店
〒305-0817 茨城県つくば市研究学園5-20-2
TEL.029-858-0570

※掲載している広告は、令和4年10月現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。



シャトル便
運行中

標榜科目

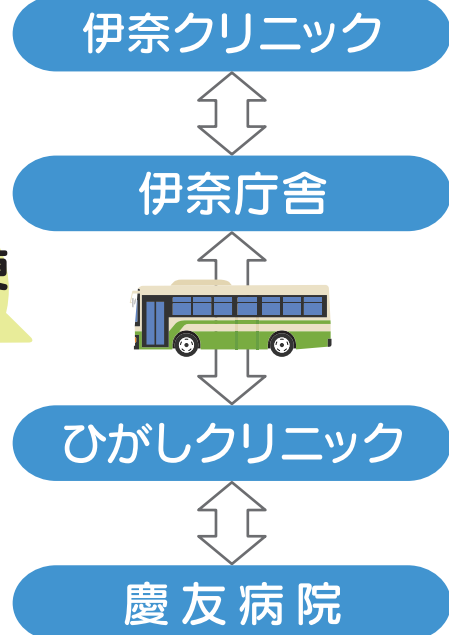
内科・消化器内科・循環器内科・糖尿病内科・呼吸器内科
腎臓内科・神経内科・内視鏡内科・人工透析内科・外科
消化器外科・乳腺外科・整形外科・脳神経外科・血管外科
耳鼻咽喉科・頭頸部外科・泌尿器科・放射線科・リウマチ科
肛門外科・呼吸器外科

- 病床178床
- 透析ベッド38床(無料送迎あり)
- 各種健康診断・人間ドック受付中

職員募集

詳しくはホームページにて
保育所併設(子育て中の女性が安心して働ける環境です!!)

TEL **0297-45-3311** 〒302-0118 守谷市立沢 980-1



守谷駅東口より徒歩10分

標榜科目

総合診療科(よろず診療)・内科・脳神経外科・糖尿病内科
泌尿器科・心療内科(もの忘れ外来)・耳鼻咽喉科

健康増進施設K-FIT.

運動指導の専門家「健康運動指導士」
が疾病状況や体力レベルに合わせた運動
プログラムを作成し、安全で効果的に、
自分に合ったペースで健康づくり
を実践できるようサポートいたします。



一般会員
募集中!!



TEL **0297-48-6001** 〒302-0108 守谷市松並 1630-1



標榜科目 内科・小児科

ピー・ディ・ジェイ伊奈

ご利用者様を中心としたケアと、ご利用者様の尊厳を守るケア
を提供いたします。
利用される皆様が、明るく家庭的な雰囲気の中で「にこやかに」
「個性豊かに」「楽しく」当施設で過ごされ、そして心身機能維持
・向上されることを目指し従事しております。



TEL **0297-20-7755** 〒300-2307 つくばみらい市板橋 2243-1



見つめています。 未来の豊かな生活環境。

looking toward a future.

私たちは一般廃棄物収集運搬業をはじめ、
産業廃棄物収集運搬、浄化槽の清掃、保守、
給排水衛生設備のメンテナンスなどの業務を通じ、
快適空間を創出し、皆さまのお役に立てるよう
日々研鑽を重ねています。
「たとえ小さな一歩でも、
昨日より確実に前へと進んでいること。」
それこそが、私たちの目指す未来です。
快適な地域社会の形成、より豊かな未来のために、
私たちは皆さまと手を携えて前進し続けます。



管清掃、強力吸引
お任せください!

給食配送車



一般廃棄物回収車



バキューム車



関東商事グループ

代表取締役 櫻井よう子

関東商事株式会社

〒305-0062 茨城県つくば市赤塚423
Tel.029-836-3007 (代)

株式会社 土浦関東商事

〒300-0847 茨城県土浦市卸町一丁目5番地6
Tel.029-821-3793

有限会社 総合整備

〒305-0062 茨城県つくば市赤塚616番地1
Tel.029-836-3686

株式会社 つくばESSA

〒305-0062 茨城県つくば市赤塚616番地1
Tel.029-836-3636

<http://kantousyouji.jp>